

東日本大震災からの学び

災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に関する調査報告書

～子ども虐待の予防・啓発の取り組みに向けて～

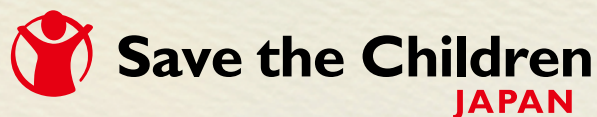
東日本大震災からの学び



災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に関する調査報告書

～子ども虐待の予防・啓発の取り組みに向けて～

2014年4月



公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからのご挨拶

東日本大震災発生直後より、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは東北の3県において緊急・復興支援の活動を行ってきました。子どもの権利を推進するNGO（非政府組織）として、私たちの活動では、「生きる」・「育つ」・「守られる」・「参加する」という子どもの権利の実現を目指しています。しかし、日々の活動を通じ、子どもを巡る課題が被災地域にはまだまだ多くある現状を目の当たりにしてきました。

震災から3年が経ってから、被災地域において子ども、養育者や支援者の方々が直面している課題は何か、また子どもの健やかな育ちを阻むリスクは何かを探るため、子ども虐待の分野において先駆的な取り組みをされている吉田恒雄駿河台大学教授・副学長、川松亮厚生労働省児童福祉専門官、有村大士日本社会事業大学准教授をお迎えし、本調査を実施しました。先生方の専門的な知識や経験に支えられ、客観性と信頼性を担保した調査となりました。本調査では「現地の視点」に主眼を置いた手法を採用しています。そのため、本報告書はまさに震災後の被災地域で子どもや家庭に携わる行政や支援者の方々の声を基にした結果と提言と言えます。

本調査から「グレーゾーン」すなわち「気になる」子どもや家庭を懸念する声が最も多かったこと、そして3年目以降にそれらの子どもや家庭を対象とした支援がますます重要になることが改めて明らかとなりました。これは、私たちが日々活動を通じ実感することを裏付ける結果であると同時に「虐待に至る前の、気になる段階での適切な支援が必要」という政府の虐待発生予防へ向けた方針とも一致するものと考えられます。これには、子どもを取り巻く全ての人々が連携し、日々の仕事において各々が果たす役割が期待されていると言えるでしょう。

提言では、被災地域の子ども支援に携わる民間団体、行政、教育、福祉、医療等の現場関係者の方々に加え、今後活動を始める方々が、子どもを取り巻く環境を現地の視点から把握し、虐待予防のために何ができるかについて、個人または組織として、検討する契機となることを目指しました。本調査から今後の支援のあり方に関わるヒントが見出され、多くの方々に広く活用していただけたら幸いです。震災4年目となった今、民間団体や行政・諸機関がそれぞれの強みを活かし、虐待の早期予防へ向けた共同戦線を張ることが求められているのではないのでしょうか。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、本調査結果と提言を広く社会に伝える役割を担うと共に、被災地域の方々と子どもの虐待の早期予防に資する事業を推進・展開していきます。また、東北地方のみならず国内の子どもの権利に関わる課題として捉え、この取り組みを強化していきます。具体的には、国内外の経験を活かしながら、アウトリーチ型の支援事業の後方支援、啓発の促進、そしてペアレンティングプログラム（ポジティブ・ディシプリン）の普及等を実施していきます。

最後に、本調査の完成にあたり、以下の皆々様に、心から感謝の気持ちと御礼を申し上げたく、謝辞にかえさせていただきます。まず、調査協力者の皆様におかれては、貴重なお時間をいただきました。本当にありがとうございました。更に、多忙を極める中、本調査への多大なる貢献をいただきました吉田先生、川松専門官、有村先生に厚く御礼を申し上げます。また、報告書に対する講評をいただきましたアドバイザーグループの先生方にも心より感謝申し上げます。

本調査が、東北地方における子どもの虐待予防の一助となり、将来、再び大規模災害が発生した際にも、私たちの活動のみならず、支援方策を包括的に検討する材料として広く活用されるよう、祈念いたしております。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 専務理事・事務局長
千賀邦夫

★ 子どもの権利条約と子ども虐待 ★

国連子どもの権利条約の第19条には、虐待・放任・搾取からの保護が規定されています。セーブ・ザ・チルドレンは、子どもに影響する暴力、搾取、虐待、ネグレクトを予防・対応するためのあらゆる対策や仕組づくりを目的とした取り組みを推進しています。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからのご挨拶	2
用語リスト	6
1. はじめに	7
2. 調査の概要・方法	9
2.1 本調査の枠組み	10
2.2 調査方法	11
2.3 調査実施体制	14
2.4 調査負担への配慮	14
2.5 倫理的配慮	15
2.6 調査の意義と限界	15
3. 机上調査結果	16
3.1 児童相談所における虐待種別の推移	16
3.2 市町村における虐待種別の推移	18
◆コラム①：日本における子ども虐待の定義と類型	19
◆コラム②：子ども虐待における対応のレベル	22
4. 子どもの支援者に対する調査結果	24
4.1 調査結果の整理枠組み	24
◆コラム③：子ども虐待、ネグレクトの対応件数の増加	27
◆コラム④：グレーゾーン対応の重要性	31
4.2 支援者調査の結果概要	32
4.2.1 <グリーンゾーン>被災地の状況	33
4.2.2 <グレーゾーン>子どもをめぐる気になる状況（不適切な養育に関する状況）	36
4.2.3 <レッドゾーン>子ども虐待を含め介入が必要な状況	47
4.2.4 社会資源の変化	50
4.2.5 課題解決に向けた意見・提案	57
◆コラム⑤：被災地の子どもたちの声～チャイルドラインより	66

5.	支援者調査からみえてきたこと：震災に関連する特筆すべきテーマ	69
5.1	虐待・ネグレクトに関する課題分析	69
5.2	DVに関する全体的傾向の分析	75
5.3	家族構成・主たる養育者の変更に関する分析	80
5.4	里親の養育状況に関する分析	87
5.5	避難・移動による影響の分析	91
5.6	原発事故の影響の分析	96
5.7	震災による社会資源への影響の分析	102
6.	Web調査：啓発、認識、通告について	112
6.1	Web調査の概要	112
6.2	調査方法	112
6.3	調査結果	112
6.4	考察	132
7.	提言	134
8.	おわりに ― まとめに代えて	140
	参考文献	144

別添資料（巻末）

別添1：机上調査

別添2：支援者への調査で提案された、今後期待される支援

別添3：ヒアリング調査時に使用した資料

別添4：支援者調査 調査票

別添5：Web調査 調査票

別添6：ヒアリング調査協力機関

ウェルビーイング (Well-being)：社会福祉の歴史の中で救貧的な意味合いを有するウェルフェア (welfare) に対して、「人権保障」「自己実現の支援」をめざす新たな理念として使われている。よりよい (well) 状態が続いている (being) ことを示す積極的な理念。子どもに対しては、基本的な生活の保障に限らず、子どもの権利が保障され、さらに自己実現ができていない状態を指す。
(社団法人 日本社会福祉士養成校協会 2005) より一部改変

グリーフケア：「重要な他者を喪失した人、あるいはこれから喪失する人に対し、喪失から回復するための喪の過程を促進し、喪失により生じるさまざまな問題を軽減するために行われる援助」
(背藤乃理子・丸山総一郎 2004)

社会資源：福祉サービスの提供に必要な人材や資金、施設、政策、情報、制度。わが国では社会資源が未整備なため、今後、さまざまな社会資源の開発や連携が必要といわれている。
(「シリーズ・21世紀の社会福祉」編集委員会 編 1999)

マルトリートメント (maltreatment)：「大人の子どもに対する不適切なかかわり」を意味しており、「虐待 (abuse)」より広い概念である。マルトリートメントは次のように定義づけられる。
① 18歳未満の子どもに対する、②大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども（おおよそ 15歳以上）による、③身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、ことばによる脅かし、性的行為の強要などによって④明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかかな心身の問題が生じているような状態。④では、従来の「虐待」への考え方では「明らかに心身の問題が生じている」場合のみとされてきた。しかし、子どものウェルビーイングの促進、啓発を考えるうえで、また、問題の重度化、深刻化を防いでいくうえで、たとえあざや骨折がまだ生じていなくても、「明らかに危険が予測され」ている場合もマルトリートメントに含めている。
(高橋重宏・庄司純一 2002)

※なお、本報告書内ではマルトリートメントと同義で「不適切なかかわり」という表現を使用している。

レジリエンス (resilience)：虐待や障害など、心身の発達にとって危機的な状態 (risk) に置かれながらも、クライアントが良好に適応すること、またはその内的な力。「こころの回復力」や「弾力性」と訳されることもある。理論的には生態学的マルチシステム視座に基づき、エンパワメントやストレングスといった概念の流れをくみ、クライアント自身の資源や強みに焦点を当て、それらを効果的に引き出すという実践における考え方である。欧米を中心に、広義な対人援助領域(ソーシャルワーク、発達心理、精神保健、少年司法等)において、着目されつつある。
(山縣文治・柏女霊峰 編 2013)

レスパイトケア (respite care)：介護を要する障害者や高齢者の家族を一時的に一定の期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにする援助。わが国においても先駆的な実践が試みられており、地方自治体による助成も行われている例がある。サービスとしては、デイサービスやショートステイとも共通している面がある。
(中央法規出版 編集部 編 2012)

1.はじめに

東日本大震災の発生以降、被災地域において国内外から多様な支援活動が展開されてきた。地域住民、行政、国内のNPO・NGO（民間団体）に加え、海外からの支援も入り、支援者の顔ぶれも多様であった。震災から3年が経過し、急性期、中期から長期へと視点に移り行く中で、各団体がその去就も含めて活動の見直しを行っている。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、震災直後から、子どもと養育者の日常性の回復を支援することを目的に、子どもが安心・安全に遊び、学び、成長し社会に参加できる環境を地域社会とともに構築するための取り組みを進めてきた。また今後も子どもの育ちと家庭を支えるため、効果的で持続的な支援のあり方を検討している。本調査は、この3年目という時期が、今後の支援を中長期的に展望する上でたいへん重要であるとの認識から、子どもと子どもの育つ環境の変化を踏まえた支援ニーズの包括的な調査を実施するものである。

子ども虐待とネグレクト（保護の怠慢・拒否）に関する公的統計をみても、震災の決定的な影響が浮き彫りになるデータは少ない。一方で、子どもの不登校や問題行動、および心の課題等の増加が日々報道されている。また被災地の子どもを支援する関係者からは「子どもたちのこれからがむしる心配」、「今後、子ども虐待が増えるのではないか」といった現状を懸念する意見が聞こえてくる。つまり、統計上は顕れていない子どもや家庭への支援ニーズの高まりが示唆される。加えて、子どもが育つ家庭や環境が震災によって中長期に受けるダメージを問題や課題の原因として考慮する必要がある。特に子どもと養育者への支援ニーズはさらに高まっているという実感が子ども支援に携わる人々の間に広がっており、より地域の実情に応じたさまざまなレベルでの多様な支援が求められる。

本調査では、公式統計等の定量調査で顕著な虐待増加傾向が指摘されない中、現地の支援者らが子ども虐待に対する不安を感じている現状を重要視した。したがって、被災地における支援ニーズを広く探るために、定量的なデータの収集・分析に留まらず、子どもに関する施策を担う市町村、現場で子どもや養育者と日々接している教育、福祉、医療関係者、および被災地で子ども支援に取り組む民間団体等、子どもに関わる支援者が実際に感じとる現状を集約した。子どもや子どもを取り巻く家庭や環境の現状を捉える枠組みそのものを「現地の目線」から再構築することを目指した。加えて、子ども虐待の分野で先駆的な役割を果たす行政官、実践者、専門家、研究者へ助言を受けられる研究体制を採った。最終的に、今回の調査結果について自治体および多様な他団体と情報共有するとともに、浮き彫りとなった支援ニーズに対応する包括的な協働のあり方と、新たな支援や支援枠組みについて展望することを主たる目的とした。

現段階で得られる、可能な限りの現場の意見や統計情報を包括的に集約し、かつ整理を行うことで、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの今後の活動へと反映するだけでなく、当事者、地域、行政、民間団体等の支援者とともに課題に対する新たな認識、支援、および協働体制が再構築される一助を担いたい。

※ 本調査では「保護者」という用語を子どもの養育を主に担う者という意味で使用した。しかし、日常的に子どもの養育に関わる者は法的な「保護者」に留まらず、祖父母や親族等が含まれる場合がある。その広義の意味の場合には、本文中において「養育者」という用語を使用した。

2. 調査の概要・方法

本調査は、2013年7月～2014年3月に実施した。「1.はじめに」で述べたように、従来の行政的枠組みや、外部からの既存の視点だけでは、現地ニーズを適切な枠組みで捉えられないという問題認識から、特にヒアリング調査や質問紙調査といった定性的分析を中心に据えた。また、Web調査を通じ定量的な分析も行った。以下の図2-1は本調査の概要を図示したものである。

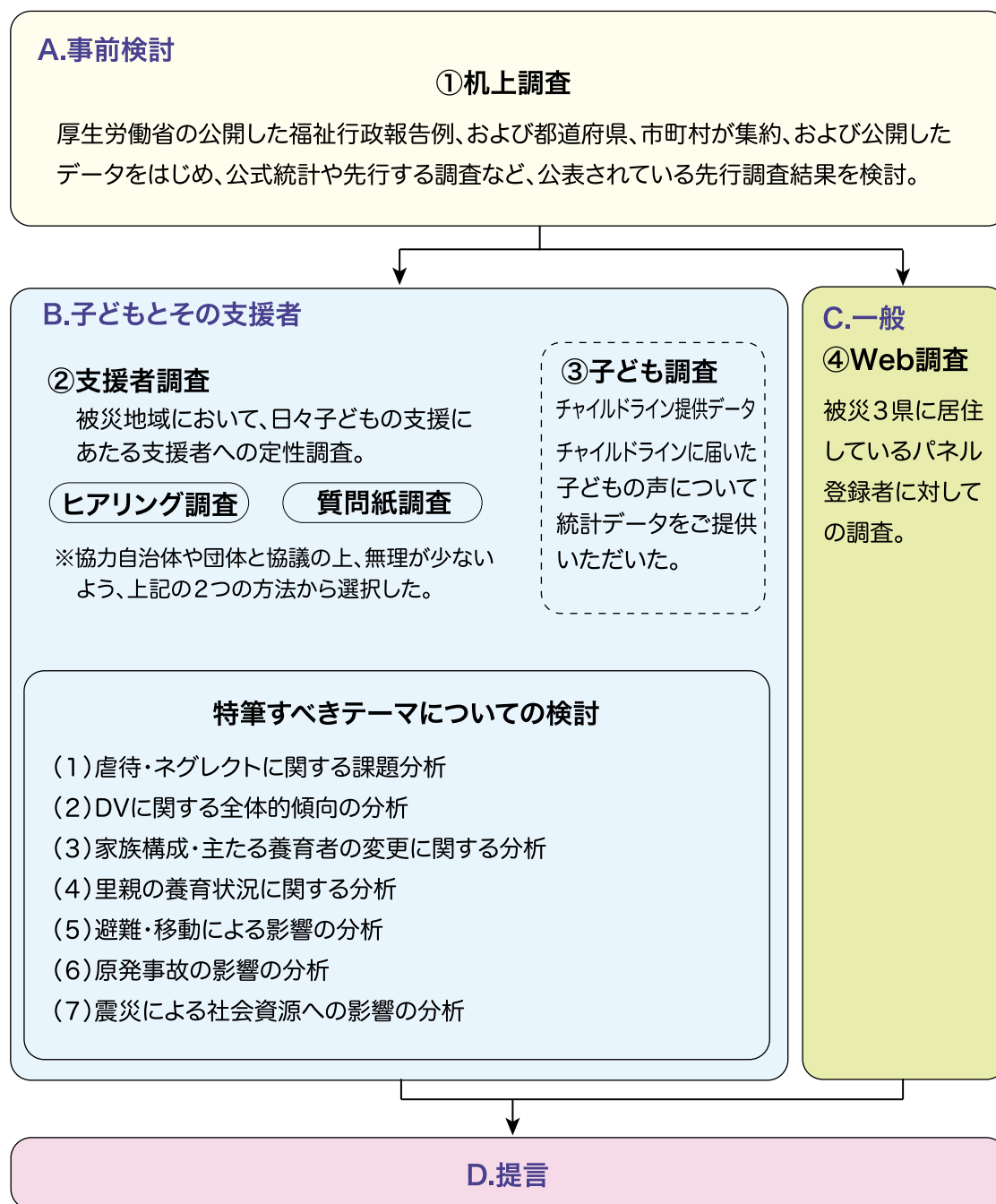


図2-1 本調査の概要

2. 調査の概要

・方法

表2-1 調査の流れ

2013年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2014年1月	2月	3月
机上調査										
		支援者・Web調査					学会発表		現地報告会	

また、本調査は報告内容が今後活かされることを目的としているため、アドバイザーグループ（巻末「付記」参照）に講評をいただいた。加えて、日本子ども虐待防止学会での発表や調査に協力をいただいた3県での報告会を行い、そこで得た意見や見解を反映しながら取りまとめた。

2.1 本調査の枠組み

本調査は4つのパートから構成される。まず「A. 事前検討」として、既存の統計等を収集し、現状についての検討を行った。続いて、実際の調査を行った。今回の調査の中核となる「B. 子どもとその支援者」、そしてもう少し焦点を広げ「C. 一般」に対して調査を行い、おとなの市民意識を把握した。そして最後に、A、B、Cの各パートで整理された結果をもとに、本調査のまとめとして「D. 提言」を取りまとめた。

2.1.1 A. 事前検討

まず「A. 事前検討」では、被災地域で調査を行うに先立ち、「①机上調査」を行った。「①机上調査」では、公式統計や先行する調査結果等、収集した先行調査を検討した。

2.1.2 B. 子どもとその支援者

「B. 子どもとその支援者」のパートは、「②支援者調査」と「③子ども調査」から成る。加えて、②③の調査結果について、「特筆すべきテーマについての検討」として、より焦点を絞った検討を行った。

まず「②支援者調査」では、被災地において、日々子ども支援にあたる支援者への定性調査を実施した。ご協力頂いた各自治体や団体と協議の上、無理が少ないようヒアリング調査と質問紙調査を選択して実施した。

次に「③子ども調査」ということで特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センターからデータをご提供いただき、既出データの二次分析を行い、コラム⑤(p.66～68)としてまとめた。調査の成果を最終的に還元したいのは、被災地の子どもたちであるため、子どもの視点から子どもの状況を把握することは必要不可欠である。しかしながら、

震災に対してトラウマや PTSD 等を持つ子どもの存在も想定されることから、直接子どもにヒアリング調査等を行うことは極めて侵襲性が高く、リスクが高い。加えて、子どもが心理的な課題等を開示した際に、十分な支援体制を整えることは難しい。上記の理由から本調査で子どもに対する直接の調査は難しいと判断をした。

最後に「特筆すべきテーマについての検討」では、②③の結果を受け、特に震災の影響を受けた子どもの分析が必要なテーマを選択し、テーマごとに課題を整理するとともに、今後の方向性等についての考察を記した。

2.1.3 C. 一般

市民の方々を対象にした「④ Web 調査」では、被災 3 県に居住や就労している Web 調査のパネル登録者に対して、主に啓発に対する認識、子どもの虐待や通告に関する意識等について設問を立て、分析を行った。

2.1.4 D. 提言

「D. 提言」では「A. 事前検討」、「B. 子どもとその支援者」、「C. 一般」の各パートで検討された結果を受け、中期、長期を視野に入れた被災 3 県での支援活動について、本調査からの提言を整理した。

2.2 調査方法（図 2-1 参照）

本調査では、「A. 事前検討」のパートにおいて「①机上調査」を実施した。また「B. 子どもとその支援者」のパートにおいて「②支援者調査」を行った。「②支援者調査」では、状況を鑑み、「ヒアリング調査」と「質問紙調査」を選択して実施した。加えて「C. 一般」のパートにおいて「④ Web 調査」を実施した。

それぞれの調査における具体的な分析方法について、以下に述べる。

2.2.1 ①机上調査

厚生労働省の公開した「福祉行政報告例」、および都道府県、市町村が集約、および公開したデータをはじめ、公表されている先行調査結果を検討した。

特に、厚生労働省による「福祉行政報告例」については、詳細に検討した 2007 年から 2009 年までの 3 年間の平均をベースラインとして設定した。次に①指数、②割合指数、③全国比指数の 3 つの数値を設定して、2010 年から 2012 年までの 3 年間の推移を検討した。

2. 調査の概要

・方法

表 2-2 作成した指数

指数	2007年から2009年の相談などの実数の平均を1とし、それに対する2010年から2012年までの相談などの実数を示した。件数の伸び率が把握できる。
割合指数	2007年から2009年の相談などの実数の平均から割合を算出し、それに対する2010年から2012年までの相談などの割合を示した。当該年度の相談の内訳における割合の増減が把握できる。
全国比指数	当該年度の全国における相談件数などの指数を1とし、それに対する被災自治体の相談などの指数を算出したもの。全国における相談件数の伸び率に対する当該自治体の相談件数の伸び率が把握できる。

2.2.2 ②支援者調査

調査対象地域は、岩手県（主に陸前高田市）、宮城県（主に石巻市）、福島県（主に南相馬市）である。本調査では、虐待やネグレクトのみならず、子どもへの不適切なかかわり（マルトリートメント）へも対象を広げ、子どもや家庭に起きているより軽微な変化も含めて把握することを念頭に、要保護児童支援に携わる専門職から教育・保育現場等の職員、子育て支援等の健全育成分野で子ども・家族に日常的に関わりのある民間団体までを対象とした。

(1) ヒアリング調査

計46機関、延べ98名に対して実施した。調査にご協力いただいた職種分類は、都道府県関連部局、市町村関連部局、児童福祉施設関係機関、教育関係機関、地域の関係機関（民生委員・応急仮設住宅（以下「仮設住宅」）支援員等）、ほか民間の子ども支援団体であった。

ヒアリング調査は、1対象者およそ1～2時間程度の半構造化面接とし、主なヒアリング項目は下記の4項目とした。

表 2-3 主なヒアリング項目

- a. 子どもの気になる状況について
- b. 気になっているが対応に苦慮している子どもの問題について
- c. 子どもの育ちを支える社会資源について
- d. 子どもの育ちを支えるために必要な情報提供について

ヒアリング調査で得られた発言の分析にあたっては、記録された全ての発言をその趣旨ごとに細かく分類し、ある程度類似するものを統合のうえ、小項目として抽出した。この小項目を基に改めて誰（何）に関する発言であるかを吟味したうえで、後述（図 4-1：p.24）で提示した 11 領域の中での位置づけを確認しながら、ヒアリング対象者の発言を体系的に網羅することに注力した。

(2) 質問紙調査

支援者への調査においては「②ヒアリング調査」を基本とした。しかしながら、ご協力いただいた一部の自治体では、業務多忙等の理由で、ヒアリング調査の実施が難しかった。そのため、当該自治体と協議のうえ、ヒアリング調査による調査実施が困難と判断した一部の職種（放課後児童クラブ / 学童保育指導員・保育士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）に対して質問紙調査を実施した（回答者 83 名）。

調査票は、ヒアリング調査で把握した 4 項目に加え、「子どもがいる家庭における変化」および「子ども支援に関する情報の普及」等に加え、震災からの時間軸や今後必要な啓発のあり方も含めて把握した。

2.2.3 ④ Web 調査

Web 調査はオンラインの Web モニター・システムを活用して実施した。調査対象者は、前述の調査対象地 3 県に居住もしくは就業する一般市民の方で、モニター登録をしている成人とした。その結果、計 1,088 名から回答を得た。

主な調査項目は、以下の 5 項目である。

表 2-4 Web 調査における主な調査項目

- a. 属性（年齢／性別／現在お住まいの地域／避難状況／子育て経験）
- b. 子育て支援に関する情報と子ども虐待に関する情報
- c. 虐待やネグレクト、およびその通告に対する認識
- d. 子どもとの関係や生活に関して困った状況に陥ったときの相談先
- e. 子育て支援や子どもの虐待予防に関する情報や普及について

分析にあたっては、まず単純集計により、全体的傾向を把握した。加えて、子どもの虐待とネグレクトの認識と通告について、被災地における認識構造を因子分析にて把握するとともに、地域差等を解析した。

2. 調査の概要

・方法

2.3 調査実施体制

本調査を実施するにあたり、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの職員だけでなく、外部の有識者も加わったコアグループを設置した。また、被災地における現状認識について、調査結果の検討とアドバイスをいただくため、現地や現地の事情に精通する有識者にアドバイザーとして参画していただいた。

コアグループの構成メンバーとしては、外部有識者として吉田恒雄（駿河台大学教授・副学長）、川松亮（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 児童福祉専門官）、有村大士（日本社会事業大学准教授）が参画した。

なお、調査実施にあたっては、株式会社三菱総合研究所の一部を委託した。

2.4 調査負担への配慮

被災地では、多くの調査票が飛び交い、調査に回答する現地への負担を指摘する声が強い。また多くの従事者が、自ら被災者であり、被災の負担を感じながら子どもへの支援を継続している現実を忘れてはならない。したがって、被災地における虐待やネグレクトに関する調査実施においては、調査負担への最大限の配慮が必要不可欠といえる。一方、被災地における子ども虐待とネグレクトの予防、および早期発見の取り組みを視野に入れた包括的かつ具体的な支援ニーズの把握に向けては、示唆となり得る情報が限定的な状況が続いている。したがって、現場の声に沿った社会資源の投入と支援体制の確立を急ぐためにも必要不可欠であると判断し、可能な限り負担に配慮したうえで調査を行うこととした。

本調査では、調査設計の段階で、調査による侵襲性、および負担について重ねて検討を行った。「図 2-1 本調査の概要 (p.9)」に沿って説明する。「②支援者調査」では、自治体との協議のうえ、当該自治体で現実的に負担が少なくなるようヒアリング調査と質問紙調査を選択して実施した。また、「③子ども調査」については、子どもたちに直接インタビューやアンケートに回答してもらうことの心理的な侵襲性に配慮し、直接的な調査ではなく、一歩引いた形で、特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センターが取りまとめた既出のデータを検討させていただいた。さらに、「④ Web 調査」においても、自らの意思によって登録した登録者に対して調査を行い、かつ震災の被害をいわずらに想起させることのないよう、細かい状況には触れないこととした。

2.5 倫理的配慮

本調査は、被災地域の子どもの虐待・ネグレクトのみならずマルトリートメント、およびその予防に対する支援ニーズを包括的に把握するものであり、個別事例の調査は行わないため、臨床研究にはあたらないと考えられる。しかしながら、倫理的配慮として調査協力への同意確認を行うとともに、協力者の匿名性に配慮した。自治体名の公表、非公表に関わらず、その説明と同意、および選択、記載内容の調整を経た。加えて、個別の発言をそのまま掲載することはないため、被調査者が特定される可能性は極めて低い。さらに、個別事例に触れた可能性がある部分については、記載に際して事例が特定されないかどうかも含め、協力者に個別の確認を行った。したがって、倫理的配慮を踏まえたうえで、十分に意義ある調査結果が得られると判断した。

2.6 調査の意義と限界

「図 2-1 本調査の概要 (p.9)」を見てわかるとおり、本調査の意義は、①既出データ、②支援者、③子ども、④一般（おとな）の包括的な調査を実施した点にある。これまで、被災地の虐待が増えたのか、減ったのかという見解に限っても、さまざまな意見や指摘があった。今回の調査では、それぞれの支援者が直面する現状やコンテキストを重視し、相反する意見も含め、多様な視点から包括的に問題が捉えられた。加えて、全体の中でそれぞれの課題がどの位置にあるのか、逆にどの位置にどのような課題が集積しているのかを鳥瞰できる基礎的資料が得られた点に大きな意義がある。加えて、Web 調査からも、被災地のみならず、日本国内全体の子どもの虐待とネグレクトの対応に関する新たな知見が得られた。

一方で、被災地の子どもや養育者の侵襲性や負担を最大限配慮したため、今回の調査で直接顔が見える形で調査したのは「②支援者調査」のみとなった。もちろん「②支援者調査」の実施にあたり、調査対象者の選定には職種による属性や領域が偏らないよう、また多彩な視点がバランスよく盛り込まれるよう配慮した。しかしながら、主に被災地 3 自治体の限られた人数を対象者とした定性調査である。従って、議論を広く展開するにあたり、代表性、および普遍性への限界を考慮して論じる必要がある。

3. 机上調査結果

厚生労働省の公開した福祉行政報告例、および都道府県、市町村が集約、および公開したデータをはじめ、公式統計や先行する調査等、公表されている先行調査結果を検討した。

特に、全国と被災地の状況を客観的に検討するために、厚生労働省による「福祉行政報告例」を詳細に検討した。検討の方法としては、①指数 (In)、②割合指数 (Ir)、③全国比指数 (Ic) の3つの数値を設定して、2007年から2009年までの3年間の平均をベースラインとして設定し、2010年から2012年までの3年間の推移を検討した。

表3-1 机上調査において作成した指数の種類と定義

指標	定義/計算式
①指数 (In)	2007年から2009年の相談等の実数の平均をベースラインとし、それに対する2010年から2012年までの相談等の増減の比率を示した。1より上下しているかで、件数の伸び率が把握できる。
	$In = (\text{当該年度の件数}) \div (\text{2007年から2009年までの件数の平均})$
②割合指数 (Ir)	2007年から2009年の相談等の実数の平均から割合を算出し、それに対する2010年から2012年までの相談等の割合を示した。当該年度の相談の内訳における、割合の増減が把握できる。
	$Ir = (\text{当該年度の割合}) \div (\text{2007年から2009年までの割合の平均})$
③全国比指数 (Ic)	当該年度の全国における相談件数等の指数を1とし、それに対する被災自治体の相談等の指数を算出したもの。全国における相談件数の伸び率に対する、当該自治体の相談件数の伸び率が把握できる。
	$Ic = (\text{当該年度の当該自治体の指数 (In)}) \div (\text{当該年度の全国の指数 (In)})$

これらの指標を分析した結果、以下のような結果が把握できた。詳しい数値は添付資料1(巻末)に掲載する。

3.1 児童相談所における虐待種別の推移

児童相談所における虐待相談対応件数について「指数 (In)」、「割合指数 (Ir)」、「全国比指数 (Ic)」が、1.2以上増加した項目を個別に検討する。

(1) 岩手県

岩手県では、全国の動きと同様、「心理的虐待」の実数と割合は増加しており、ベースラインと比較して1.7倍から2倍の間で推移していた。また、2010年度に、「身体的虐待」のInが1.3倍まで伸びていたが、この割合が2012年度まで続いていた。また、

2011年度に限定して、「性的虐待」の実数が局所的に増加していたが、2010年度、2012年度については、むしろベースラインより減少していた。

(2) 宮城県

続いて宮城県でも、「心理的虐待」の割合が高く、ベースラインの1.7倍～2倍超の比率で増加していた。また、2010年度、2011年度に「性的虐待」の割合が増加するが、2012年度にはベースラインと同水準まで低下していた。

(3) 福島県

福島県でも、2010年度の数値は把握できていなかったが、「心理的虐待」が2011年度に1.2倍、2012年度に2.2倍と大幅に増加していた。また、2011年度に「性的虐待」がベースラインの1.5倍まで増加したが、2012年度にはベースライン並みの水準に落ち着いた。

(4) 仙台市

政令指定都市である仙台市でも、都道府県と同様、「心理的虐待」がベースラインの2倍程度で推移していた。ただ、仙台市の場合、ベースラインにおいても受付件数の半数近くを「心理的虐待」が占めており、この傾向が維持されていた。また、2012年度に「性的虐待」がベースラインと比較して4割強増加していた。

(5) まとめ：全体的な傾向

全国的傾向と同様に、被災地3県でも「心理的虐待」の増加がみられた。これについては、近年警察からのドメスティック・バイオレンス（以下、DV）事例が児童相談所により積極的に通告されるようになり、「心理的虐待」としてカウントされていることが理由として考えられる。それに伴い、相談件数の比率が大きく変化し、2012年度指数（In）がベースラインの約2倍となり、対応件数に占める割合（Ir）も増加していた。

また「性的虐待」は、年度は違っても、局所的に増加しているのが共通していた。「性的虐待」は、水面下で表沙汰にならない事例も多いと考えられることから、複合的な虐待も含め掘り起こし視野に入れた、包括的かつ根本的な対応が求められる。加えて、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の事例の増加が目立っていないのが印象的であった。

3.2 市町村における虐待種別の推移

児童相談所と同様に、市町村における虐待相談対応件数の推移を検討した。

(1) 岩手県

岩手県では、児童相談所の相談対応件数と同様に、2010年度、2012年度に、ベースラインと比較して、「心理的虐待」が増加していた。また「身体的虐待」が2011年度、「性的虐待」が2012年度に増加していた。

(2) 宮城県

宮城県でも、児童相談所の相談対応件数と同様に「心理的虐待」が2010年度から2012年度を通してベースラインと比較して約2倍前後に増加していた。加えて、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の割合が「全国比指数（lc）」で1.2から1.4の間で推移しており、全国と比較して高い伸び率を示していた。

(3) 福島県

福島県では、2010年度の割合は把握できないものの、2011年度では、他の自治体、および児童相談所と同様「心理的虐待」が伸びていた。また、2012年度には、「性的虐待」の割合が2倍以上に増加し、全体の事例の3%を超えるに至った。

(4) 仙台市

仙台市でも、他の自治体、および児童相談所と比較して「心理的虐待」が増加していたが、全国比と比較して1.3倍程度の伸びであった。また、2010年度、2012年度で「性的虐待」の指標が高くなっていった。加えて「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が、2010年度に全国と比較して約1.2倍の伸びであり、2011年度、2012年度も全国の伸びを多少上回っていた。

(5) まとめ：全体的な傾向

児童相談所と同様、市町村においても「心理的虐待」が増加傾向にあった。また「性的虐待」は、どこかの時期で局所的な増加を示しており、そのケアについて、全国と比較しても重点的に対応すべきことが示唆された。

児童相談所と異なり、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」の動きで、全体的な傾向とまではいかないまでも、「性的虐待」同様、局所的に高い増加がみられた。

コラム①

日本における子ども虐待の定義と類型

日本において、子ども虐待対応の根拠を示すのは、「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」）」である。児童虐待防止法における「虐待」の定義は以下のとおりである。

（児童虐待の定義）

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

上から順番に、一が「身体的虐待」、二が「性的虐待」、三が「ネグレクト」、四が「心理的虐待」を指す。

また、これらの具体的行為については、厚生労働省から示されている「子ども虐待対応の手引き」¹において、以下のように示されている。

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013）「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改訂版）」
（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf, 2014.6.1）

▶▶▶ コラム①日本における子ども虐待の定義と類型

一 身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血等の頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

二 性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。 など

三 ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。

例えば、

- (1) 重大な病気になっても病院に連れて行かない、
- (2) 乳幼児を家に残したまま外出する、

なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。

- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など

例えば、

- (1) 適切な食事を与えない、
 - (2) 下着など長期間ひどく不潔なままにする、
 - (3) 極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
 - ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が一、二又は四に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

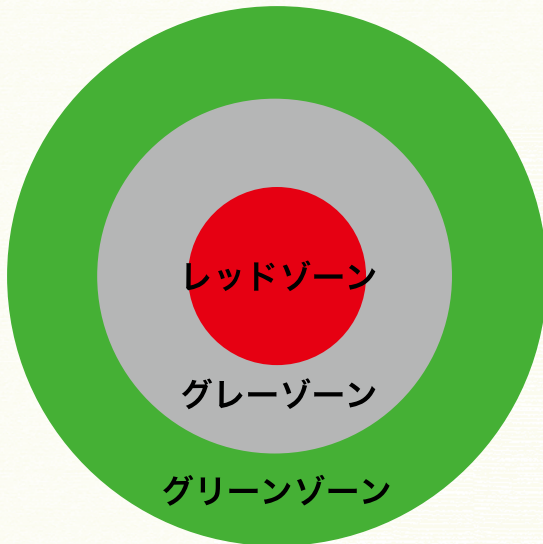
四 心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、一～四の行為を行う。 など

上記に加え、近年では、DVを目撃させることが心理的虐待に加わったり、赤ちゃんを強く揺すり脳内出血を引き起こす「揺さぶられっ子症候群」、および親が隠れて子どもに危害を加え、子どもの病状等を深刻に見せる「代理によるミュンヒハウゼン症候群」等、新たに注意すべき虐待が報告されたりしている。

コラム②

子ども虐待における対応のレベル



子ども虐待の対応の対象像

子どもが虐待を受けているか否かの判断では、どのような行為があったかの判断も重要であるが、むしろ子どもの成長やウェルビーイングの観点から長期的にどの程度の懸念が想定されるかで最終的な判断が必要となる。

その観点からも、一言で子ども虐待の対応といっても、状況のレベルによってその対応は異なる。左の図は、子ども虐待の対応の対象像を図で示したものである。

子ども虐待対応のレベルは大きく分けて、①「グリーンゾーン」、②「グレーゾーン」、③「レッドゾーン」の3種類に分けられる。

まず①「グリーンゾーン」は安定した養育環境であり、特別な対応の必要性がない子ども層である。この場合、発生予防を含めた対応の中心的役割は市町村であり、通常の施策内での対応となる。また、子育てに関する啓発や親の子育てに関する悩みを広く解消するための啓発等、地域における広範なサポートが想定される。

続いて②「グレーゾーン」では、子どもが虐待を受けているとまでは言えないが、マルチトリートメントといった、いわゆる子どもが不適切な扱いを受けていると判断される、あるいはその懸念がある状態を指す。この段階では悪化予防を目的とした予防的な支援サービスや、子どもの権利やウェルビーイングを守るためのサービス等が必要とされる。この場合でも、対応の中心的役割は市町村が想定されるが、一定の専門性が求められる事例、あるいは親へ強い権限を発動した方がよい一部の事例への対応は、各県に設置された児童相談所が市町村と連携しながら対応に加わることになる。

最後に③「レッドゾーン」であるが、子どもの虐待等、すぐに社会的な対応が求められる状態を指す。この場合、市町村による対応に留まらず、児童相談所の介入により、

子どもを家庭環境から分離したり、親への教育や治療プログラムの提供等が必要とされる。より専門性が求められる場合が多く、児童相談所が対応の中心的役割を担うことが想定される。なお、子どもが在宅で生活を継続できる場合、また子どもが保護されても、再統合へ向けた親への継続的な教育や支援が必要な場合等、児童相談所と連携した市町村の対応が求められることになる。

このように、今日の虐待対応は、2004年度の「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、児童相談所だけでなく、市町村もその役割を担うことになり、一義的な相談窓口となることも法律に示されている。これに加え、児童相談所、市町村だけでなく、学校や保育所、医療機関等、地域の多機関が連携し、効果的なケースマネジメントを行うことを目的とした「要保護児童対策地域協議会」の設置が定められている。

4. 子どもの支援者に対する調査結果

4.1 調査結果の整理枠組み

調査結果について、ヒアリング調査における発言を基に、子どもに現地で寄り添ってきた支援者にどのような点が認識されているか等を構造化した。構造化のために、図4-1のように、調査結果の整理枠組みを設計し、分析、分類を行った。

子どもを取り巻く状況 内容	(A) 被災地の状況 グリーンゾーン	(B) 子どもをめぐる 気になる状況 (不適切な養育に 関する状況) グレーゾーン	(C) 子ども虐待を含め 介入が必要な状況 レッドゾーン
(ア) 子ども	A: 4.2.1 (1)	B: 4.2.2 (1)	C: 4.2.3 (1)
(イ) 家庭・養育者	A: 4.2.1 (2)	B: 4.2.2 (2)	C: 4.2.3 (2)
(ウ) 養育環境・地域社会	A: 4.2.1 (3)	B: 4.2.2 (3)	C: 4.2.3 (3)
(エ) 社会資源	4.2.4		
(オ) 課題解決に向けた 意見・提案	4.2.5		

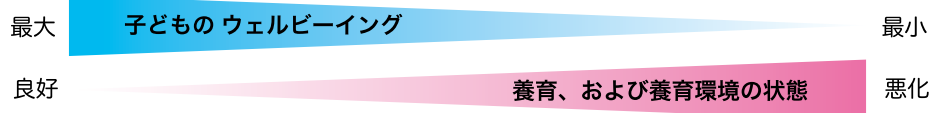


図4-1 支援者に対する調査の整理枠組み（数字は章を示す）

本調査は、子どもの虐待・ネグレクトに関する支援ニーズを把握する。しかしながら、子どもの虐待・ネグレクトの判断は、子どものウェルビーイングへの悪影響や、将来への影響を包括的に検討した結果として示されるものである。そのため、本課題は、その特性を踏まえ、特定の行為や問題に焦点を当てるだけでは不十分と言え、むしろ顕在化している行為や懸念すべき状況だけでなく、その背景に横たわる問題や、潜在的なニーズも含めて検討される必要がある。

したがって、これらを包括的に捉えるために、介入が必要な状況のみに留まらず、総合的に現状を把握できる枠組みを採用した。被災地の現状から、不適切なかかわり（マルチリポートメント）から虐待・ネグレクトなどの介入が必要な状況までを同一線上の連続事象（スペクトラム）として捉え、かつ、子どものウェルビーイングの状態と併せ、下記のとおり3つの領域に分けることとする。

(A) 被災地の状況：グリーンゾーン

被災地の子どもを取り巻く現状に関する発言のうち、震災前後で変化がないと感じられていたり、安定・回復傾向としてプラスに認識されていたりする事柄について、子どもが暮らす地域社会における概況・背景として語られた事柄を整理したものである。(1) 子どもの状況、(2) 家庭・養育者の状況、(3) 子どもを取り巻く環境・地域社会の状況の3つのカテゴリーに分類した。

(B) 子どもをめぐる気になる状況（不適切な養育に関する状況）：グレーゾーン

被災地の子どもを取り巻く状況に関する発言のうち、虐待に繋がる可能性がある状況で、かつ一定の適切な支援が必要であり、今後注視していくべき事柄について整理したものである。ここでは、不適切な養育に関する発言や、いわゆるグレーゾーンの事例、震災前後での変化の認識等もできるだけ取り上げるようにした。(1) 子どもの状況、(2) 家庭・養育者の状況、(3) 子どもを取り巻く環境・地域社会の状況、の3つのカテゴリーに分類した。

(C) 子ども虐待を含め介入が必要な状況：レッドゾーン

子ども虐待を含め、被災地の子どもにおいて直ちに介入等の対応・対策が必要な内容について整理したものである。被災地の子ども虐待について現地で寄り添ってきた関係者にどのような点が認識されているか、取り上げたものである。(1) 子どもの状況、(2) 家庭・養育者の状況、(3) 子どもを取り巻く環境・地域社会の状況の3つのカテゴリーに分けて分類した。

加えて、子どもの育ちを支える社会資源に関する内容や今後の課題解決に向けた意見・提案は、上記の3領域に分類せず、代わりに、多職種が領域を越えて一丸となって、子ども虐待の早期予防・早期発見の取り組みを検討・推進するために次頁のとおり横断的に発言内容を抽出し、まとめた。社会資源についての分析は4.2.4 (p.50) に、課題解決に向けた意見・提案は4.2.5 (p.57) に取りまとめた（「子ども虐待における対応のレベル」コラム②：p.22を参照）。

4. 子どもの 支援者に対する 調査結果

社会資源の状況

被災地の社会資源について、行政や医療機関の状況変化、また地域社会の資源にかかる変化などに関する発言内容について整理したものである。次の課題解決に向けた対応策についての発言内容と繋がっているものも含まれる。

課題解決に向けた意見・提案

今後、子どもを取り巻く状況に関する課題を解決していくために必要な対応策やその提案を含んだ発言について整理したものである。対応策の対象主体として、行政、学校、地域住民、NPO・NGO、養育者などに分けて整理した。ここでは、情報共有のあり方や、組織・人材のあり方、情報発信・普及啓発のあり方などが含まれる。

コラム③

子ども虐待、ネグレクトの対応件数の増加

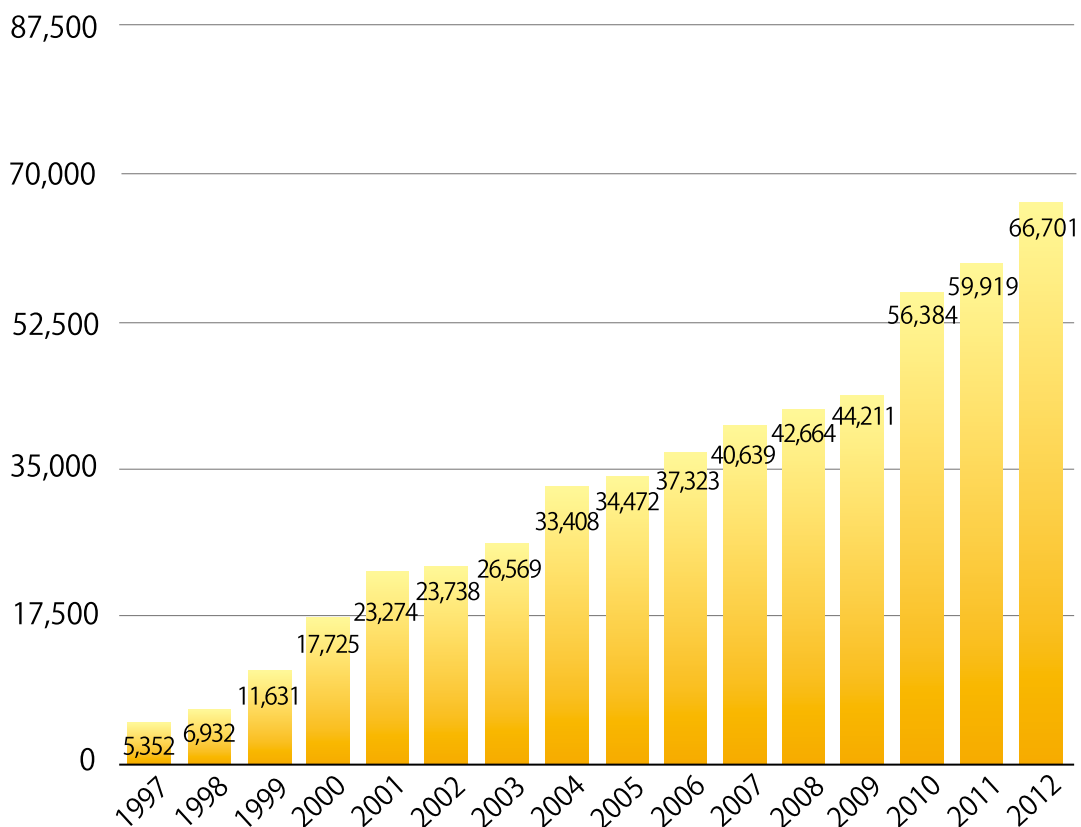
児童相談所、および市町村の相談窓口の増加

日本における子ども虐待の公式な行政統計は、毎年「福祉行政報告例」に示され、1997年度から集計されている。当初は各都道府県（および政令指令都市・中核市）に設置される児童相談所のみであったが、2004年の「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正によって、市町村が一義的な児童相談の窓口と位置づけられたため、2007年度より市町村の子ども虐待相談対応件数も計上されるようになった。

児童相談所における子ども虐待相談の対応件数

集計が始まった1997年度では、全国でわずか5,352件であった子ども虐待相談の対応件数は、「児童虐待の防止等に関する法律」が成立した2000年度には17,725件、さらに喫緊の2012年度では66,701件となり、大きな社会問題として認知されている。

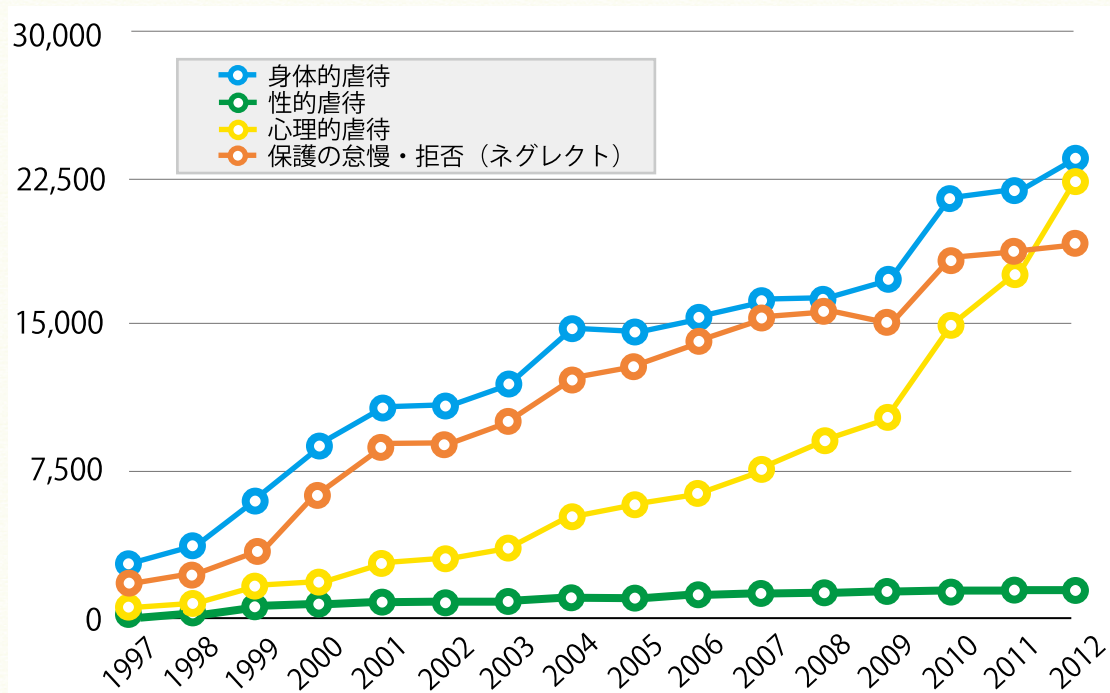
内訳をみると「身体的虐待」が常に上位となっており、それに沿うように「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が上昇していた。先行する他国をみると、社会啓発が進むほどみえにくい虐待の通告や対応が増える傾向が一般的であるが、日本でも同様に「心理的虐待」の相談対応件数が上昇してきた。なお、全体の中で件数は未だ少ないものの、対応に特別な専門性が求められる「性的虐待」の件数も徐々に上昇している。



児童相談所における児童虐待相談の対応件数

（「福祉行政報告例」1997～2012年度のデータをもとに筆者作成）

▶▶▶ コラム③子ども虐待、ネグレクトの対応件数の増加



児童相談所における児童虐待相談の対応件数の内訳

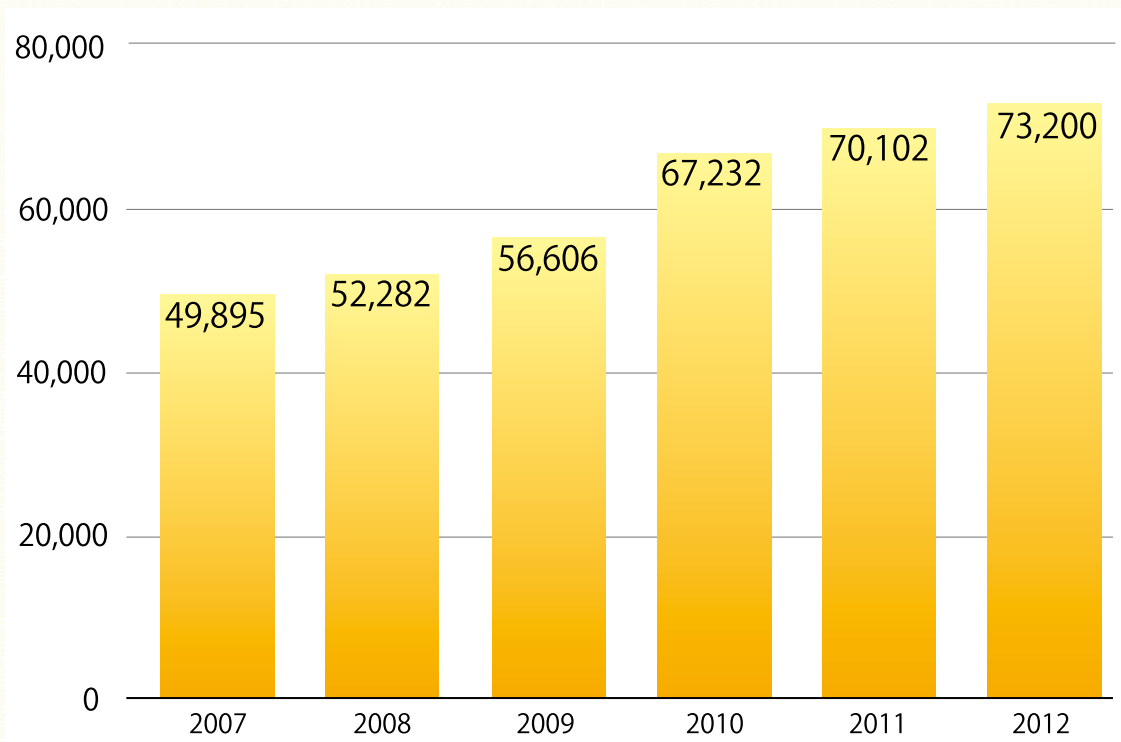
(「福祉行政報告例」1997～2012年度のデータをもとに筆者作成)

市町村における子ども虐待相談の対応件数

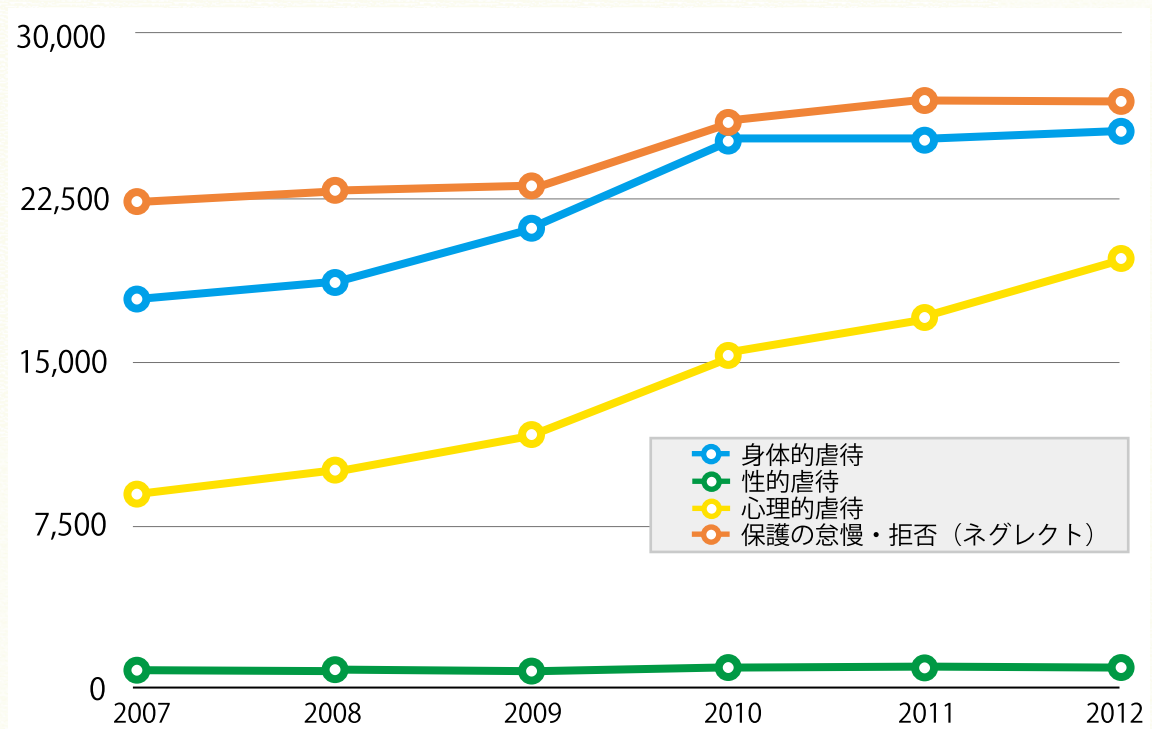
市町村の統計が「福祉行政報告例」に掲載されるようになった2007年度には子ども虐待相談の対応件数が49,895件であったが、喫緊の2012年には約15,000件の増加があり、73,200件まで上昇してきた。

内訳をみると、最も多いのは「保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)」であり、次いで「身体的虐待」となっていた。児童相談所の相談対応件数と同様、一見わかりづらい「心理的虐待」の伸び率が高く、今後、この割合も増加することが予想されている。

なお、市町村行政においては、子ども虐待に限らず、その予防や虐待と判断されないが養育に課題がある段階の世帯も含めて、児童相談、および母子保健領域や教育領域のサービスも提供している。これらの対応件数を全て含めると、市町村が担う対応の内容範囲や負担は大きい。



市町村における児童虐待相談の対応件数
 (「福祉行政報告例」2007～2012年度のデータをもとに筆者作成)



市町村における児童虐待相談の対応件数の内訳
 (「福祉行政報告例」2007～2012年度のデータをもとに筆者作成)

▶▶▶ コラム③子ども虐待、ネグレクトの対応件数の増加

子ども虐待が増加した理由

子ども虐待が増加した理由としては、大きく考えて2点が挙げられるであろう。

まず第1点目は、子どもの虐待に関する社会啓発が進み、家族・家庭内に埋もれ、表面化してこなかった事例が、市民による問題認知や理解が進むことにより、掘り起こしが進んだことである。

第2点目は、実際に子どもの虐待が増加したという理由が考えられる。高度経済成長期からの社会の大きな変化により、子どもの育ちや子育てを取り巻く地域や家族・親族といったインフォーマルな関係性が薄れてきた。その中で、子育ての孤立が進み、適切な養育文化の継承が阻まれ、その結果として子ども虐待やネグレクトが増加したこと等が原因としてあげられよう。ただし、この点については、実証されているわけではなく、より慎重な判断を求める意見も強い。

いずれにしても、国内でも社会における子ども虐待の啓発が進み、見えやすい虐待だけでなく、見えにくい虐待の通告が進んできた。一方、やはり発見されているのは氷山の一角であり、その水面下には、不適切な養育環境に置かれながら、まだまだ対応の手が届いていない子どもの存在が推測されている。今後さらに、表からは見えにくい虐待の通告や虐待に至る前の段階での相談を促すため、市民へのさらなる啓発が必要とされている。

コラム④

グレイゾーン対応の重要性

欧米における再通告の研究（Waldfoegel 1998, Hamilton 1999, Littell 1997）から、グレイゾーン対応の重要性が示唆されている。

再通告とは、一度通告されたものの、そのときは通告先の調査により子どもの安全に関する懸念が高いと判断されずサービスの対象外となった事例のうち、市民から改めて通告があった事例を指す。

これらの事例を統計学的に検討した結果、再通告に関連した主な要因として、①乳幼児、②障がい、③ネグレクト、④複合的マルトリートメント、⑤多人数家族等が導かれた。さらに、これらの事例の多くに、慢性的なネグレクトの傾向が認められた。このことから、ネグレクト傾向が認められ、社会的な支援サービスのニーズが高くて、子どもの安全や生命を判断基準とした虐待のリスクが低い事例は援助の対象となりにくく、また課題が改善しないまま一部の事例が深刻化・悪化し、高リスク事例へ移行する構造が示された。つまり、一度は通告され、リスクはある一定程度以下であることが判断された事例の中に、状況が深刻化する場合がある。こういった状況を防ぎ、再通告されないためにも、必要なサービスを早期に提供することの重要性が明らかとなった。

この状況を踏まえると、低リスク、かつネグレクト傾向のある家庭に対して、どのようなサービスを提供すれば効果的であるかを検討する必要がある。ネグレクトの傾向が認められる場合、子育てに関する家庭の養育文化そのものに課題がある場合が多い。そのため、単に虐待であると判断して、親子分離等の対立的な構図を生む介入や対応を行うことは状況を好転させる効果が薄いと考えられる。こういった事例においては、一般的により長期に寄り添い、家庭が潜在的に持つ養育力を高めるような、エンパワメント型の支援サービスが有効と考えられる。

日本国内の子ども虐待やその早期予防サービスの成熟が求められる今日、子どもの安全を基準としたリスクによる判断だけでなく、グレイゾーンの状況にある家庭に対し、その支援ニーズを適切に見極め、それに応じた長期に寄り添う支援施策の量的、質的な整備が喫緊の課題と言えるであろう。

(有村 2009)

4.2 支援者調査の結果概要

本調査で重要視したのは、子ども支援者らが日々抱きつつも、統計には顕われない不安や感覚を忠実に抽出し、網羅的かつ体系的に分析することである。従って、現地の支援者の発言から再構築を行い、支援ニーズを現地の文脈に沿って浮き彫りにすることを目指した。

なお、支援者の発言が多岐にわたるため、発言の領域を明確にすべく、分析の枠組みを設定した（p.24 参照）。枠組みは、横軸を「子どものウェルビーイング」と「養育、および養育環境の状態」に着目し、「グリーンゾーン」、「グレーゾーン」、「レッドゾーン」と設定した。また、縦軸を発言の対象別に「子ども」、「家庭・養育者」、「子どもを取り巻く環境・地域社会」とした。

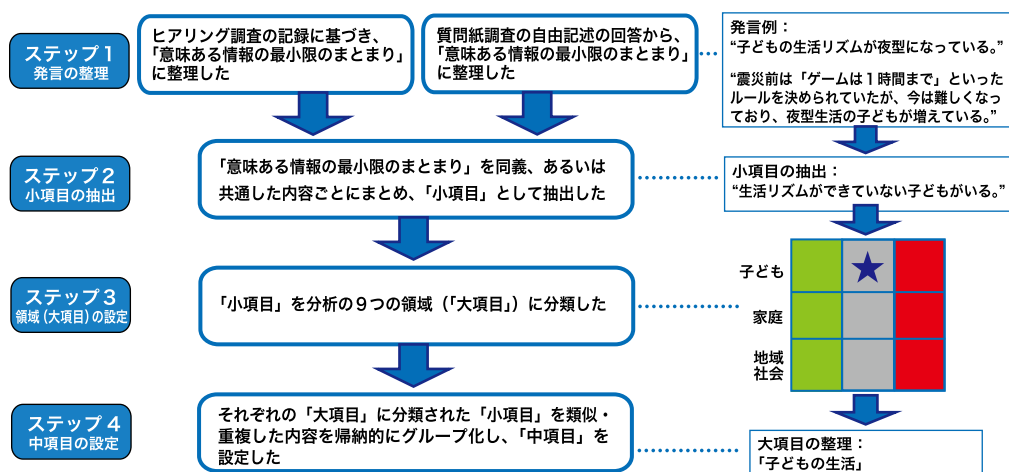


図 4-2 支援者調査分析枠組み

- ・ステップ1（発言の整理）では、ヒアリング調査の記録、および質問紙調査の自由記述における回答を整理し、「意味ある最小限のまとまり」に分解した。
- ・ステップ2（小項目の抽出作業）では、ステップ1で抽出した「意味のある情報の最小限のまとまり」について、同義、および共通した内容ごとに整理し、「小項目」を抽出した。
- ・ステップ3（領域「大項目」の設定）では、次に、ステップ2の「小項目」を分類するために、9領域を「大項目」として設定した。領域は、横軸に①子ども虐待やその予防における対応レベル（コラム②参照）に基づき、「グリーンゾーン」、「グレーゾーン」、「レッドゾーン」の3層に整理した。同時に、縦軸は②「子ども」、「家庭・養育者」、「子どもを取り巻く環境・地域社会」の各領域で整理した。その後、ステップ2で抽出された「小項目」を、発言の対象に応じ、上記の縦軸3層、横軸3領域の9領域に分類した。
- ・ステップ4（中項目の設定）では、最後に、各領域「大項目」内の「小項目」について、類似、および重複した内容を帰納的にグループ化し、「中項目」とした。結果は、4.2.1以降にとりまとめた。

なお、結果（表 4-2）を参照する際の留意点として、ヒアリング対象者からの発言を、可能な限り忠実に抽出することを念頭に置いた。従って、「子どもに関する相談件数は増えていないという認識がある」、「子どもに関する相談件数が増加している」といった相反する発言が、それぞれいくつかの領域に記載されている例が複数ある。

4.2.1 <グリーンゾーン> 被災地の状況

被災地の子どもを取り巻く状況として震災前後で変化がなく安定しているか、あるいは回復傾向としてプラスに認識されている事柄について取りまとめた。

(1) 子どもの状況

(1) 経年変化

震災後2年半が経過する中で「子どもたちに回復の兆しがみられる」や「震災後2年半を経て、子どもたちは環境に適応をし始めている」という発言があった。具体的には「1年経過して、だいぶ元気が出てきた」や「今は、生徒も落ち着いてきている」という声が聞かれた。

一方で、「レジリエンシーの高低により、回復する子どもと不適応を起こす子どもに二分化する傾向がある」という指摘もあった。また、これらに関連して「津波被害を目の当たりにした子どもの一部は自己回復をみせている」や「学校の欠席率が増えている状況はない」という声もあった。

(2) 子どもに関する相談

「子どもに関する相談（保健室・スクールソーシャルワーカー・ケース会議等）に大きな変化はない」や「子ども虐待の相談件数は増えていないとの認識がある」といった、震災前後で、関係機関への相談件数・内容や、保健室やスクールカウンセラーに相談に来る子どもの相談内容や頻度に変化はないという声が聞かれた。

(3) 子どもの生活

子どもの様子に関しては「震災後、子どもの行動面・精神面で大きな変化はみられない」という印象が語られた。具体的には「子どもたちが被害を目撃したわけではないので、子どもが脅えるといった影響は少ない」や「震災後には子どものPTSDが懸念されており、もっと大変なことになるのではないかと考えていたがそうでもなかった」、「療育手帳¹関係でも、震災前後で特に変化は感じない」、「震災後、（養護）施設内の子どもは荒れていない」という声があり「震災後、子どもの非行はむしろ減少している」という発言もあった。加えて「ゆっくり話を聞いたり、身体に触れることで子どもたちは安心をする」というような声もあったが、子どもの不安定さを心配する発言ではなかった。また「日常生活の再開がよい影響を与えている」と、学校やクラブ活動が再開され震災前のような生活に戻ったことによる影響を指摘する声もあった。

「転校をしていない子どもは、居住環境に変化はなかったと思われる」という印象も聞かれ、一部の子どもの日常生活には大きな変化がなかったとも語られた。

一方で「外遊びの機会・場所が減り、運動・体力不足の傾向がある」という声や「遊びを知らない、遊びたい欲求が強い子がいる」といった、子どもが外で遊ぶことや身体を動かす機会が必要とされていることを示す声があった。

¹療育手帳：知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。（厚生労働省 2011「各障害者手帳制度の概要」）

(4) 学校と子ども

学校生活については「保健室が、子どもの回復に一定の役割を果たしている」という発言があった。特に悩みがあるわけではない子どもでも「養護教諭と話すことで息抜きができています」や「養護教諭に、家庭で親に話すような日常の話を聞いてもらうことを求めている印象がある」の指摘があった。学力については「学校が震災の影響で統合されざるを得なかった。2年経過することで学力面の心配もあろうが、それほど大きなものとは思わない」や「仮校舎における学習でも、2年目からは勉強に力が入ってきた」と語られた。

(5) 子どもの人間関係

震災により、学校の統廃合や仮設住宅への移住等、子どもの生活環境が変化したことに伴い、子どもを取り巻く人間関係も変わった事例が語られた。これにより「仮設住宅や学校統廃合で、子ども同士の新たな交流が生まれている」や「(学校の統合があったが)2年目からは仮校舎でも児童の間で一体感が出てきた印象がある」というように、子どもが新しい人間関係を構築している様子が語られた。

また、震災後多くの支援が入ったが「子どもたちは、支援者へ気持ちを表している」という声があり、子ども同士のみならず支援者ともよい交流があったことが示唆された。

(6) 里親

今回の大震災では、震災により親を亡くした子どもも多かったが、遺児・孤児の多くが里親に引き取られた。本調査でも「親を亡くした子どもは、施設入所ではなく、里親に引き取られた」という、震災により親が亡くなったことを直接的な契機として児童養護施設を利用した事例はなかった等の発言があった。

(2) 家庭・養育者の状況

(1) 保護者の生活

震災前後での保護者の変化について「保護者の状況も震災前後で大きな変化はないようである」といった、前述の「子どもの生活」と同様の声が聞かれた。同時に「震災を機に、国内の家族の問題が(被災地では)最先端に出現している印象がある」と、現状を懸念する声もあった。

一方では「震災の影響かどうかは一概に判断できなくなりつつある」という発言もあり、震災前からあった課題と震災の影響と思われる課題の区別が難しくなっているという、現地の複雑な状況がみられた。

(2) 学校と保護者

PTA 活動や部活動等の学校を通じた保護者同士の交流を震災後2年余り経過する

中でプラスに捉えた発言があった。「学校活動（PTA 等）を通して保護者同士の交流が戻りつつある」の発言のように、転居により停滞していた PTA 活動等が徐々に戻りつつあり、そうした活動を通じて保護者同士の結びつきが強まっているといった意見があった。

（3） 家庭環境と保護者

家庭環境と保護者に関しては、DV に関する発言があった。

DV については、それを目撃することが「心理的虐待」とされることに加え、配偶者間の暴力が子どもへ向かう可能性も含めて子ども虐待につながる要素として注意が必要である。本調査からは「震災による DV の質的な変化はみられない」という発言があり、震災前後で DV に関する相談内容にも特に変化がないとの声が聞かれた。また、DV 加害者には全国的に共通した傾向があるが、それは被災地でも同じであるとの発言もあった。

しかしながら、ヒアリング調査ではリスクは高まっているとの指摘もあり、詳しくは 5.2 (p.75) で述べる。

（4） そのほか

その他、保護者の状況については「補償金の受給により、生活保護世帯数が減少している」や「震災後、出産が増えている」、「若年世代のひきこもりが多い」という発言があった。

（3） 子どもを取り巻く環境・地域社会

（1） 地域社会と子ども

震災後は子どもの生活および学校の環境は大きく変わった。2年半が経過した調査時においては「子どもを取り巻く環境は震災前の状況に戻りつつある」という声が聞かれた。一方で「生活実態は改善されていない」と相反する声も聞かれており、「交通機関が不通となり、日常生活に不便が生じている」や「子どもの日常的な遊び場の確保が課題である」ということが具体的に語られた。

虐待や不適切な養育については「学校・保育現場において、震災を原因とした虐待または重篤な虐待・不適切なかかわりが増えている印象はない」という意見があった。ある養護教諭によれば、虫歯や歯の汚れが目立っているがものの、理由は歯科医院の不足等によるもので、ネグレクトが原因とは言い切れないということだった。

地域社会の様子については「震災前から、気になる子どもを地域で見守る風土がある」や「イベントの開催により、地域住民の交流・関係構築が促されている」、「世話好きの保護者が、出不精の親や子どもを活動に連れてきてくれている」という地域があった。一方で「過疎地での課題が顕在化していると認識している」や「子ども関

連施設（放課後児童クラブ・乳幼児向け施設等）の資源に地域格差が生じている」という地域もあった。

（2） 地域の中の学校

震災後、さまざまな施設に被害がおよぶ状況下で、学校が行事等を通じて、被災前の居住コミュニティの維持にとって拠点的な役割を果たしているという意見があった。「震災後も、学校という場が、コミュニティの拠点機能を果たしている」や「学校が日常性の回復に寄与している」等の声であった。

また、「子どもを取り巻く環境（仮設校舎等）に変化が起きた」や「転校生や学区外から通学する生徒が増えている」という、震災後の学校をめぐる変化に関する言及もあった。

（3） 原子力発電所（以下「原発」）事故の影響

原発事故の影響を受けた地域では、その影響についてさまざまな声が聞かれた。「放射線規制がなくなり、外で遊べるようになった」や「避難していた子どもが帰還し、子どもの数が増えている」という声があった。一方、例えば「原発の問題により、地元で就職する意識が育まれない」や「原発事故の影響を受けた地域はより厳しい状況にある」という発言があった。

4.2.2 <グレーゾーン> 子どもをめぐる気になる状況（不適切な養育に関する状況）

（1） 子どもの状況

（1） 子どもに関する相談

子どもの気になる状況として「子どもに関する相談件数が増加している」という声があった。相談の延べ件数が増えていることに加え「子どもに関する相談内容が深刻化、対応時間数が増加している」という声もあり、課題は相談件数の増加だけではないことが示唆された。また「虐待とは認識されていない事例が、他所から連絡が入ることがある」や「子どもの虐待に関する軽微な相談が増えている」というような声も聞かれた。

（2） 子どもの生活

被災地の子どもの生活面について「きちんとした食事を取れていない子どもがいる」や「生活リズムができていない子どもがいる」というような、ネグレクトにつながるような発言があった。一方で、先に述べたとおり（P.35）ネグレクトのシグナルとして捉えられることのある虫歯の増加について「虫歯が増えているが、ネグレクト傾向であると言えない印象がある」という発言もあった。

また、震災に伴い転居や転校を経験する子どもについて「移動・転居は子どもにとっ

てストレスである」という指摘があった。頻繁な環境変化に適応することは子どもにとって大きなストレスであることや、学校を転々とした子どもは不安感や自分を責めてしまう等、ストレスを蓄積させている様子が語られた。

(3) 家庭環境と子ども

震災前から子どもの養育について気になる状況に置かれている家庭が、震災の直接の影響でなくとも、震災を契機にさらに厳しい状況に置かれているという状況が語られた。「震災前から気になる家庭が震災を機にさらに厳しい状況になった」や「震災後に家庭の脆弱性が表面化してきている」という発言があった。また、「震災により、ひとり親家庭になった子どもはストレスを抱えやすい」という発言もあり、特にひとり親家庭を気にかける声があった。

また「家庭環境が不安定な子どもの不安は高い」や「子どもは家庭環境の悪化を敏感に受け止めている」という発言があり、保護者の不安定さや避難により家族がバラバラになったこと等による家庭環境の変化が、子どもにネガティブな影響を与えているといった指摘がみられた。さらに「家庭環境の悪化により、子どもが家の中で居場所をなくしている」という状況も語られた。

DVについても言及があり「DV事例の心配が広がっている」との懸念が語られた。「DV電話相談してきた人の分析を行ったところ7割が子育て家庭であり、そのうち直接的暴力が7割あった」や「仮設住宅では、DV件数が2倍以上となっている」という発言があり、子育て家庭における被災後のDV相談では「思春期の子どもへの影響が非常に気になる」ということが語られた。

(4) 子どもの行動

震災後の子どもの生活の気になる様子について「表面的にわかりづらい問題（ネグレクトや言葉の暴力）が増えてきている」という発言がみられた。また「親の放任により、子どもの言動や表現が荒くなっている」や「親と子どもの関係が薄くなり、子どものコミュニケーション能力が落ちている」という意見も聞かれた。さらに、震災後に母親が不安定になり、子どもの不安定さに繋がっている事例や、親が仕事を休みがちになっている状況を子どもが受け止めきれない事例等、「親の不安定が子どもの不安定を引き起こしている」という状況も語られた。

加えて、今後についての懸念も広く示された。「まだ表には出ていない子どものストレス・悩みが心配である」や「子どもたちが我慢している」、「震災から2年半が経ち、子どもたちの我慢が限界にきているのではと心配である」といった声があった。「震災後、子どもたちは深い心の傷を抱えているが、表面的にはがんばっている」、「周囲は気が付かないが、傷ついている子どもがいるかもしれない」、「子どもたちも構ってほしいが我慢している」といった声があった。そうした我慢をしている子どもが今後どのようにそれらのストレスを表出するかについて心配する声であった。例えば「今後出てくる子どもの声の中身は予想がつかない」という見方もあった。

「子どもたちの意欲が下がっている」、「子どもからの相談主訴として、身体症状（「お腹が痛い」「頭が痛い」等）に増加傾向がある」、「口数が減ってきていると感じる」という声が聞かれた。子どもの問題行動が震災後増えているとの懸念とともに「子どもの問題行動は『見ていてほしい』という気持ちの表れである」という声も聞かれた。

震災による子どもの情緒的变化については「災害により、子どもたちへの心理的な影響がみられる」、「震災直後は子どもたちも大変な思い（動揺・不安定・ハイテンション等）をした」、「環境変化の理由等について子どもに十分に説明がされていないためストレスとなっている」、「2年を経過して、トラウマ的な反応が潜在化しているように思う」、「PTSDの疑い等、心理的症状を表出する子どもがいる」、「表面的にはわからないが、傷ついていて、頑張っている子どもがいる」、「避難訓練を怖がる子どもがいる」、「津波被害を受け、潜在的に喪失感を持っている子どもたちがいる」といった声が聞かれた。

子どもの行動そのものについては「震災後、子どもの行動面にも影響（集中力、攻撃性、落ち着きのなさ等）がみられる」、「震災後、低学年の子どもに攻撃性が目立つ」、「移転直後、子どもたちが過活動になる傾向がみられた」という指摘があった。その理由としては、親に構ってもらえないためであるという発言だった。したがって、低学年の子どもは関係性を持つ手段の1つとしてまず手が出がちなのではないかといった意見が述べられた。非行についても言及されており、地域によって「非行・問題行動を出している子どもがいる（増加傾向含む）」という発言があった。

非行が増えており、喫煙、近所での問題行動（悪さ等）を起こしてしまう子どもがいる、ないし増えているという状況が語られた。また「高年齢の子ども（中学生等）のエネルギーが高い」、「仮設住宅で中学生が夜遅くにたむろして騒いだ等、高年齢の子どもがエネルギーの発散を十分にできていない」と感じる地域住民や支援者の指摘があった。

一方で、震災後「非行・問題行動は増えていない（減少傾向含む）」や「子どもの暴力行為は増えていない」という意見もみられた。背景として「そもそも溜り場がない」という意見もあった。また、非行や暴力的な行動の背景として、「高年齢の男子が『強くないといけない』と感じている」という声が聞かれ、小中学生の男子が災害を怖がっている一方で、強くないといけないというプレッシャーを感じているのではないかという声があった。

（5）子どもの人間関係

震災後の生活環境の変化に伴い、子どもを取り巻く人間関係にも変化が生じた。そうした中で子どもが「担任や親と（子どもが）良好な関係を築けない」、「おとなの好ましくない素行をまねする子どもが見られる」、「出身校の違う子どもたちの関係構築には時間を要している」、「移動により、子どもたちは友達関係、学習環境等の問題

を抱えている」、「帰還した子どもたちが学校になじめない」という状況が語られた。

いじめについては「いじめに関する実態はわからない」とする声もあれば「いじめは増えている」という声もあり、震災前後の増減を含めその状況に関する意見にばらつきがみられた。

(6) 保育所・幼稚園と子ども

震災後、保育所・幼稚園を転々と移動する子どもが存在する。特に福島県においては、原発の避難区域の見直し等をきっかけに、1年刻みで保育所・幼稚園の転園を余儀なくされている子どもが多い状況がある。そうした状況について「保育や集団生活の積み重ねができない」や「保育所から学校等、引き継ぎ体制がなく、移動後に問題が出現する」という指摘があった。また、保育士や幼稚園教諭に甘える等「親以外への子どもの甘える行動が目立つ」という声が聞かれた。

(7) 保護者と子ども

前述のとおり (p.37～38)、子どもの情緒、行動の変化の背景に、保護者に構ってもらえない状況が語られた。「親と子どもの関係が薄くなり、子どもたちに影響(相談できない、寂しい等)が出ている」や「保護者中心の生活になり、子どもが疎外・疲弊する事例がみられる」、「学校行事への親の不参加により、子どもが葛藤している」、「親に余裕がなく、子どもが構ってもらえていない」、「もう少し(養育者に)手をかけてもらえたらよいのに」という子どもが増えた」という声があった。

また、保護者との関係に関連して「親との関係が悪化したときの子どもの逃げ場がなくなっている」や「親との関係が悪化して家出をする子どもが多い」という指摘があった。震災前には広い自宅や遊び場等があったが、震災後、仮設住宅等の転居先では親に叱られたときの子どもの逃げ場が少なくなっている。また、仮設住宅等への転居により多世代居住でなくなっているため、保護者以外からの支援の機能が弱くなっているという意見があった。

さらに「子どもが親の不和を訴えている」という声や、子どもからの相談で「両親がけんかしている」という主訴があり、震災の影響かどうかは不明であるが、家庭の不和や親のストレスの相談をする子どもがいるので気にかけているという声があった。

(8) 学校と子ども

学校生活については「不登校が増えている」という声があった。ある市町村の相談窓口の相談内容においても、不登校は3番目に多いという声や「現在懸案になっている事例のうち3割が不登校の課題である」という指摘があった。不登校については増加だけでなく「小学生のときに被虐待傾向のあった中学生が不登校になるケースの対応に苦慮する」や「母子家庭や経済的に困窮する家庭において、不登校・不登校傾向の子どもが多くみられる」という声も聞かれた。また「保健室登校(教室での被災・転校や転居を理由に)をする事例がある」と、登校はするが、保健室で過ごす事例に

関する話も聞かれた。

次に教室の様子として「子どもたちが落ち着かず、クラスが機能しないケースがみられる」という発言や、震災後に小学校低学年の学級崩壊が多くなっているという状況が語られた。

さらに「震災後、子どもの学力低下に不安がある」と心配する声があった。一般的に子どもの学習意欲が下がっていることや、受験を控えているものの、震災からの復興の見通しのたたない子どもが成績不振となっている事例が示された。

(9) 特別支援・母子保健・医療の現場と子ども

「震災前後の変化は不明であるが、発達障がいと判定される事例が多い傾向がある」との声があった。「発達障がいの判断は難しい」や「健診で経過観察になる子どもが増えた」といった発言があった。同時に、発達障がいと言われる子の中には、震災後親との関わりが希薄になり、寂しさから落ち着きがなくなったり、食事が思うように取れなくなって、イライラしたり不安定になったりする子どももいると思われるので、全てを発達障がいでは片づけられないという意見もあった。

学校現場でも発達障がいの子どもが増えていて、発達障がいが疑われる子どもは、以前はクラスに1人いるかいないかだったが、今はクラスの4、5人に1人いて、クラスが機能しない状況が少なくないという発言もあった。一部の児童相談所でも、一時保護で預かる事例は、発達障がいの子どもが多いという見解が語られた。

また「震災後の医療機関の減少により、子どもが必要な診察を受けることが難しい」等、発達障がいを確認することが難しい状況も指摘された。

(10) 親を亡くした子ども

震災による保護者や親族の死去により、「喪失体験をした子どもが多い」、「親を亡くした子どもたちが心配である」ということへの懸念が多く語られた。具体的には「親が亡くなったことを子どもが受け止めきれていない」、「震災により親や家族を亡くしたりして、喪失体験をした子どもがいる」、「友人を亡くす等喪失体験をした子どもが多い」等という声であった。また未成年後見や相続等に関して、子どもの金銭面の指導・課題に関する心配や「親を亡くした子どもたちは未成年後見や遺産相続等のサポートを必要としている」という発言があった。被災で親を亡くし10代で数億の遺産の権利を持った子どもの事例等、今後の成長過程および成長後の金銭管理やトラブル時のサポートの必要性が指摘された。

また「震災前からひとり親家庭で、その保護者を亡くした子どもへの影響は大きい」という指摘があった。母子家庭で母親が亡くなった事例では、他の保護者がすぐに代わりとなることができず、友達を巻き込んだ問題行動を表出した子ども等、ひとり親家庭で親を亡くした子どもへの影響は特に大きいとの意見が聞かれた。

そして、今回の震災で里子となった子どもについて「里子として生活する子どもたちが抱えつつある特有の問題がある」との指摘があった。具体的には、里子と里親

との関係構築が難しい、自分の家で落ち着いて生活できず居場所を失っている、ということに心配する声があった。さらに、里子を受け入れたことで大家族化し、ストレスが増加したことを理由に、子どもが不登校に至っている事例も言及された。「里親家庭の中学生が精神的に不安定（服薬・リストカット等）になっている」という事例も語られた。

(11) 原発事故の影響

放射能に関して「家族内でも、原発事故により、進路に関する意見対立がある」や「家族内でも内部被曝への問題意識の相違があり、日々の食品選びに影響がある」という発言があり、放射能の問題をめぐり家庭内でも意見の相違等が生まれている現状が語られた。また「口には出さないが、子どもたちは放射能に対する恐怖を切実に感じている」という見方もあった。「面倒な尿検査に女の子もまめに対応しているのは、放射能の恐怖を切実に感じているからだ」といった指摘があった。この他、「『この砂、触っていい?』と常に気にかけている子どもがいる」という事例も語られた。

(2) 家庭・養育者の状況

(1) 生活課題・ストレスと保護者

震災後、保護者の生活がさまざまな面で厳しくなったという指摘や、そのことを表す事例が語られた。

まず、生活における負担について「住居の移動により、送迎・通勤の負荷が生じている」という声があった。震災後、通学先が家から遠く、親が送迎しなければならず、働く親の負担となり、ストレスが高まるといった状況である。

次に、保護者の就労面、経済面が厳しくなったという発言があった。就職せずに部屋でこもるおとなの顕在化、原発問題に伴う巨額の賠償金の影響による、親の勤労意欲の低下等「震災後、就職をしない」という指摘、震災により職を失い、不本意ながら望まない職業につく親の事例、津波と原発事故により離職した父親の代わりに母親が働かざるを得ない事例等が語られた。また「震災後、家庭の経済状況が悪化し、就学援助等が増えている」という指摘や「震災後、生活再建に向けて、格差が広がっている」という声があった。

DVのリスクの増加についての言及もあった。「DVリスクが顕在化または増加している」という状況が語られ、仮設住宅で増えているという発言があった。一方で、増加しているのではなく、顕在化しただけであり、顕在化すれば対応ができるようになるので良いことだとした発言もあった。

4. 子どもの

支援者に対する

調査結果

家庭・養育者の状況

震災による家庭への顕著な影響として「避難生活により家庭環境が複雑化している」という声が聞かれた。その中で「震災により、家族形態・構成が変わった家庭が多くある」ということが語られた。このことは、後述の「家族構成・主たる養育者の変更」で詳しくみる(5.3:p.80)。本調査で聞かれた発言からは、変化の形として①大家族→核家族へ、②核家族→大家族へ、③大家族→核家族→大家族といった3類型が挙げられた。第1類型は、3世代以上の家族・親族が近居していた大家族から核家族に変わったというもので、仮設住宅に移動する際に核家族化したことが複数事例として挙げられた。第2類型は震災による避難や引っ越しに伴って、核家族から3世代同居を始めることとなったというものである。具体的には、震災をきっかけに3世代同居を始めて祖父母と両親の関係がこじれている事例であった。第3類型は、震災後に核家族となったが、時間を経て再び大家族に戻ったというものであるが、震災で仮設住宅に入り核家族化し、再建過程でまた大家族に戻ると、潜在的ストレスが顕在化するおそれがあるという懸念が語られた。また「震災によって保護者が変わった(祖父母が養育するようになる等)事例がある」や「家庭内の人間関係の影響により、中学生以上の子どものみが地域に戻り祖父母と暮らす事例がある」という発言もあった。祖父母による養育の課題としては、祖父母から、孫の気持ちがわからない、中高校生への接し方がわからないといった相談を受けるといった行政職員の声や、曾祖父母や祖父母が子育てをしている場合、対外的に相談するのは恥だと思ふ意識が強い地域があるという指摘もあった。

次に「震災後、離婚・再婚が増えた」という声が聞かれた。離れ離れになった家族では、離婚が増えつつあり、震災後、生活の変化により夫婦間の考えの相違が生じ、結果として離婚した事例があった。また「離婚により、経済面・家族内の人間関係面における子どもたちへの影響がある」といった、離婚による子どもへの影響を懸念する意見があった。震災後、離婚で母子家庭となった事例で、厳しい経済状況で生活せざるを得なくなっているという現実や、離婚・再婚家庭の増加に伴う連れ子の養育をめぐるトラブルが増えているという指摘であった。一方で、「震災後、再婚やひとり親が目立つということはない」という行政からの意見もあった。

ひとり親家庭についての発言もあった。これらは「震災後、片親世帯となった家庭では子どもへの影響が大きいと推察される」や「父子家庭では、娘への接し方で悩んでいる事例がある」といった発言で、ひとり親世帯は配偶者や周囲のサポートが不足し、性別の異なる親子の関係構築を気にかける事例が語られた。また「母子家庭等の状況を十分に把握できないことがある」という、実態把握の難しさを指摘する声もあった。

そして、保護者のストレスに関しても、さまざまな発言があった。震災で祖父母が亡くなり、子育てサポートが受けられず子育てをしているという指摘等、育児不安が大きくなっている懸念が語られた。一方で「育児不安を訴える保護者は増加傾向に

あったが、2013年度から落ち着いてきている印象がある」という発言もあった。

「現在懸案となっているケースのうち4割が養育の課題である」や「保護者がスクールカウンセラーを利用するケースでは、震災関連の悩みというより、子育ての悩みが多い」という発言もあった。

また「生活が改善されずまだ『特殊な状況』にあるとの認識が根強い」や「仮設住宅での生活により、生活環境が変わり保護者のストレスが増している」、「避難後元の生活や家庭環境には戻れない家族が多い」等、避難生活や今後の生活再建の見通しがなくことによるストレスも指摘された。仮設住宅に住んでいる場合、先の見通しが立たないために保護者が疲れ、経済的にも不安を抱えている状況は震災後2年余り経過した現在でも同様で、むしろ強まっているのではないかという意見もあった。仮設住宅では、隣接する近所への配慮のため自宅の中でもひそひそ話で会話しないといけないといった指摘があり、相談機関への相談内容でも、仮設住宅の中でのストレス障害、うつ等があるという現状が語られた。

それから、こうした保護者の抱えるストレス等に関し「親の不安・ストレスも理解できるので、『頑張っただけに進もう』と軽々に言えないジレンマがある」という支援者側の声も聞かれた。

(2) 子どもと保護者

震災後に仕事が変わる等の影響で、震災前と比べて保護者が子どもに手をかけられなくなっているという声があった。「親が子どもに（就労等の理由により）手をかけられていない」、「母親に余裕がなく、育児への意識が薄れている」、「親が適切な子どもとの関わりをしていない」、「（日本全体の問題ではあるが）親子の愛着形成が十分でない」等の発言があった。震災後、働かざるを得なくなった母親は子育てに目が行き届かず、子どもの変化に気づきにくくなったとの指摘もあった。

また、精神的な悩みを抱えている保護者が多く、精神疾患が不安定な養育環境を引き起こしているという指摘があった。「保護者の精神疾患が不安定な養育環境を引き起こしている」や「子どもにあたり、追い詰めたり、ストレスが子どもに向かうようになっている」という問題意識が語られた。同時に、精神疾患を抱える親を持つ子どもの養育環境を整えるのは非常に難しいという意見もあった。

不適切な養育の事例としては、適切な食事を子どもに与えていないものがあった。弁当の準備ができずカップラーメンを持参するという事例、朝食を作らない事例が目立つので今後が不安であるという懸念が語られた。

養育困難事例に関する発言もあった。「もともと養育能力が低い家庭で、養育課題が顕在化していることが多い」という声があった。特に養育能力が低い母親の多産によりさらに養育が困難になる事例が増えているという状況である。また、特別な支援が必要な家庭が県外避難した事例では、避難によって状況がさらにこじれ、不登校が繰り返されているという現状や、もともと経済的・社会的に弱い立場にあった家族が、

震災を機に課題（眠れない、不安が強い、食欲がない等）を抱え込むことになっている現状も語られた。

（3）虐待のリスクの高まりと保護者

虐待対応や要保護児童支援に携わる専門職から「不適切な養育の長期化は子どもへの大きな影響をおよぼす」との発言があった。育児放棄はあまり聞いたことがないという意見もあったが、長期に不適切なかかわりが続く懸念が複数の職種から示された。例えば、母親の「彼氏」が遊びに来ると子どもが邪魔なので外へ出してしまうという事例が語られた。

また「望まない妊娠²が増えているのではないか」という声があった。震災後、望まない妊娠の数に増減があるようにはみえないという意見もあったが、出産数や若い親、望まない妊娠等が増えていて、適切な対応が必要とされているとの指摘もあり、評価が分かれた。また、相談を受ける機関から若年の親を扱う事例も多いとの発言もあり、今後の虐待リスクが増大する可能性について心配する声があった。

（4）社会資源と保護者

支援を行う社会資源の活用に格差や課題として、具体的には「特別支援（障がい・精神疾患等）を必要としている家庭では、『なんとかしたい』という気持ち強い」という声もあった。前述のとおり支援が必要であると考えられる。

さらに「PTA や部活動の停滞により、保護者間の関わりが薄れている」や「震災後、新しい環境で親同士の交流が難しく、繋がりが弱い」という意見があった。

また「保護者に子どもに関する連絡等を伝えられない」という発言等、学校教員や放課後児童クラブ指導員が、保護者と連絡がなかなか取れない現状が指摘された。

地域資源に関わる支援では「(家族の) 移動が多いため、家庭内の問題を経年で追うことが難しい」という指摘があり、支援を必要とする家庭が新しい地域へ移ったときに、支援関係機関につなげる難しさが語られた。

（5）里親

里親・親族里親が直面する課題への発言も聞かれた。まず「親族里親となった祖父母が、親の役割を果たすのに困難がある」という事例で、高齢・昨今の子育て事情に関する情報不足・精神的負担等が指摘された。また、里親自身が震災の影響を大きく受けており「里親自身が葛藤・問題を抱えている」、「里子を育てていることを知られたくないという事例がある」、「里親が里親支援に積極的に参加しない傾向がある」という現状が挙げられた。

²「望まない妊娠」という表現については、現在各方面で議論がある。本調査では、その議論の背景を十分に理解しながらも、これまで虐待予防の分野で広く使われており、認識を得やすい表現として、この表現で記載をすることとした。

(6) 原発事故の影響

福島県では、原発問題特有の問題が家族にストレスをかけているという状況が語られた。具体的には、原発事故後に孫に新鮮な野菜を食べさせてあげたい祖父母が、母親に「食べさせないで」と言われる事例、地元に残るか残らないかに関して子ども（特に高校生）と家族の間で意見が対立する事例等があげられた。原発や放射能の問題に関し、今後の見通しが立ちにくいこと、復興の見通しが持ちにくいといった現状認識による不安もストレスとしてあることが指摘された。現状では「子どもの体調不良に敏感になっていることが気になる」といった、保護者の子どもの健康に対する不安によるストレスが懸念として語られた。

そして「原発事故による避難は、家族をバラバラにした」という指摘が多く、子どもが複雑な家庭環境に置かれているという現状が語られた。

(3) 子どもを取り巻く環境・地域社会

(1) 地域社会

被災地域の傾向として、子どもの遊び場が少ないという発言があった。学校や公園等の遊ぶスペースが不足していることに加え、本屋やコンビニ等子どもが立ち寄ることのできる店舗が減り「子どもの遊び場の安全の確保に強い懸念がある」という声であった。「生活実態（がれき撤去、店舗数の増加はあっても）は改善されていないので、注視していきたい」という声もあった。

また「携帯電話の普及により、ネットトラブルを注視している」や「携帯電話を持つようになった中学生のトラブルがある」という携帯電話の使用に関する懸念や、「復旧工事等、外部者の出入りによる子どもへの影響が心配である」という地元以外の人が多く出入りすることによる子どもへの影響を心配する声が聞かれた。

(2) 住民

震災が地域の住民におよぼした影響として「震災後、住民同士の繋がりが希薄化している」という声があった。「民生委員と子どもの間で年の差があり、中学生と話をする機会がない」、「一軒一軒が遠いので、顔が見えないことからコミュニケーションを取ることが難しい」という声があった。また「仮設住宅団地内で、新旧住民や元の居住地域等を背景にもつ軋轢がある」と、移動・転居後に地域住民とうまく付き合うことができずにストレスを溜めている人もみられる現状が語られた。

また現状では、復興の先行きの不透明さから、ストレスや不安を抱き続けている

人が多いという意見があった。「地域の中でも、差別意識を感じることもある」や「生活再建を自力でできる人だけが再建のスタートを切れる」というように、地域内でも異なる現状を指摘する声もあった。

(3) 学校

震災後「学級崩壊や教室内での課題が多くなっている印象がある」という発言があり、授業に参加せず立ち歩いてしまう生徒がいる事例等が教職員から語られた。

学校という地域の拠点について「仮設校舎等、学習環境が悪化している」や「学校の統廃合を背景にした小規模化により、学力面・集団生活面に悪影響が出ている」という意見があり、学校が物心両面で元気を失っているという見方をする学校の教職員もいた。養護教諭からは学校が仮設になったり統廃合されたりする中で、子どもの育ち・学びに影響を与えている可能性があるという発言もあった。加えて地域性が異なる生徒が多く転入してくると、教員の負担は大きいという声もあった。「多勢の転入生がある場合等、学校として生徒への対応が難しい」や「転校生が多く、受け入れた学校側の気質（雰囲気）が変わった」というものがあった。逆に「学級内の環境の変化により、転校する子どもがいた」という事例も挙げられた。

このほか「震災後、教員の負担が増えている」という指摘があった。被災した生徒のケアや支援団体から提供されるイベントの調整等、負担増を示す切実な声であった。そして、震災後に教員が抱える不安に関してもさまざまな発言があった。「震災の辛さを表に出せていない」、「不安感があるのは教員も同様である」、「教員のおとなとしての遠慮が子どもの窮屈さに繋がっている」といった意見、「今後2～3年で子どもがどう変化していくかわからず心配している」、「学力差の問題が今後さらに顕在化・顕著化するのではないか」との懸念もあった。また「子どもと接する時間が十分に確保できず、それが不安に繋がっている」、「震災3年目以降に表面化するであろう課題に不安を抱えている教員もいる」、「震災後、教員自身にも不安感がある」という意見等、さまざまな状況が語られた。

(4) 原発事故の影響

地域の実情として「原発事故の影響を受けた地域はより厳しい状況にある」や「継続的に除染作業を進めていくことが不可欠である」という発言があった。学校現場からは、原発によって生じた子どもを取り巻く環境の変化に簡単には対処できず、難しさを感じているという声が聞かれた。

4.2.3 <レッドゾーン> 子ども虐待を含め介入が必要な状況

(1) 子どもの状況

子どもの状況

(1) 子ども虐待のリスクと傾向

震災後生活環境が変わり、ストレスが高い状況で虐待リスクが増大しているという意見や事例が複数示された。「親が自身を責めたり、自信喪失することで虐待リスク・被害等が高まっている」や「児童相談所で扱う虐待事例では、震災後生活環境への不適応がみられる」、「震災のストレスが子どもへの暴力に繋がっている」、「避難生活の長期化・孤立化が虐待増加の一因になっている」という声が聞かれた。

また「震災後、傷を作るような身体的虐待ではなく、ネグレクトや不適切なかかわりは増加傾向にあるかもしれない」や「(目に見える)身体的虐待ではなく、ネグレクトや不適切な養育が増加傾向にある」の発言のように、虐待の種別の中でもネグレクトにまつわる発言が目立った。ネグレクトの具体例としては「震災後に父親と再婚相手と一緒に暮らしている子どもが、住居から離れた公園でしばらく遊んでいると言われて放置され、その間に夫婦がどこかへ遊びに出かけてしまうようなケースがみられた」、「虫歯が増えている」という事例があげられた。但し、虫歯の増加については、先に述べたように(p.35～36)、ネグレクトのシグナルとして懸念する声も聞かれる一方で、震災の影響やネグレクトのシグナルではないという発言もあった。

ネグレクト以外の虐待の傾向に関しては「DVを伴う心理的虐待が増えていると聞いている」や「虐待事例は小学生が多く、若い母親の事例が多い印象である」という意見が語られた。

さらに「虐待を要因とする不登校が増加している」や「ネグレクト家庭に育つ子どもがうつ状態になった」という声が聞かれた。こうした懸念と同時に、ネグレクト事例への介入の難しさを指摘する声もあり「虐待の事例でも在宅支援のケースが多い」という状況が語られた。

(2) 子ども虐待に関する相談件数

先に述べた「3. 机上調査」(p.16～18)で検討した被災3県における虐待相談件数について、特有の恒常的な増加傾向はみられなかったが、本調査でヒアリングを行った児童相談所では「虐待相談(通告受付)件数は増加傾向にある」や「ある児童相談所では、平成24年度の虐待相談件数が、前年度の2倍になった」、「現在懸案となっているケースのうち3割が虐待の課題である」という状況が語られ「相談件数は、市町村窓口のレベルで増加している」という発言があった。

(3) 子どもの行動

子どもの様子や生活において心配なこととして「PTSDの診断等、具体的な症状が表出している」という声があった。PTSDの疑いありと診断された子どもの存在に関する言及が複数あった。

また、PTSDと診断はされていない事例でも「中学入学後に自傷行為を見せた子

がいる」や「自分の首を絞めて見せたりする子どもがいて気になる」という発言があり、支援を必要とする子どもの存在が語られた。

さらに「暴力を受けても我慢する子どもが多い」との声があり、震災により家庭の状況が悪化したことを理解し我慢する子どもが多いという懸念があった。

(2) 家庭・養育者の状況

(1) 子ども虐待と保護者

前述のとおり (p.37) DV に関する発言があった。「DV 件数が仮設住宅では 2 倍以上を示すデータが出ている」や「DV 電話相談の 7 割が子育て家庭で、その 7 割に直接的暴力があった」という支援団体からの報告があった。

相談内容に関連し「DV 相談家庭に育つ思春期の子どもへの影響が気になる」という声もあった。また「DV 相談家庭の託児・就労・通学支援に苦慮している」や「DV 相談家庭の多胎・障がいを持つ子どもへの支援に苦慮している」というような対応に苦慮する事例についての声もあった。これらの事例では、託児のボランティアが必要不可欠な実態、就労できず居住地も定まらない事例等困難がさらに高い状況、就学年齢の子どもの事例は通学を急ぐ必要がある状況等が指摘された。また DV の課題に加え、障がいを持つ子どものいる母子家庭の相談、双子児の母子の相談となると、一段と困難性が高くなるという声があった。

また「避難した先で、虐待に至る事例がある」や「避難先に馴染めなかった家庭の事例では、帰還後にネグレクト・虐待・不登校が繰り返されている」、「身体的虐待があるとすれば、親のストレスが原因ではないか」、「震災によるストレスにより、虐待のリスク・被害が高まっているかもしれない」という指摘のように、親のストレスが震災後に増し、それが子ども虐待の一因となっているという意見があった。

また「経済的困窮が子どもへの暴力・育児放棄の原因になる事例が少なからずみられる」や「30 代の貧困が、虐待増加の一因になっているのではないか」、「生活が困窮している親の不適切な養育が続き虐待に至ってしまう」という声があった。このように、震災後に経済状況が悪化した家庭の生活課題が虐待につながっているのではないかという見方があった。

さらに「無責任な出産がネグレクトに繋がっている事例がある」という指摘や「特定妊婦が増加している」、「飛び込み出産が急増している」という事例が、一部の地域においてあげられた。

そのほか「震災前からの家庭の脆弱性が震災によって表面化したことが虐待増加の一因と考えられる」という意見もあった。何らかのリスクを抱えていた家族が、震

災により負荷がかかりリスクが顕在化したことで、なんとか支え合っていた家庭内のバランスが壊れ、虐待傾向になることはあり得るといった声があった。加えて「親の生育歴が虐待につながっている」という意見があった。

「長期に不適切な養育が続き、虐待事例となる」という意見もあり、不適切なかわりが継続する事例に注意が必要であるとの発言があった。

(2) 子ども虐待に関する相談

虐待相談件数については、繰り返し記述しているとおり、児童相談所の統計では被災3県で震災後に全国と比較しても、顕著な増加傾向はみられない。しかし、本調査では「福島県では虐待件数の増加が顕著にみられる」や「家庭児童相談室の事例のうち3割が虐待相談である」、「児童相談所で扱う虐待事例では、生活環境震災後の生活環境への不適応がみられる」等、特定の地域や領域で個別具体的に増加している事例があげられた。

(3) 保護者・家庭への支援

虐待対応の難しさに関する声が聞かれた。「ネグレクト事例では保護者が支援に応じない」、「適切な介入手段がみつからず、虐待やネグレクトでも経過観察となる事例がある」、「ネグレクト対応が難しい」、「ネグレクト対応は長期化する傾向がある」等、多岐にわたる対応困難な現状が指摘された。具体的には「暴力を伴う事例への対応は非常に難しい」という状況が語られた。また「ネグレクト事例は、保護者が支援を受け入れない傾向がある」という現状も指摘された。主任児童委員としては、関係構築から始め、活動している範囲の中では、家庭内へ踏み込む支援は難しいという意見であった。さらに「特定妊婦との関係構築に苦慮している」という声もあり、特定妊婦は入院期間も短いため、信頼関係を構築することが難しいとの指摘であった。

(3) 子どもを取り巻く環境・地域社会

(1) 学校

学校関係者からは「ネグレクトへの対応に学校が苦慮している事例がある」という声が聞かれた。具体的には「学校が介入して、例えばネグレクトの保護者にお風呂に入れてくださいと踏み込むのは難しい」といった声であった。

(2) 地域社会と子ども

仮設住宅では生活音が聞こえやすいため「仮設住宅で生活音の音漏れが背景と思われる通告件数が増えている」という意見があった。一方で「泣き声通告はよくあるが実態はわからない」という声もあった。

4.2.4 社会資源の変化

震災後、子ども自身、家庭（養育者）はもちろん、子どもを取り巻く地域社会そのものに受けた影響のことは前項までにおいて、グリーン・グレー・レッドの3つの領域に分類して示したとおりだが、影響を受けたのは子ども、家庭（養育者）、地域社会だけではない。本項においては、震災で被害が大きかった地域の社会資源の変化について整理した。社会資源については支援の必要性の軸とは別にその資源のレベルによる分類を試みた。

表4-2 社会資源に関する発言の整理枠組み

ミクロ	子ども・家庭・地域に対する直接的な実践に関わる資源
メゾ	地域全体に対しての計画立案、実践に関わる資源 市町村レベルでの資源
マクロ	国レベルの政策に関する資源、 国・県または同じレベルの社会資源

上記の定義の基に整理した結果、社会資源の変化にかかる発言は概ねミクロ・メゾの階層に集中した。逆に、マクロ、即ち、県・国等における政策レベルにかかるような項目は、次項の課題解決に向けた対応策についての発言内容に通じるものであり次項に譲ることとする。

(1) ミクロ・レベルの社会資源について

①減少した社会資源

直接的に支援にあたる社会資源の増減については、今回のヒアリング調査では職種や地域によって意見が異なった（詳細は5.7:p.102～を参照）。しかし震災を理由に、減った社会資源と増えた資源（緊急支援等）がそれぞれあったとの回答があった。

減った社会資源としては、第一に幼稚園・保育所・託児所等地域で子どもの育ちを支える施設が挙げられた。また震災後、子育てサークルが活動を休止したり、避難による住民の流出で町内会が事実上崩壊したりという状況が指摘された。また、「仮設住宅に居住することで、実家と別れて住むこととなり、実家と連携をして子育てするということが難しい状況となった」という意見もあった。

第二に、「PTAの活動も復帰しきれていない」、「児童生徒を見守る役割の学校サポーター（元警察や元教員）が少なくなった」という意見があり、学校を取り巻く地域の社会資源が減少したとの指摘があった。

第三に、東北は、特に産婦人科医、小児科医、小児精神科医等の専門医が地域にそもそも少なく、大震災を機にさらなる減少傾向にある状況が多数指摘された。特に子どもの

心の問題に対応する医療サービスにおいては「巡回診療だけでは少なすぎて対応できない」、「養護教諭やスクールカウンセラーが専門医に照会しようとしても遠隔な都市部に通わざるを得ないため治療できない」等の発言があった。

②増加した社会資源

震災後、緊急支援の一環として増えた社会資源があった。

第一に児童養護に関わる専門職が増員されたり、県外から応援として一時的に臨時職員が投入されたりした。それでもなお、児童相談所職員数は限られており「要対応件数に比べて不十分である」という行政や児童福祉司自身からの意見があった。

第二に、スクールカウンセラーや心のケア等の専門的支援の増強傾向をあげる指摘がみられた。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員に加え、県の医療巡回相談の実施、乳幼児健診における臨床心理士の配置等も言及された。また「県の心のケアセンターが支援してくれるようになった」という発言があった。

第三に、学校現場でも教員の加配があった。「特に、養護教諭が増員されたのがよかった」という意見があった。

第四に、非営利団体（NPO）、特に県外からの支援団体の数が増えたという指摘が多くみられた。

第五に、一部の自治体に限定されているようだが、市町村の発達支援室に増員があり、検査の実施件数が増えているとの発言があった。

③社会資源のさらなる拡充の必要性

前述の「②増加した社会資源」で述べたとおり、震災後に社会資源が増強された事実がある一方、行政や支援団体等からはいまだ社会資源が不足しているという発言も少なくなかった。増強された社会資源を踏まえてもなお、それを上回る子どもや養育者のニーズは高まっており、そのニーズに応えるための体制が十分とは言えないという声である。

第一に子どもや養育者からの相談を受ける資源にまつわる課題が指摘された。ヒアリング調査では、課題を抱える養育者の姿を日常的に目の当たりにするが、既存の相談を受ける資源へ繋がらない現状が子ども支援者から語られた。具体的には「相談窓口のハードルが高い」、「相談に行くのを我慢している」、「母子保健センターがあるが、ママたちは行政に電話をかけることはほとんどない」といった意見のほか、ママサロン等の養育者にとってより身近にある団体と児童相談所との効果的な連携に向けて、情報共有のあり方を再検討してはどうかといった声があった。また「一時的な相談窓口よりも、より長期的なケアができる相談窓口の必要性がある」という意見もあった

第二に、相談窓口だけではなく、「託児所や一時預かりをしてくれる NPO による支援

4. 子どもの

支援者に対する

調査結果

センターが増えたものの継続性に課題がある」、「放課後児童クラブは増えたが依然として定員オーバーである」、「放課後児童クラブ終了後に別の施設等に預けられる子どももいて、十分ではない」、「乳幼児向け施設が依然として不足している地域があり、地域格差が生じている」等、支援の継続性を不安視する声や、子どもの育ちを支える施設のさらなる整備を求める意見が複数あった。

第三に、震災後スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが大幅に増員されたが、その運用について課題を指摘する声があった。相談ニーズが高いにも関わらず実態としては、1人のカウンセラーが複数校の巡回を担当するため、活動頻度や人数が十分ではないとの声である。当該制度のさらなる拡充が求められているが、カウンセラー等が県外から派遣されることも多く、人数の確保に留まらない、より長期的に関われる人材の確保による質の向上が課題として挙げられた。

④専門職への負担の増大

震災後、相談機関の一部においては相談件数が増えているという見解があった。一方で、震災前後、ほとんど変化はないという見解もあった。しかし、本ヒアリング調査からは、震災後、相談の内容がより深刻になってきたという共通する意見が聞かれた。

まず、児童相談所の業務負担が増大しているという意見があった。具体的には「児童福祉司が業務量に比して人数が少なく過負荷である」、「児童相談所の職員がバーンアウトして2、3年で変わってしまう」といった声であった。加えて、市町村の業務においても「市町村の家庭相談員が増員されていても囑託で出勤日が限られているから不十分である」との発言があった。さらに、他の職種についても同様に「乳幼児期の虐待予防にその役割が期待される保健師は既に1人で多数のケースを抱えている」、「スクールカウンセラーの高校派遣が少しずつ縮小傾向がみられる」、「子どもや保護者の心のサポートを行うべく臨床心理士が乳幼児健診等に張り付き、子どもと保護者との接点を増やしたが多忙で十分な活動ができない」という指摘があった。

⑤子育て支援のインフォーマルな資源が弱体化し親の孤立を招いている

日常的に子育てを手伝ってくれるインフォーマルな資源の減少を指摘する発言があった。またこの事実が子育て世帯の孤立に繋がっているという懸念があった。具体的には「母親を支える家族・親族の支援が乏しい」、「祖母が亡くなって、震災後に育てられないというケース等で母親が途方に暮れてしまっている」といった声であった。そうした事例では実際、子育て支援NPOを紹介したら好転したという保健師の指摘もあった。また、精神疾患を持った親の事例では「生活するコミュニティが震災で変わり、周囲から孤立してしまい、支援に入ろうとすると断る人も多い」という実態が語られた。

⑥子どもの居場所が不足している

震災直後から指摘されているが、本調査でも、人的資源だけでなく子どもの居場所、遊び場が拡充されるとよいという発言が複数みられた。仮設住宅に住む子どもの支援においては「仮設住宅の周辺では遊ぶ場、発散する場がないため NPO 等による広い所へ行って遊んだりする支援は子どもにとって非常によかった」という意見のほか、安全の課題として「工事車両が多く走ることもあり、子どもたちが普通に歩いたり、親子で散歩できるような道が少ない」といった声があった。また「不登校の子どもは市の適応指導教室に通っているが、場所が遠く 1 人で通える距離ではない」、「高校中退者、学校に繋がっていない就学年齢の子どもの行き場所がない」、「高校生の居場所が（大震災前と同じく）少なく、結果的に家の中でひきこもってしまうことが多い」といった状況や年齢が異なる子どもに関しても、同じく居場所に関する発言があった。

⑦県外から支援に入った NPO・団体等が効果的である

震災後、県外から支援に入った NPO や各種団体の活動は多岐におよんでおり、効果的であり、増加しているという発言があった。「被災者を支えるママサロン等のサークルやイベント等が有益である」、「従来とは異なる NPO を中心とした相談／対応にあたってくれる支援機関が増加している」等、サービスを評価する発言があった。同時に「そういった支援が長期的なスパンで子どもや親を支援することは不可欠である」という長期的にサービスを提供すべきという意見もあった。

こうした発言がある一方、NPO や団体の活動の中には、子どもの回復や地域の復興のペースにそわない支援も含まれているという課題も挙げられた。「震災直後は多くのボランティアが活動にあたったが、しばらくすると少なくなってしまった」という指摘に加え、「支援にあたる NPO 同士が競り合いつぶし合っている」、「母親や子育ての民間支援団体はいろいろあるが、団体同士の横の繋がりが薄い」といった指摘があった。

ヒアリング調査からは、県外から入った新しい資源を引き続き継続するための人材確保・養成が追いついていない現状が指摘された。

震災後 2 年余り経過する中で、関係機関の連携が進み、地域のネットワーク型の支援体制ができてきたという発言もあったがまだまだ潜在ニーズに現在の支援では行き届いていないという発言もあった。

(2) メゾ・レベルの社会資源について

⑧震災によって、行政や専門職も被災した

震災によって本来子ども支援の中核を担う社会資源全般が大きな被害を受けたことを常に念頭に置かれなければならない。「市役所の子育て担当官も被災して資料もなく、ほぼゼロからの支援業務再開であった」、「震災前後で専門職の被害等もあり、引継ぎのデータ管理・整備がきちんとできていない」等、震災前まで蓄積してきた情報や知見等が震災を機に失われた地域が多数ある。

また、この東日本大震災は、時に阪神・淡路大震災の経験に比較される。しかし「東北地域においてはそもそも震災前から社会資源が不足していた状況からの再構築であるため、簡単には比較できない」との発言があり、その比較には留意が必要なむねが指摘された。

⑨教員の異動で地域や子どもとの関わりに差が出てきている

震災後2年半の調査実施時には、教員の人事異動が行われており、子どもの教育環境の変化について意見を述べた関係者もいた。被災当時沿岸部にいた教員は1/3程度に減っているとの報告があった。このような状況では「被災経験のある教員と経験のない教員の間に温度差が生じ、きちんと経験を共有できている学校とそうでない学校に二分化されている」との指摘があった。また幼稚園、保育所においても同様の傾向が存在するとの発言もあった。放課後児童クラブの指導員も自身の被災経験を子どもと共有しながら対応する状況があるという声もあった。子どもと接する際、自身の震災の経験を共有し、子どもの被災経験に共感し、丁寧に寄り添える人材の確保や育成が課題として指摘された。

⑩支援者のスキルアップの機会が不足している

被災後の子ども支援に関わるために必要な知識やスキルアップの機会が不足しているという発言があった。具体的には「地域性に関する知見等スクールカウンセラーの知識や機能に差がある」、「教員や支援者向けのスキルアップの研修等の機会が少ない」、「スクールカウンセラーは、DVについては何も教育を受けていない」等の指摘があり、職種を問わず震災の経験を踏まえて資質を高める手法について課題が挙げられた。

その一方で、直接子どもに関わる職種ほど多忙を極め「研修機会は少なく、専門性で心もとないところがあったり、目の前の対応で手いっぱい」といった率直な声もあり、力量を上げたいが実情は厳しいとの指摘があった。

さらに、行政職員の知識やスキルアップの機会も不足しているという認識がみられた。市町村職員によれば「NPOからの講師派遣、情報提供でスキルアップに繋がるケースも

ある」、「若い相談員や保健師が、ベテラン保健師の嘱託採用等を通じて刺激を受け、スキルアップの機会になっている」という指摘があった。職員のやる気があるにも関わらず全体的に不足した感覚があり、より中長期的なスキルアップの機会の拡充がのぞまれている状況であることが窺われるところであった。

最後に、民間団体の職員によれば、NPO等の支援者の知識やスキルアップの機会が不足しているという発言もあった。具体的には「仮設住宅支援スタッフに、研修の機会が乏しく、子どもの心理を含む専門的知識の素養が不足している」、「母親支援に特化すると、子どもの状況を把握しづらい」等、より有効な支援のためのスキルアップを求める声が聞かれた。

⑪支援者の疲労が蓄積しており、支援者支援が不足している

本ヒアリング調査でも支援者支援の重要性が指摘された。支援者の疲れが溜まってきている傾向があり、ストレスは震災後徐々に増大してきたという指摘があった。教職員に対してはカウンセラー派遣、スクールカウンセラーによる対応が頻度は少なくとも継続されてきているとの報告もあった。しかし、ほかの子ども関係者への支援者支援は、研修機会を除いて、本調査では発言はなかった。

⑫気になる子どもに関して、関係機関間で効果的に情報共有ができていない

行政がもつ子どもの情報について、学校、民間団体等、子どもを取り巻く機関の中での効果的な情報共有が難しいとの発言があった。行政からの個人情報を含む事例の情報に手が届かないとする発言には、具体的には「気になる子どもの個人情報については容易に収集・共有することができないため困難ケースに対する支援策を円滑に検討・実行できない」、「児童委員には市から連絡が入ってくるが具体的な活動で行政との連携は少ない」、「避難前後の転入児童について保育や発達の経過情報が共有されていない」といったものが含まれた。また、ネグレクトやその疑いで、児童相談所や市町村の相談窓口と連携を図っている事例では「命に関わるような逼迫した状況にはないため、踏み込んだ対応ができていない」という指摘があった。

次に、行政機関同士で、母子保健や思春期相談等、分野横断的な連携が十分でないという発言がみられた。具体的には「福祉と教育の横の繋がりが薄い」、「児童相談所経由で不登校について児童家庭支援センターが対応するが、生活保護・精神保健が対応しているケースがある」、「組織の体制変化に伴い、変更相談がしにくくなった」、「市町村で関わるべき子どもと児童相談所で関わるべき子どもとの間での情報連携には課題があり、もっと連携を深める必要がある」といった指摘がみられた。また「行政は市町村単位で施策を動かすが、児童養護施設とは行政単位が異なるので、(情報共有や施策対象と

して) 漏れることがある」という指摘もあった。

最後に、子どもや養育者を支える連携を推進するには、何より人的・財政的資源が不可欠であるという意見があった。

⑬避難先自治体との連携が難しい

行政職員や一部専門職から、避難者の避難先自治体と連携を図ることが難しいという発言があった。具体的には「避難時の保育記録がなく、また親を介した適切な引継ぎや共有も体系的になされていない」、「県外に一時避難したものの早々に戻ってくる等、保護者の生活が変化して、対応しきれなかった」という声があった。こうした連携不足により、避難先の地域で孤立を招いた事例が報告された。

⑭民間団体の支援を効果的に拡充するような情報共有が官民で行われていない

公的機関の持つ情報の共有による民間団体との連携には改善の余地があるという意見が、官民双方の立場から述べられた。具体的には「ハイリスク家庭に関する情報が、地元根付いた子育て支援団体と、行政や仮設住宅支援員の間でうまく共有できていない」といった声が聞かれた。さらに、情報共有により連携の促進に留まらず、公的機関が民間活動を促すような情報提供ができていないという発言もあった。民間側からは「県が情報交換会で各団体の情報を集めているがフィードバックが乏しい」という意見が出た一方、行政からは「団体が多くなり、保健師としての照会先、引き出しが多い方がいい」という意見が述べられた。そのほか、「NPOセンターが本来果たすべき関連領域で活動するNPOの調整ができていない」、「大学が実施する教育サイドから支援とは繋がりが薄い」、「市民に対する常設の資料提供の場所が乏しい」、「市町村がもっと積極的に活動してほしいが、時間・予算の制約があり厳しい」という意見もみられた。

⑮要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）を実効的に実施していくための課題

要保護児童対策地域協議会は、子ども虐待防止に向けた重要な施策の1つとされている。しかし、行政、地域、学校等の多領域からその位置づけや運用に関する課題への言及があった。具体的には「要対協は被災後開催できていない地域が多いので、その活用は今後の課題である」、「要保護児童の情報を関係者で共有する必要性と個人情報保護の要請のバランスが難しい」、「要対協の会議の目的・機能に関する共通理解が不十分で、イメージできていない人が多い」といった課題が指摘された。

⑯震災後に地域のネットワーク・支援体制が構築・改善された

前項において要対協の被災地域における開催と活用の課題について触れたが、一方では、震災後に関係機関の連携が進み、地域のネットワーク・支援チームができたという

報告も複数あった。具体的には「行政がケース会議や専門部会的な会合を定期的に持ち、保健師や教育委員会とは情報を共有している」、「子ども支援団体の会合を月1回設けている」、「地元の関係機関の研修講師として児童相談所の児童心理司を派遣している」、「市町村が児童家庭支援センターとの連携を強化している」、「震災前から存在した幼稚園、保育所、保健センター、療育機関等が連携する仕組みが震災を機に関係者の連帯感は強まり、支援体制が改善された」といった発言があった。

4.2.5 課題解決に向けた意見・提案

本調査では、子ども支援関係者に「気になる現状」についてヒアリングをした。その中で、数多くの課題解決へ向けた具体的な意見や提案が併せて語られた。ここでは、それらの実際の支援に携わる現場の立場から述べられた貴重な発言について、対象者（誰の課題を解決するための意見や提案であるか）を軸として、整理を試みた。発言の多くは、子どもや養育者を直接的な対象とした支援ニーズに関する指摘であったが、子どもを取り巻く環境や制度に関する課題解決策も提案された。

(1) 子どもへの支援に関わる課題解決へ向けた意見・提案

①子どもの居場所・遊び場の確保

子どもを対象とした支援に関する提案では、子どもの居場所・遊び場の確保についての発言が目立った。まず「居場所、遊び場があるとよい」、「仮設住宅から出られるようにすることは、子どもの居場所の観点からも必要である」といった、物理的な居場所や遊び場そのものの必要性に関する指摘であった。さらに、場づくりを検討するうえで留意すべき点として「放課後や休みの日の長期間の支援があると有効である」、「ほかの仮設に住む子どもなど、子ども同士の交流を促進していくことが必要である」、「地域住民と子どもたちが関われるようなカリキュラムを学校で導入することが重要である」、「地域住民が放課後に学校を拠点として子どもと交流する『地域教育』のような取り組みが有効である」といった意見があった。

これらの発言は、震災後の新しい環境に適応するために子どもが自由に集まり、過ごすことのできる場や時間の不足が背景にあった。また、場づくりの運用に関しては「仮設住宅などにおける学習場所や教える人材の確保が重要である」、「地域全体で子どもを守るため、自治体で子ども会を組織することが重要である」という発言があった。

②子どもを日常的に見守るケアの重要性

次に、子どもの日常的なケアの重要性を訴える提案があった。発言には「日常的なケ

アと専門家対応(セラピーなど)のケアがセットであるとよい」、「日常の授業自体が子どものケアになっていると思っている」といった声が含まれた。本調査結果から、多くの子どもが震災後の新生活に適応し、落ち着きをみせているという発言がある一方で、同時に「これからは心配」という相反する見解が述べられたのは前述のとおりである。

この相反する発言の周囲には「子どもの心の動きを注意深く見守り対応していかなければならない」、「子どもの持つ治る力を後押しすることが重要だと思う」といった声があった。震災の影響に特化した問題が深刻であると思われる子どもを対象とした特別な支援・対応だけではなく、より身近な子どもの生活課題などに注視した細やかなケアをするための体制整備を要望する声であった。

③そのほか、子どもへの支援に関する意見・提案

子どもを対象とした支援に関し、現在の課題を解決するための提案はほかにもあった。例えば「子ども向けの虐待に関する正しい情報提供が必要である」、「子どもの自己実現をサポートするためには、学校内外でサポートすることが重要である」、「民間団体は、学校で荒れている子どもたちにリーチできていない」、「親を亡くして多額の遺産を得た子どもの育ちが心配である」といった意見が述べられた。

④若者支援の充実の必要性

年齢層は異なるものの、1つの課題解決のための意見として、次世代の養育者を対象とした支援の必要性が指摘された。それらは、若年出産などにまつわる懸念に留まらず、復興に向かう社会を生きる若者の自立や地域づくりの観点に基づく発言であった。例えば「次世代の子育てを考えると、若者の自立を支えるために就職支援をすべき」、「今後の地域づくりの観点から、若い世代(保護者層)に対してアプローチすることが重要である」、「学校卒業後や18歳超の子どもへの支援が手薄であり、窓口が必要である」といった声だった。

(2) 子どもと養育者を対象とした支援に関わる課題解決に向けた意見・提案

⑤子どもや養育者の相談窓口の充実

子どもと養育者の双方を対象とした支援に関する提案では、相談窓口の充実に関する発言が目立った。それらの発言には「気軽に」というキーワードが共通した。具体的には「多様で気軽に相談できる窓口が必要」、「気軽に相談できる窓口があるとよい」といった声であった。また、発言には子どもが利用できる相談窓口への言及もあった。具体的には「中学校を卒業したあと、それぞれの進路に応じて、相談に乗ったり中長期的にケアしたりできるような気軽に相談できる窓口がよい」といった意見であった。

⑥親子関係に着目した支援の重要性

次に、親子関係に着目した支援の重要性に関する声があった。発言としては「親子の愛着形成を支援する人材があるとよい」、「個別対応ではなく集団で活動できるプログラムがあるとよい」という声であった。これらは、子どもに関する「気になる状況」(4.2.2(1):p.36 参照)として懸念にあげられていたとおり、親子関係の希薄化や親子のコミュニケーションのあり方に関する課題が背景にあった。

⑦養育者と子どもへの情報提供の重要性

次に、養育者と子どもへの情報提供の重要性に関する提言があった。特に、原子力発電所の事故を背景として「放射線に関する正しい知識の情報提供を推進すべき」、「帰還するか否かを判断するための情報提供が必要である」といった声が聞かれた。本調査では「放射能リスクの判断は、最後は自分の判断だが、それが非常に困難なものである」といった意見が述べられ、子どもも養育者も情報へのアクセスに関して課題があることが指摘された。さらに、情報入手の方法に関しては「インターネットを活用した情報の提供・啓発が求められる」など、携帯電話やパソコンの普及に伴い、オンライン媒体の活用が効果的であるという具体的な提案があった。

(3) 養育者を対象とした支援に関わる課題解決に向けた意見・提案

⑧適切な情報提供・意識啓発の必要性

保護者を対象とした支援に関わる発言では、支援を必要とする子育て世帯を対象を絞った適切な情報提供・意識啓発の必要性が目立った。具体的には「保護者に対する支援と情報提供・普及啓発を充実させ、孤立化を防ぐべき」等、子育て世帯が必要とする情報の発信が有効だという意見だった。震災後の新しい環境で子育てを担う養育者が必要なときに必要な支援活動やサービスへ、アクセスすることが可能となる情報発信が有効であるという声だった。積極的に発信すべき具体的な内容としては、「保護者が子育てへの関与を高めることに着眼した情報」、「親の目を子どもに向ける情報」、「保護者の子育てスキルに着目した情報」、「子どもの規則正しい生活習慣に関する指導」、「親に対するサポート、教育、啓発」があげられた。これらは、震災後の親子関係の変化に対応するための多忙な子育て世帯への効果的な情報発信や、子育てスキルを高めるためのペアレンティングプログラムの導入の有効性を背景にした提案であった。

⑨母親の負担軽減を目的とした施策の充実

次に、母親の負担軽減を目的とした施策の充実に関する提案があげられた。具体的には、「母親の負担を軽減する交流会やサロンが必要である」、「子どもを預けたいと思った

4. 子どもの

支援者に対する

調査結果

ときに必要な情報を得られるような仕組みが必要である」、「母親に対する地域のサポートが必要である」といった声があった。しかし、ヒアリング調査では、実態として「震災前は 20 以上あった子育てサークルが、震災後は全て活動を休止した」といった報告がされており、子育て当事者である（多くは母）親が足を運び、交流できる子育てサロンやサークルなどの施策や活動の拡充を期待する声だった。

加えて、「働いている母親への支援・ケアが不足している」といった声があった。今後の施策検討や支援活動をデザインする上では、就労をしている養育者の子育てを支援支えることに留意すべきだとする発言があった。

⑩特定妊婦に関する支援の充実の必要性

本ヒアリング調査では、特定妊婦に関する支援の必要性が指摘された。例えば「特定妊婦に対する支援をより重点的に行うべきである」、「特定妊婦の事例では、里親制度との連携や専門家派遣など、サポート制度が効果的である」、「特定妊婦と支援者との信頼関係を構築する必要がある」といった声だった。

⑪そのほか、養育者への支援に関係する意見・提案

養育者支援に関する課題解決に向けたそのほかの意見・提案として具体的には「保護者層が意識を高め、行動に移すための働きかけには学校教育役割は不可欠である」、「母親が外国人の家庭に、日常面の相談支援があるとよい」、「妊娠期からの普及啓発も重要である」といった発言・提案があった。

(4) 地域社会・地域住民支援に関わる課題解決に向けた意見・提案

⑫地域社会の連携・強化を目的とした情報発信・情報共有

被災後 2 年半を経て、地域社会・地域住民へのアプローチとして提案があったのは、地域社会の連携・強化を目的とした情報発信、情報共有であった。特に、地域社会で子どもを見守る重要性が指摘された。発言には「地域住民への情報共有は、地域で子どもを守り育てるという観点から最も重要である」、「自治会などで地域教育や見守り隊、地域で子育てできるような取り組みが有効である」といったものが含まれた。そのほか、行政や支援団体などによる支援とは別の地域社会の役割に着目した発言があった。具体的には「地域の関係者らが集まる場の設定があるとよい」、「地域社会がもっと連携を進めるべき」といった声があった。また、既存の支援活動に対しては、「仮設集会所のイベント実施だけでなく、その後の継続的な交流に結び付けていく方法を検討する必要がある」といった提案があった。

⑬政治・行政による復興の見通しに関する情報発信への期待

地域の復興へ向けた歩みに必要な策として、政治・行政による復興の見通しに関する情報発信を求める声があった。それは「被災者の心の安定という観点から必要だ」という意見であった。また、再建という地域社会全体の取り組みに関し「将来に向けた新しい地域とコミュニティの再建という点では、安心・安全な保育施設や場所づくりが重要である」という意見が述べられた。

⑭地域社会への情報発信不足の解消

地域社会への特に情報発信に関して、さまざまな意見があった。例えば「子どもを取り巻く関係機関の機能に関する情報提供が必要である」、「地域社会に対して適切な情報提供・普及啓発が重要である」、「支援 NPO などの活動に関する十分な情報が地域に届いていない、情報発信の仕方を考える必要がある」、「生活の再建のための理解や情報が必要である」、「災害時の避難に関して、学習・啓発が必要である」といった声だった。いずれも、地域で日々の生活を円滑に送るために必要な情報の不足が背景にあった。

⑮避難生活による地域社会の分断への対策の必要性

地域社会を対象とした支援について、避難生活による地域社会の分断への対策の必要性が述べられた。これらは特に、長期の避難生活後に、家族が元の居住地域へ帰還する際の支援ニーズを指摘する声だった。具体的には「避難先と帰還後の生活のギャップがあり、支援体制を整えなければならない」、「帰還した人を非難しないための啓発が必要である」といった発言があった。

(5) 学校・学校教員支援に関わる課題解決に向けた意見・提案

⑯学校教職員を対象としたサポートの拡充

子どもの学校生活を支える教職員の業務環境を整える提案が目立った。例えば、児童家庭支援センターから専門職（カウンセラーなど）の派遣等、学校と専門職の連携を進める等の教員が本来業務に集中するためのサポート体制が必要だという声だった。本ヒアリング調査でも、教員自身が被災をしているなど、教員の疲労や負担増を心配する声があり、支援者支援の必要性が示唆された。

⑰災害を経験した子どもへの対応を学ぶ研修機会の充実

未曾有の災害を経験した子どもたちとの関わりを検討する上で必要な知識向上の重要性が指摘された。例えば「子どもが自分の首を絞めるなどの行動を見せたとき、落ち着いて対応できるようになった方がよい」、「教員向けに子ども虐待の防止に関する情報提

4. 子どもの 支援者に対する 調査結果

供が必要である」という声だった。

⑱そのほか、子どもへの支援に関係する意見・提案

学校・教職員を対象とした支援に関し、現在の課題を解決するための提案はほかにもあった。例えば「学校は、主任児童委員の役割拡充とは違う方向で、地域との結びつきを多層的に深めていく必要がある」、「大震災により不利益を被った子どもについては、進学や就職の段階で何らかの配慮がなされるべきである」、「学校の環境を整えるためには PTA 活動を活性化することが大切である」といった声だった。

(6) 保育施設の支援に関わる課題解決に向けた意見・提案

保育所に加え、就学後の放課後の生活を支える放課後児童クラブをここでは「保育施設」に含めた。

⑲保育施設拡充の必要性

保育施設の不足を指摘する意見があった。具体的には「子どもの安全・安心な場所づくりという点で、保育所の整備はまだ不十分といえる」、「学童（放課後児童クラブ）も定員オーバーであり、受け入れ機能の拡充が求められる」、「学童や保育所が不足している所とそうでない所の地域格差が生じている」、「乳幼児向けの施設が依然として不足している地域がある」といった声があった。

⑳保育現場と専門職の継続的な連携

施設等の課題に加え、保育現場と専門職の継続的な連携の重要性が指摘された。震災後の日常的な子どもの育ちを担う保育の現場においては、子どもの発達について専門的な相談ができる専門職の関与を求める声があがった。例えば「災害後、保育所は心理的要因で見立てを立てがちだが、発達経過を観ていけるかが課題となっている」、「特別支援、小児の精神科、巡回ではなくコンスタントに提供される必要がある」といったように、子どもの育ちを心理的アセスメント（事前調査）に頼るだけでなく、経過を注意深く観察する継続的な体制づくりが必要だという声だった。

㉑保育士・放課後児童クラブ指導員に対する研修の重要性

子ども支援者への研修の拡充の必要性については、保育施設の現状においても指摘があった。具体的には「保育所などの先生に対する子どもの心のケアに関する研修が大切である」という声があった。

(7) 機関連携に関わる課題解決に向けた意見・提案

多機関連携が不可欠な子どもの虐待防止分野において、やはり本調査でも機関連携に関わる課題が示された。

②領域を超えた連携強化の必要性

連携における指摘としてはまず領域を超える必要性が指摘された。具体的には「学校や福祉の連携が重要である」といった声だった。被災後の地域に特別な課題ではないが、震災後の子ども支援の強化にも重要な糸口となるという発言だった。

③明確な役割分担の必要性

次に指摘されたのは、各専門職の役割分担を明確化する必要性であった。「専門職種での連携と分担が必要である」といった声の本ヒアリング調査でも聞かれた。

④情報共有・相談窓口のシステム化の必要性

多機関連携により、包括的な支援体制を構築するために必要なこととして、情報共有や相談窓口のさらなるシステム化に関する提案があった。具体的には「震災後、家庭環境が変化し、子どもが引っ越しをせざるを得ないケースなどの情報が行政になかなか入ってこない」、「行政や支援 NPO などの活動内容、支援メニューなどに関するワンストップ窓口が必要」、「関係者・関係機関間の情報共有・協力体制構築のための仕組み・場が必要である」といった意見だった。

そのほかにも「子どもの精神状態は把握しにくいので、早期に子どもの SOS を発見できるようにする必要がある」、「児童養護の専門職による情報提供の機会を増やすべきである」、「発達の問題がある場合、情報がうまく共有されていないと感じる」といった発言もあった。

(8) NPO・市民社会に関わる課題解決に向けた意見・提案

⑤ NPO・市民社会の役割の再検討

阪神・淡路大震災以降、災害時における日本国内の市民社会の役割が大きく変わったといわれる。本ヒアリング調査でも、市民社会の役割を再検討するための意見・提案があった。具体的には「行政は NPO などに対するサポートをもっと増やすべきである」、「被災者支援として新設された社会資源の継続性を担保できるか不安がある」、「行政と NPO・団体が連携し、情報提供・普及啓発の裾野を広げていくべきである」、「NPO などは、継続性に配慮した活動をすべきである」といった声があった。

(9) 民生委員・主任児童委員に関わる課題解決に向けた意見・提案

㉔民生委員・主任児童委員の役割の強化

日本独自の地域に根ざした制度として、民生委員・主任児童委員の活躍がある。この資源の活用に期待する意見として「児童委員を活用している成功事例について、そのノウハウなどを整理して、全国の関係機関・関係者に対して周知できるとよい」、「民生委員への啓発が必要である」といった声があった。

(10) 研究機関に対する意見・提案

㉕大規模震災後の子ども支援に関する調査の必要性

本調査では、ヒアリング協力者の一部から、今回のような大規模自然災害後の子ども支援のあり方に関する調査研究の必要性が指摘された。子ども虐待の対応、予防を担う子ども福祉の現場の実態などについて、きちんと調査・分析をしておく必要があるのではないかという声であった。震災後3年間、走り続けてきた現場の支援関係者がきちんと支援のあり方を見直したい、子どもや家族の現状を把握しておきたいといった声であった。具体的に「現時点では子ども虐待の増加の要因などについて、児童相談所も詳しく分析をできていない」、「震災後の支援で何が効果的かどんなアプローチが望ましいのかについて、学術的に明らかにされていない」、「相談件数の増加傾向のみを根拠に、気になる子どもの増加を結論づけるのは解釈が難しい」、「放射能の中で生きているという感覚があり、心理的な影響はないわけではないが、現状のデータではうまく捉えきれない」といった発言があった。

(11) 医療機関に関する課題解決に向けた意見・提案

㉖地域格差のない医療体制の必要性

医療については、施設充実の必要性が指摘された。具体的には「地域によっては、小児科医が不在で、必要に応じて遠方から来てもらっている状況である」、「子どもの予防接種も近隣で受けることができない地区も残っている」、「子どもの心の問題に対応できる医療機関が少ないことが重要な課題である」、「震災後に医療機関が少なくなったことに加え、診療時間も限られている」、「医療資源をはじめとした各種施設を充実させるべき」といったものがあった。加えて「地域によっては市立病院の医師に支えてもらうことができおり、質の高い健診も実施できている」といった声があった。

(12) そのほか、課題解決に向けた意見・提案

そのほか、上記には分類することはできなかったが、貴重な課題解決へ向けた意見や

指摘があった。具体的には「児童相談所職員や保健師などの専門職の取り組みにも対応の限界があるので、専門的に対応できる組織の拡充が必要である」、「特に福島では（原子力発電所もあるため）次の災害に備えるためにも、早期に児童養護施設などの対応マニュアルや施設運用整備をする必要がある」、「災害後の活動では、初期段階では企業などの協力を得ながら活動を展開し、その後、次第に市民社会や行政との共同事業へ移管できるのが理想的だ」、「マスコミによる報道のあり方について検討すべきである」、「子どもの心のケアに関する情報の発信には工夫が必要である」、「インターネットの活用には、虐待・怒鳴る・ネグレクトなど、ネガティブな表現を記載した方が検索性が高まり効果的である」といった声があった。

被災地の子どもたちの声～チャイルドラインより

被災地の子どもたちの声 ～チャイルドラインに届く子どもの話から

本調査では、直接震災について子どもたちに問う侵襲性に配慮し、子どもへのヒアリングを行わなかった。しかしながら、当事者である子どもたちの語る、震災後の変化を探る手がかりとしてチャイルドラインに寄せられた声を分析することにした。

チャイルドラインとは、18歳までの子どもが利用できる子ども専用の電話である。1970年代からヨーロッパで始まり、日本には1998年に導入された。2013年の時点で全国44都道府県に実施拠点を設け、活動が展開されている。

東日本大震災後も被災地を含む全国から日々子どもの話を受けている。表1は2010年～2012年度の着信件数を示した。被災3県からの着信件数を見てみると、宮城県では全国と概ね同じ傾向を示しているのに対し、岩手県では震災が起きた2011年度に急増、2012年度も震災前に比べ高い件数となっている。福島県では2011年度に前年の倍以上に増え、2012年度には2,000件を越す高い水準となった。福島県では2012年にチャイルドラインふくしまの設立により周知が進んだ影響の可能性がある一方、宮城県ではもともと着信件数が高いため、震災の影響がデータにおいて見えにくいといったことが考えられる。

表1 着信件数（全国と被災3県）

着信件数（年度別）				
年度	全国	岩手県	宮城県	福島県
2010	229,452	530	3,241	372
2011	203,000	2,905	3,322	854
2012	209,223	1,804	3,344	2,766

◆電話をかけた子どもたち

チャイルドラインに声を寄せた子どもの年齢の内訳を表2に示す。震災後の動向からは、着信件数が全体的に増加している中、特に「小学校高学年」以上の入電が増えていることがわかる。また、3県ともに「中学卒業以上18歳まで」が多い。一方、福島県では小学校の低学年でも増加傾向が続いている。

表2 かけ手の内訳（全国と被災3県）

	未就学	小学生		中学生	中卒以上 18歳まで	不明	計
		低学年	高学年				
【全国】							
2010年度	1,761	19,876	75,079	214,621	509,079	334,229	1,211,154
2011年度	1,966	53,912	113,186	223,795	580,602	181,389	1,154,850
2012年度	1,898	53,619	131,829	224,438	614,644	189,017	1,215,445
【岩手県】							
2010年度	20	8	305	588	1,215	293	2,508
2011年度	70	684	1,213	1,892	6,637	1,222	11,718
2012年度	0	345	930	2,352	5,993	1,247	10,867
【宮城県】							
2010年度	25	124	404	11,418	6,993	4,490	23,920
2011年度	145	1,141	2,116	11,330	10,947	3,864	29,543
2012年度	23	989	4,875	4,889	7,846	2,789	21,411
【福島県】							
2010年度	0	14	108	822	2,037	1,578	4,600
2011年度	31	724	1,179	2,059	5,024	886	9,903
2012年度	21	1,147	2,378	4,004	6,941	1,364	15,855

◆子どもたちが話す内容

次に子どもから寄せられた話の内容を表3に示す。

表3 子どもたちが話す内容（全国と被災3県）

	人間関係	いじめ	不登校・学びに ひきこもり 関すること	進路・将来 に関すること	部活・ クラブ	体罰	塾・ 習い事	性格・ 容姿	恋愛・ 異性関係	虐待	身体に 関すること	ところに 関すること	自殺・ 自傷	非行・ 問題行動	薬物 犯罪・ 暴力	ネットに 関すること	性に 関すること	雑談・ 話し相手	その他		
【全国】																					
2010年度	9,848	4,538	571	1,627	1,839	1,138	333	245	1,323	4,938	720	1,257	7,292	466	307	35	318	245	14,483	12,745	5,518
2011年度	13,052	5,085	1,068	1,952	3,214	1,497	212	-	800	4,074	831	4,125	3,708	719	-	58	1,130	354	14,044	8,360	7,391
2012年度	13,270	5,064	944	2,201	1,963	1,387	187	-	655	3,862	896	4,672	3,766	725	-	73	1,055	281	14,667	9,138	7,985
【岩手県】																					
2010年度	24	9	2	5	15	5	0	0	1	11	0	8	21	0	0	0	0	22	45	10	
2011年度	148	75	20	18	48	18	1	-	7	50	4	48	36	8	-	0	13	1	98	111	60
2012年度	110	32	13	13	26	25	0	-	8	71	2	24	50	6	-	0	10	2	65	96	54
【宮城県】																					
2010年度	140	33	38	15	37	14	9	39	65	74	0	16	207	4	4	0	8	4	152	173	112
2011年度	298	89	33	58	186	33	17	-	11	43	70	81	174	5	-	2	71	6	103	111	196
2012年度	413	111	26	47	33	28	3	-	14	107	12	89	82	16	-	1	13	15	235	118	175
【福島県】																					
2010年度	26	53	3	3	10	4	6	7	2	1	0	0	23	1	1	0	2	0	39	18	24
2011年度	127	98	8	13	34	9	2	-	9	35	1	5	39	3	-	0	6	0	18	31	48
2012年度	318	147	7	57	31	40	2	-	8	79	0	29	51	16	-	0	10	4	111	138	120

被災した3県の子どもたちが話す内容としては、「人間関係」「雑談・話し相手」が多いことから、子どもがチャイルドラインに特別な「相談」や「悩み」を解消することだけを目的に電話をかけるわけではないことがみえてくる。2010年度と2012年度の相談の比較からは3県共通して増加した相談内容として「人間関係」「いじめ」「学びに関すること」「部活・クラブ」「身体に関すること」「自殺・自傷」「犯罪・暴力」「ネットに関すること」「性に関すること」「その他」があげられる。特に2010年と2012年の相談内容を比べると、「人間関係」では岩手が約4.5倍、宮城が約3倍、福島では12倍以

▶▶▶ コラム⑤被災地の子どもたちの声～チャイルドラインより

上に増えている。「いじめ」については、岩手および宮城で3倍以上、福島では約3倍となっている。また、それらの相談内容の対象は「友人・知人」の割合が全体的に高くなっている。

◆地域差

3県において、かけ手の子どもの年齢や相談内容等では同様の傾向がみられ、目立った地域差はみられなかった。しかし、着信件数の増加に関して地域差があった。震災前の2010年に対し、震災後の2012年を比べると岩手県（530→1,804件：約3倍）および福島県（372→2,766件：約7倍）では大きく増えているのに対し、宮城県では微増（3,241→3,344件）であった。

◆子どもたちの声からわかること

2011年および2012年にチャイルドラインに寄せられた3県の子どもたちが表現した感情としては、「不安」が最も多かった（2012年：岩手62件、宮城274件、福島180件）。子どもたちの声を聴く制度の存在は、誰かに話すことで気持ちが和らぐ等の本人への影響だけでなく、社会にとっても重要である。例えば、「虐待」の項目に着目すると、「虐待」に関する相談は「人間関係」や「いじめ」に比べると数は少ないものの、表3にあるとおり、相談が少なからずある。このように、子どもたちが自ら声をあげることによって、問題の解決へ向けた一歩が踏み出される可能性がある。

また、前述のとおり、「不安」や「つらい・苦しい」といった感情を話す子どもは多いが、岩手県と福島県では2012年の2番目に多い感情が「うれしい・たのしい」となっており（岩手54件、福島87件）、子どもたちがさまざまな気持ちを話している姿がみえてくる。電話という手段では、顔の見えない相手にだからこそ話すことができるという利点がある。どんなことでも子どもたちが安心して自分の気持ちを話す場があるということは、今後の支援を検討するうえでも子どもたちにとっても非常に重要であると言えるだろう。

（データ提供：特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター）

5. 支援者調査からみえてきたこと： 震災に関連する特筆すべきテーマ

本章では、本調査で聞かれた「気になる状況」のうち、以下の7テーマについて考察、および今後の方向性を検討した。テーマは、支援者調査対象者の職種を超えて繰り返し出現するテーマや震災の直接的な影響と考えられるもの、また今後の支援を検討する際に特に留意すべきものをコアグループ（p.14 参照）で抽出をした。

とりまとめを行ったテーマは、以下であった：1) 虐待・ネグレクト、2) DV、3) 家族構成・主たる養育者の変更、4) 里親、5) 避難・移動、6) 原発事故の影響、7) 社会資源への影響。なお、これらにあたっては、主に支援者を対象としたヒアリング調査結果に加え、質問紙調査と机上調査等で得た情報も併せて検討を行った。

5.1 虐待・ネグレクトに関する課題分析

- ▶ 子どもの虐待・ネグレクトに関する支援者の認識は多様であった。
- ▶ 震災による子どもの虐待・ネグレクトへの影響の有無については、回答者やその立場によって判断が分かれた。その判断は、養育に課題があるグレーゾーンの事例を、子ども虐待に含めるか、含めないかによって異なることが推測できた。同時に支援者間においても、子どもの虐待・ネグレクトについての認識が乖離しているとも言える。
- ▶ 支援者の発言内容を分類すると、子どもの虐待・ネグレクトに至る前の、必ずしも虐待とは言いきれないが、養育に懸念があるような、いわゆるグレーゾーンに関して発言が集中していた。
- ▶ グレーゾーンの課題で特に目立ったのは、「ネグレクト傾向の養育」に関する懸念であり、ネグレクト傾向を示す家庭へのアプローチの難しさに関する懸念であった。
- ▶ 同時にこの点は、日本の子どもの虐待・ネグレクト対応の弱点と一致している。明らかな子ども虐待の事例だけでなく、家庭における「生きにくさ」も含めた、グレーゾーン、あるいは子どものウェルビーイングの課題について、対応を進める必要がある。
- ▶ 子どもの虐待・ネグレクトがどこかで線引きするようなものではなく、スペクトラムとして理解する必要性を啓発していく必要がある。

5.1.1 本テーマを取り上げた背景

本調査を実施するにあたっては、被災地における子どもの虐待・ネグレクトの増加を懸念する声がある一方、必ずしも公式統計では数値として判断できなかった背景がある。そのため、子どもの虐待・ネグレクトについて、公式統計や中央政府からの視点では、

適切に現状を捉え切れていない可能性が示唆された。従って、被災地における支援者の方の声から、現地における文脈を拾い積み上げることで、懸念に関する認識を整理・再構築することが必要と考えた。なお、背景の詳細については、本調査全体の実施における主旨と重なるため、本報告書の「はじめに」(p.7)をご参照いただきたい。また、統計的な動向については、厚生労働省の「福祉行政報告例」について、細かく検討を行った(「3. 机上調査結果」p.16～18参照)。

5.1.2 調査からみえた課題

①子どもの虐待・ネグレクトに関する支援者における認識の幅

「グリーンゾーン」、「グレーゾーン」、「レッドゾーン」を横断的に整理してみると、事前に把握していた状況と同様、子どもの虐待・ネグレクトに関して増えたのか増えていないのかについての発言には幅があった。特に、公式統計と同様、子どもの虐待・ネグレクトは増えていないという発言がある一方、やはり増えているという発言もあった。この差は、大きくみると、回答者の職種や立場、さらには着目点によって発言が分かれると考えられた。

震災後に子どもの虐待・ネグレクトが増えていないと発言をした支援者は、その根拠として公式統計や児童相談所における子どもの虐待の対応件数に根拠を置いていた。公式統計によると、3章(p.16～18)で検討をしたとおり、児童相談所では局所的にネグレクトや性的虐待の対応件数が増加しているものの、全国的な傾向と比較して、さほど顕著な増加はみられないため、慎重な見解を採っていた。

一方、子どもの虐待・ネグレクトが増えているという発言をした支援者は、業務内の実践に基づく肌感覚による懸念として、レッドゾーンだけでなく、グレーゾーンの課題を多く挙げる例が多かった。加えて、震災前から懸念する家庭について、震災による環境変化や避難、あるいは経済状況の悪化等により、家庭の問題が深刻化している例が挙げられた。従って、増えているとした発言は、統計というよりも、実践による肌感覚やグレーゾーンに関する懸念に焦点を当てた見解だった。

これらの結果から、子どもの虐待・ネグレクトが増加しているか否かについては、その焦点の当て方により差が大きく、公式統計や児童相談所の取扱件数といった結果に焦点を当てるか、あるいはグレーゾーンまで含めた支援ニーズに焦点を当てるかどうかで、判断が分かれたと考えられる。

②「グレーゾーン」への発言の集中

支援者の発言内容を分類すると、子どもの虐待・ネグレクトに至る前段階の、必ずし

も虐待とは言い切れないが、養育に懸念があるような、いわゆるグレーゾーンに関して発言が集中していた。このことにより、本調査からは、すぐに介入が必要な子ども虐待の懸念はもちろん、子ども虐待の判断はなくとも、養育や子どものウェルビーイングに課題がある懸念が上回り、その支援のニーズが高い状況が示唆された。

③「レッドゾーン」におけるニーズの増加と問題の複雑性

レッドゾーンにおける発言をみると、震災による影響か否かの判断にこだわらず、対応すべきニーズの増加が示されていた。その中では、ひとり親や障がい等といった支援ニーズの高い事例への必要な対応を整えることが困難となっている現状が示された。さらに、DVによる心理的虐待やネグレクト、暴力を伴う事例への対応の難しさとともに、貧困や出産からの養育に関する課題がある事例等、潜在的に高い支援ニーズを示し、また将来にわたり複雑な懸念事項が挙げられていた。懸念の理由としては、家庭の生活環境におけるストレス、生活課題の長期化、家族の孤立等が挙げられた。特に、生活課題の長期化により、いわゆる貧困の課題等を指摘する意見もあった。

対象別にみても、「子ども」については①震災後の生活環境の変化からストレスの高い状態が続き、子どもの虐待・ネグレクトのリスクの増加、②ネグレクト等の増加、③DVによる心理的虐待の増加、④震災の影響によるPTSDや自傷行為、希死念慮等が挙げられていた。また、支援の課題として、上記①～④の対応の難しさとともに、子ども自身が子ども虐待を受けていることを発言しつづける現状が挙げられていた。次に「家庭・養育者の状況」については、長引く生活課題や家庭の孤立、あるいは震災前からの課題が深刻化したこと等を理由に、具体的な支援ニーズが高い事例が挙げられた。具体的には、①DV等直接心理的虐待と判断できる事例から、②無責任な出産、特定妊婦の増加、飛び込み出産等、それ自体では子ども虐待とは言えないが、高いリスクを潜在的に示し、濃厚な支援を必要とする状況が懸念材料として挙げられた。また、具体的な支援のニーズという点では、ひとり親家庭や多胎児、子どもが障がいを持つ事例等についての発言があった。

同時に、支援の課題では、ネグレクトや暴力を伴う事例への関わりの難しさ等が挙げられていた。「子どもを取り巻く環境・地域社会」については、教育現場と地域に関する発言に大別できた。まず、学校においては、ネグレクトの対応に苦慮する声があり、学校現場からだけではアプローチが難しいことが示された。また地域においては、仮設住宅で生活音が聞こえやすい状況があり、泣き声通告の増加、および実態がわかりづらい現状が挙げられた。

④「グレーゾーン」における子ども、家庭、環境に関する幅広い懸念

前述のように、本調査では、子どもの虐待・ネグレクトや子どもの安全に関わる懸念が高く、すぐに介入が必要と思われるレッドゾーンには至らないまでも、子どもの養育や家庭等の状況に関して懸念があり、支援のニーズがあると思われるグレーゾーンに発言が集中した。

相談については、まず、虐待と認識されていない事例の相談、養育の相談、軽微な相談等が増加しているという指摘があった。対象別にみると、「子ども」の状況として全体的に家庭・環境による「ネグレクト傾向の養育」が指摘された。例えば、養育者の関わりやコミュニケーションの不足、あるいは養育者の不安等により、表面化されにくい課題が挙げられていた。その結果、①子どもが課題について言語化しづらく、抱え込み、我慢したり、心の傷を抱えたりする現状があった。一方、②暴力の増加等攻撃性の高い行為等により、課題が表面化する事例の懸念も挙げられた。加えて、今後さらにグレーゾーンの課題により、具体的な問題の表出を心配する声もあった。

子どもに関するグレーゾーンの発言の多くが、環境に起因する部分であり、子どもと養育者、家庭、学校、地域社会、医療、ひいては人間関係を含む、地域資源における懸念が挙げられた。また、親を亡くした子どもへのグリーフケアの必要性についても発言があった。

次に、「家庭・養育者の状況」では、生活課題の苦しさが大きく挙げられた。具体的には、転居、勤務先への通勤距離等の変化、子どもの送迎、就業困難、そしてDV、貧困等の課題はさまざまだった。生活課題が長引き、生活環境の再建が進まない中、養育者に大きなストレスがかかる現状が幅広く把握できた。そのほかに、里親家庭、および原発事故の影響、賠償金問題等も含まれた。

「子どもを取り巻く環境・地域社会」については、①地域社会、②地域住民、③学校、④原発事故の影響が主に挙げられた。第一点目の地域社会については、子どもの育ちを支える遊び場の不足、生活実態の改善の遅れが指摘されていた。一方、携帯やネットによる問題を指摘する声もあった。続いて第二点目の地域住民については、住民同士の繋がりが薄れる状況が挙げられ、避難・移動や新旧住民・地域間の軋轢、生活課題の改善状況による差別意識や格差を指摘する声があった。第三点目の学校については、子どもの課題による教室運営の困難や、学習環境の悪化、地域性の異なる生徒の対応、および学力差等、今後の子どもの変化に対する懸念も挙げられていた。第四点目の原発事故の影響については、事故の影響による厳しい現状が指摘され、放射能汚染に関する懸念も挙げられた。加えて、原発事故の影響により、教育現場が抱える課題についても指摘する声があった。

グレーゾーンは、現在の課題や負担だけでなく、今後を見通した懸念や将来の不安等

をより広範囲な支援ニーズを含む項目である。従って、現在表出している問題に留まらず、その先の潜在的なニーズまでも示すものと考えられる。これらの潜在的なニーズを早期に把握し、いかに対応できるかが、子どもの生活や教育環境の改善、強いては子どものウェルビーイングに繋がる鍵と言える。また、これらの課題に適切な対応ができない場合、一部が深刻化したり、子どもの虐待・ネグレクトの事例へと繋がる可能性があると考えられる。

5.1.3 課題の考察および今後の方向性

①いわゆる「グレーゾーン」への発言の集中から考える「ネグレクト傾向の養育」に対する支援課題

グレーゾーンへの対応は、現行の子どもの虐待・ネグレクト対応の制度やシステムでは、主として市町村や地域が担うことが想定されている。しかしながら、国内ではリスクへの対応を主軸に対応が進められてきている。その結果、虐待に至らないが支援ニーズの高い事例へのアセスメント、および待つだけでないアウトリーチ型の支援や予防のための具体的な資源開発等が遅れており、大きな課題となっている。本調査において指摘の集中したグレーゾーン対応に関する懸念とは、被災地だけでなく、まさに日本の子どもの虐待・ネグレクトや不適切な養育等への対応における弱点と一致するものである。

②子どもの虐待・ネグレクトに対する支援モデル構築、および実践にあたっての焦点

震災後の子どもの虐待・ネグレクトの増減については、意見の幅が大きかった。このことは発言者の焦点の当て方に違いがあることを単に示すものである。一方で、発言の多くが子どもや家庭のニーズに対する支援の必要性を訴える懸念やその方法を述べており、本質的に潜在的なニーズを含めた対応が必要とされている現状を示唆している。現場において支援を検討するにあたり、検討を進めるための基軸の設定が重要であろう。本調査の結果から考えた場合、実践やサービス構築の焦点は、子どもの虐待・ネグレクトの具体的課題やリスクとして認識できる問題への対応に留まらず、子どもや家庭の支援ニーズに焦点を当てることが肝要となる。支援の本質的な目標は子どもの最善の利益、あるいは子どもや家族のウェルビーイングであるという共通認識を図り、支援者間また制度として確認することが期待される。同時に、これによりレッドゾーン対応は、緊急性の高いニーズとして把握できる。

③ 「グレーゾーン」を中心とした具体的なニーズへの対応

——実効的なケースマネジメントと具体的なサービスの整備

被災地に限らず、現状のグレーゾーンのニーズに応える資源の構築には大きな課題がある。同時に、本調査からも、現状に即した実効性、具体性のあるサービスを整えていく必要性が明らかとなった。各地域の文脈を踏まえ、既存の地域の枠組みや資源を活かすとともに、家族、親族、地域といった制度化されていない、インフォーマルな資源との有機的な連携、および外部からの専門的支援や資金の効果的な運用と投入等、限りある資源の有効な活用方法を考える必要がある。

そのためには、第一に実効的なケースマネジメントを促進する必要があるだろう。単に、家庭や地域にあるニーズを把握したり、モニタリングを続けたりするのではなく、現行施策の要保護児童地域対策協議会、あるいはそのほかの既存の地域の仕組みを活用し一歩踏み込んだ取り組みが効果的と考えられる。具体的には、子どもや家庭の現状やサービス投入の進行状況等を具に把握し、その効果の確認、資源の調整や整備等も含めた検討が進められる必要があるだろう。

ケースマネジメントを行う中で、ニーズに応える適切な資源が十分でない現状に直面する可能性はある。もちろん必要なサービスの選択肢を中長期的な視野から整えていく必要はある。一方、地方分権や中長期的な財政不足、外部民間支援団体の撤退等を考慮すると、単に新しいものを整備し、隙間を埋めるという発想だけでは限界があるだろう。強化・改善には、支援者、学校、地域社会、あるいは外部からの支援団体が、互いの強みを活かした役割を果たし、地域の文脈に沿う効果的な資源投入が効果を上げると考えられる。特に「ネグレクト傾向の養育」等、対応困難とされる事例については、まず行政の仕組みでアプローチし、予防的な支援計画を立てることになる。その後、実際のニーズの受け止めや中長期的にしっかり寄り添う支援を得意とする民間団体の資源投入を検討することもできるだろう。ケースマネジメントのために、既存の枠組みに上乘せした協働体制を構築していく等、環境の構築が急がれる。

5.2 DVに関する全体的傾向の分析

- ▶ 本ヒアリング調査の結果でDV件数の増加については、警察や民間の相談窓口の一部でも指摘されている。
- ▶ DVに関する調査結果からみえた課題としては、①DV事例の顕在化、②DVによる子どもへの影響に関する懸念の増加、③DV家庭の子どもに対する支援、④支援関係者のDVに関する知識向上への期待、がみられた。
- ▶ DVが子どもに与える影響への心配・懸念は関係者より挙げられており、法的には子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われることが、子どもの心理的虐待にあたることから、被災地でのDV件数およびDVリスクの増加は、必然的に子ども虐待や子ども虐待のリスクの増加を意味するといえよう。

5.2.1 本テーマを取り上げた背景

DVは、児童虐待の防止等に関する法律第二条第4項において、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力が子どもへの心理的虐待にあたることが明確化されているとおり、子ども虐待との関連性が高い。最近の全国的な傾向としては、虐待死（心中以外）の加害者が抱える心理的・精神的問題として「養育能力の低さ」、「育児不安」が上位を占める中、「DVを受けている」という事例が増加しているとの報告もある³。また、DVに関する調査報告においても、DV被害者のほぼ3人に1人は、配偶者からの暴力を『子どもは知っていた』と答えている⁴。

前述のとおり、法的には、子どもの目前で配偶者に対する暴力が行われることが心理的虐待にあたるため、子どもが目撃するか否かに関わらず、DVがある家庭で育つ子どもには対応の必要がある⁵。この観点から、近年子どもがいる家庭でのDV事例は、警察から児童相談所へ通告をするようになってきた。本調査においても、要保護児童関係機関、およびDV対応を専門に行っている民間団体を中心に、DVに関する発言があった。震災後の子どもの状況を包括的に捉える意味でも、東日本大震災後のDVに関わる状況を1テーマとして取り上げることとした。

3 厚生労働省（2013）「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第9次報告書」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/9-2.pdf>, 2014.6.1）

4 内閣府男女共同参画局（2012）「男女間における暴力に関する調査報告書〈概要版〉」（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h23danjokan-gaiyo.pdf>, 2014.6.1）

5 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013）「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改訂版）」（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf, 2014.6.1）

5.2.2 調査からみえた課題

ヒアリング調査の結果を大きく課題別にみていくと、① DV 事例の顕在化、② DV による子どもへの影響に関する懸念の増加、③ DV 家庭の子どもに対する支援、④ 支援者関係者の DV に関する知識向上への期待、に分類することができた。

①課題1：DV 事例の顕在化

DV 件数の増加について、児童相談所関係者からは「(児童相談所における) DV 絡みの案件は、以前より常に一定数あったものの、潜在的に気になるケースが増えている印象がある」、「震災後に賠償金が出た場合等、DV 件数が多くなっている印象がある」といった発言があった。同様に、DV 問題に取り組む民間団体からは「被災地で DV が増加していると言われているが、これは顕在化しただけである」、「沿岸部の被災地では、もともと広い家に住んでいて、実は家庭内別居状態だったとしても顔を突き合わさずに生活できていた面があったが、仮設住宅等住居形態が変わることで (DV が) 顕在化した面もある」、「DV 電話相談に相談してきた人の 7 割が子育て家庭」であり「そのうち直接的暴力が 7 割あった」といった発言もあった。また「(家庭児童相談室への) 相談内容は、遺児孤児関係、障がい・疾患に続いて、虐待・DV が続く」、「離婚の原因が DV である相談件数は少なくない」、「仮設住宅では、データの明確なものが出ていて、DV 件数が 2 倍以上となっている」といった発言もあり、中には具体的なデータを示した指摘も含まれた。

②課題2：DV による子どもへの影響に関する懸念の増加

子育て家庭における DV が子どもに与える影響に関しては「DV に伴う心理的虐待は増えていると聞いている」、「子育て家庭における DV 相談では、思春期の子どもへの影響が非常に気になる」、「仮設住宅では、DV の件数が 2 倍以上となっていることは、子どもに必ず影響を与えているはず」といった発言があった。加えて、DV 目撃による心理的虐待に関わる懸念に留まらず、DV 被害のある家庭によくみられる傾向として「子育て家庭における DV が児童虐待に繋がる傾向は明らかと考えている」というほかの虐待が複合的に発生する可能性を懸念する発言もあった。

③課題3：DV 家庭の子どもに対する支援

次に、DV 家庭の子どもに対する対応の難しさに関する課題が挙げられた。具体的には「子どもや DV を理由に子どもを連れて家を出る保護者への対応では、親が就労や住居探しに困難を抱えていたり、子どもが双生児や障がい児の事例だったりすると対応はさらに容易ではない」という声があった。さらに、就学している子どもへの対応として「虐

待を受ける児童の中には、一時保護の間は学校にいけない」、「親の失業や死亡といった元々不安定な家庭の子どもがより将来に不安や絶望を持ち、怠学・退学が進むケースがあった」といった子どもの教育に関わる発言があり、その対応の困難性や課題の複雑性が述べられた。

④課題4：支援者関係者のDVに関する知識向上への期待

最後に、支援関係者のDVに関する理解と周知の必要性が指摘された。例えば「DV・児童虐待において、教員も具体的に何をすべきか理解できていない」、「児童養護施設の実態を地方の相談員や行政職も見ることがない人が多く、高校生なら個室があること、進学もできること等知られていない」、「スクールカウンセラーも、DVについてはあまり教育を受けていない。性暴力の教育を受けていない」という声があった。このように全般的な知識不足の傾向を克服することで、子どもの支援ニーズへの適切な対応のさらなる促進へ繋がってほしいという期待であると考えられる。

5.2.3 課題の考察および今後の方向性

①東日本大震災がDV家庭へ与えた影響

東北3県のDV件数の増加については、いくつかの統計がある。福島県警の2012年の発表によると、前年比64%増の840件、宮城県警にも同33%増の1,856件のDV相談があり、いずれも過去最高との発表であった。また、もりおか女性センターの女性相談でも、2011年度（2011年4月～12年2月）に受け付けた相談件数は1,786件で、このうち51%がDV相談を占め、前年度に比べ100件以上の増加が認められた⁶。

震災とDV件数の増加に関して直接的な因果関係を特定するのは困難であり、さまざまな議論がある。例えば一部報道では「これまでは表に出ていなかった家庭内の問題が、震災を機に顕在化している」⁷といった分析に加えて、DV加害者の在宅時間が震災による失業等で増えた結果、家庭内での暴力的行為が増えている⁸といった報告もされている。本ヒアリング調査においては、具体事例として、震災後の状況に不安を抱いており、親切にしてくれる他者への警戒心が緩んでいることから、家庭に入り込んだ他者がDV加害者となるといった報告があり、震災がなければ生じる可能性の低かった世帯でのDV発生を示唆する報告があった。

最後に、仮設住宅におけるDV事例に関する発言を取り上げる。「5.2.2 ②課題2」に

6 岩手日報，2012.3.9，朝刊，「(社説) 震災とDV 絆が壊れる悲しい現実」

7 同上

8 時事通信社，2013.3.10，「震災2年。配偶者間暴力、被災地で深刻」

前述したとおり、仮設住宅におけるDV件数の増加が報告されている。また、仮設住宅におけるDV事例に関する傾向として「狭い仮設住宅に妻たちの逃げ場はなく、暴力は激化。先が見えない避難生活が続く中、夫婦関係も悪化」⁹といった報道があった。

今後、被災後を生きるDV家庭への支援のあり方を検討する際にも、やはり家族の抱える問題やその背景を包括的に分析する必要がある。また子どもへの支援では、心理的虐待への対応のみならず、複合的にほかの虐待を受けている可能性も視野に入れつつ、慎重で適切かつ継続的な支援体制の整備が期待されていると言える。被災後の生活の中で、子どもが家庭内の暴力による影響のみならず、DV加害者から離れて暮らすようになった後も続くと思われる経済面、教育面、生活面等、多岐にわたる影響を受けている可能性がある点に留意することが重要であると考えられる。

②養育者の支援について：DV被害者と生活をする子どもを支えるために

DVは加害者から逃げることで、全面解決する問題ではない。DV被害者が養育者である場合、その養育者へのケアを丁寧に行うことが子どもの養育環境を安定的なものとする上で不可欠となる。「5.2.2 ③課題3」で前述したとおり、DV被害者でもある養育者は新生活を始めるための大きな負担を引き受けることになる。また、日常的な暴力を受けたことによる影響についても、注意深く対応をしていかなければならない。養育者の不安やストレスが、不適切な養育や虐待という形で子どもへ向かう可能性もあることから、住居・就労支援等、行政機関と民間団体が互いの強みを活かしながら連携を図り、世帯主としての養育者とその家族の全体像を総合的にサポートしていく体制が必要となる。また、その具体的な糸口をつかみ、支援のネットワークを構築する場として、各種相談窓口の機能を高めることも効果的であろう。

③DVと子ども虐待の関連に関する啓発の必要性

本調査では、多領域の職種に対してヒアリング調査を行った。しかしながら、子どもや家族の「気になる状況」としてDVに関する発言があった職種は限定的であった。家庭内という密室で起きるDVを察知しやすい職種もある一方、DV問題に関する意識が高くないと子どもや家庭の背景にDVがある可能性を察知することが難しい職種もある。子どもに直接的な危害がおよばない場合でもDVの目撃自体が心理的虐待とみなされ、同時にDV家庭に生じやすいとされるさまざまな子どもに対する負の影響を踏まえて、子どもと家族全体に対する適切な支援をできる限り早期に展開していく必要がある。

このためには、DVと子ども虐待の関連に関する社会啓発の促進が有効であると考え

⁹ 時事通信社、2013.3.10、「震災2年。配偶者間暴力、被災地で深刻」

られる。前述の「5.2.2 ④課題4」のとおり、支援者においてもDV問題と子ども対応に関する知識の向上が期待されているが、DVが子どもに与える影響やその基礎的な対応に関する啓発が広く促進されることで、子どもへの支援が行き届きやすい社会を実現することがより現実的なものとなる。事実、DV問題に取り組む専門団体から「震災後、被災地での電話相談の窓口が増加し、相談件数も伸びている、これは広報活動の効果である」、「マスコミや公的な地方広報誌への情報提供・記事掲載を通じた活動が、表面化していないDV家庭へのアクセスの一步である」との発言があった。社会啓発においては、DVの目撃が子どもの心理虐待にあたることに加え、DV被害のあった家族が抱えやすい問題について、社会全体の周知と理解が進み、支援の裾野が広がることが被災地でも期待されていると考えられる。

5.3 家族構成・主たる養育者の変更に関する分析

- ▶ 震災を機に家族構成（総人数や同居の顔ぶれ）や主たる養育者（日常的に子どものケアにあたる人）の変更があった事例、およびそうした変更に伴う子どもや家族への影響についての多様な発言が、本ヒアリング調査では聞かれた。
- ▶ 本調査からみえてきたそうした点に関する課題を整理したところ、以下の8つが主なものとしてみられた：①家族形態・主たる養育者の変更があった家庭の支援における難しさ、②大家族が核家族化することにより生じた物理的・心理的距離、③同居を機に起こる祖父母と両親の関係悪化、④家庭の環境変化による子どもへの悪影響、⑤震災後の離婚や再婚に関わる子どもへの影響、⑥家族構成・環境の変化による子どもの居場所への影響、⑦親を亡くした子どもへの対応、⑧子育て世帯へのサポート力の弱まり。
- ▶ こうした課題に対し、包括的かつ柔軟な支援体制の構築や場合によってはグリーフケアの検討が必要であるだろう。

5.3.1 本テーマを取り上げた背景

震災後、家族構成や日常的な子育ての担い手の変更された家庭は少なくない。本調査でもその現状を指摘する声がさまざまあった。家族構成の変更理由としては、いずれかまたは両方の親を亡くした事例や、転居による核家族化・大家族化、両親の離婚・再婚、また長期にわたる避難生活による家族の分散等が背景にあることがみえてきた。また、産業構造の変化による祖父母・父母の失業・家庭の経済状態の悪化により、震災前は就労していなかった母親が就労するようになった等の理由から、日常的に子どもをケアする養育者が震災を機に変更した事例が報告された。

最も身近な社会である家庭や養育者の影響は、成長期にある子どもにとって非常に大きい。災害後の子どもに着目した研究¹⁰によると「子どもも災害に遭遇する時、死や破壊の恐怖を体験する。災害の規模や破壊と喪失の度合いの大きさは、子どもに及ぼす影響を左右する重大な因子であることは論を俟（また）ない。しかしそのほかにも災害を受けた子どもを理解する上で注意すべきいくつかの影響因子がある。（1）子どもの年齢、- 中略 -（2）災害時、誰かがそばに居たか、- 中略 -（3）災害時の親や家族の態度や対応、- 中略 -」とある。概して、子どもが災害を乗り越えるためには、家族や身近な人たちの関わりが重要なのである。

本章では、東日本大震災後に子どもがいる家庭にどのような変化が起きたかという視点から改めて整理・分析を行うこととした。

10 服部祥子・山田富美雄 編（1999）『阪神・淡路大震災と子どもの心身』財団法人名古屋大学出版会（p.41）

5.3.2 調査からみえた課題

今回の震災を機に a. 家族構成（世帯人数や同居者の顔ぶれ）の変更、b. 主たる養育者（日常的に子どものケアにあたる人）の変更、並びに c. それらの変更に伴う子どもや家族への影響について、本ヒアリング調査内で語られた発言を8つの課題別に分類した。

①課題1：家族形態・主たる養育者の変更があった家庭の支援における難しさ

本ヒアリング調査において、ある児童福祉施設職員から「震災がなければ出てこなかったと考えられる事例の背景に、家族形態や構成の変化があると考えている」という発言があった。同時に、家族構成の変更があった家庭への支援において、ケースワーク自体が難しい傾向にあるという主旨の発言があった。調査全般を通して「震災の影響かはわからないのですが」という前置きが発言の直前に多く聞かれる中、注目すべき発言だったと考えられる。

例えば、祖父母が日常のケアにあたるようになった家庭について、ある行政職員は「孫の気持ちがわからない」、「中高生への接し方がわからない」等、大震災を機に突然に始まった孫との新生活に戸惑う相談を受けていると語った。さらに、このような事例の場合、本当は困っていても家庭の事情を口外したり、外部へ相談したりする行為を恥じる意識が高いという指摘も聞かれた。

②課題2：大家族が核家族化することにより生じた物理的・心理的距離

大きな被害を受けた沿岸部は、元来3世代以上の大家族の同居、または近居が多かった。本ヒアリング調査では、震災を機に家族の住居形態が変化し、祖父母世帯は仮設住宅に残るが、子育て世帯は従来の居住地へ戻る事例がみられているとの発言があった。

上記は数あるパターンの一例に過ぎないが、避難生活により家族が分断されていく状況は、特に福島県の複数の職種から聞かれた。また、特に乳幼児から小学校までの年齢層に関わりの深い職種による発言が目立った。幼い子どもを育てる家庭が母子避難を選ぶ傾向等、原発事故による影響の大きい地域では、大家族が小規模化することにより生じる物理的・心理的距離に関する懸念が挙げられた。このように、住居が離れることによる物理的な距離に加え、子育て等に関する考えの相違等から心理的な距離を深めている事例等もあった（原発事故の影響については「5.6：p.96」を参照）。

③課題3：同居を機に起こる祖父母と両親の関係悪化

生活再建の過程において、再び大家族に戻った家庭に関する懸念が語られた。②の課題とは逆に、震災を機に同居が始まり、祖父母と両親の関係が悪化する事例があるとの声である。また、両者の関係悪化のみならず、介護問題（今後の要介護への不安を含めた）

に関わる負担も重なり、両親世代のストレスが徐々に蓄積されていくという懸念だった。

また、震災前から同居や近居をしている大家族でも、震災後の生活が変わり、関係が悪化する事例に関して指摘があった。失業した祖父母が長時間在宅するようになり、家族内の摩擦が生じやすくなったといった例や突然自由な時間を得た祖父母が、かえって子どもの面倒をみなくなるといった事例も報告された。

④課題4：家庭の環境変化による子どもへの悪影響

震災後に子どもが経験した変化は家庭内へもおよんだ。本ヒアリング調査において、震災後に生じるさまざまな環境変化に適応する中、家庭内の変化を特に敏感に受け止めている子どもの存在を指摘する声があった。具体的には、震災により親を亡くしたり、再婚によって新しい親と暮らしたりしている子どもが、自分の家の中でさえも居場所を失いつつあるという指摘だった。例えば「継母との生活を始めた子どもが『自分はどうなってもいいんだ』と発言したことについて非常に気にかけている」といった発言があった。

⑤課題5：震災後の離婚や再婚に関わる子どもへの影響

震災後、避難中の生活実態の変化により、夫婦の考えに相違が生じた等の理由で離婚に至る事例がヒアリング調査で報告された。離婚で母親が子どもを引き取る家庭では、経済的困窮に関する懸念の声があった。ひとり親家庭にならない事例については、連れ子の養育を巡る心配の声があった。一方で「震災後に再婚やひとり親家庭が目立つことはない」という発言もあった。

また、子どもからの相談の主訴において「両親がけんかしている」と言った家庭内の不和、親のストレスを感じ取る子どもの姿を心配する専門職の話が聞かれた。

⑥課題6：家族構成・環境の変化による子どもの居場所への影響

子どもが日常生活において養育者と衝突したとき、震災前であれば、多世代同居の広い自宅や近所の公園等、多様な空間が子どもの逃げ場として機能していた。しかし、震災後は子どもが一息つける場が減少しているのではないかと指摘があった。また、親子関係がこじれて家出をする事例が増加しているとの意見もあった。

このほか、大家族でなくなったことにより、主たる養育者の対応が、子どもへより直接的に向かっているという声も聞かれた。

⑦課題7：親を亡くした子どもへの対応

子どもを教育現場で身近に受け止める立場にある養護教諭の中には、親の死等喪失経験を持つ子どもへの心配が語られた。

特に、震災を機にひとり親家庭となった世帯の子どもの影響が大きいという声があっ

た。ひとり親になった事例でも、祖父母との同居家庭である場合と比較すると、母子または父子のみで生活をする場合の方が、状況はより困難であるという指摘だった。特に父子家庭では、娘への接し方に戸惑う父親の事例が報告された。また、震災前と比較して、親を亡くした子どもが下校後に1人で過ごす時間が長い傾向等からも、子どもが精神的なストレス等を抱え込みやすい傾向があるのではないかという意見があった。

加えて、親を亡くした子どもに特化した新しい課題として、遺産・相続問題が挙げられた。未成年者が多額の遺産や年金を相続することにより、手続き・金銭管理・家族トラブル等が生じる事例である。本調査内では「未成年後見人や相続等に関して、子どもの将来に向けた金銭面での指導・課題がある」という意見があった。

⑧課題8：子育て世帯へのサポート力の弱まり

今回の震災で、これまで子育てに協力的であった祖父母を亡くした家庭があった。このような家庭では、両親への子育てサポート力が全体的に弱小化しているといえる。住環境の変化等のより直接的な影響に加え、行政や外部団体による支援とは異なり、これまで子育てを「インフォーマル」に支えてきた機能が震災により影響を受けているのではないかという指摘である。本調査からは、この事実が養育者の育児負担やストレスを高めているとの意見があった。

ある市町村では、2011-2012年度には「育児不安」を主訴とした事例が特に多かったが、25年度から少し落ち着き始めているという話もあった。しかしながら、震災後に養育者の就労状況が変わる等、子どもへ手をかけることが物理的に難しくなっている状況に加え、祖父母が健在であっても実際には（その子どもの親にあたる）実子を亡くした遺族であるといった現実を危惧する声があった。子育てをする基盤自体が、震災による影響を広く受けているという指摘である。

5.3.3 課題の考察および今後の方向性

①今回の震災が家庭に与えた影響

本章では、東日本大震災後の家庭の中、特に、家族構成や主たる養育者に生じた変化に着目した。これらの変化は前述のとおり内容としては多様であり、またそれらの懸念は主に子どもや家族から相談を受ける立場にある職種から多く挙げられたといえよう。

本調査で聞かれた懸念は必ずしも具体的なデータに裏づけられたものばかりではないが、中には今後の支援を検討する上で注視していくべき統計がある。第一に、今回の大震災で親を亡くした子どもの数である。厚生労働省によれば、東日本大震災でいずれか

の保護者を亡くした「遺児」は1,482人、両方の保護者を亡くした「孤児」は241人にのぼる（2012年9月現在）。この数は、震災を機に最も直接的に家族形態が一変した子どもの数といえる。今回の本調査では、これらの子どもが親を亡くするという経験に加えて、経験する具体的な変化の数例について、関係者の発言から垣間見ることができたのではないだろうか。

第二に、本ヒアリング調査でも指摘されたとおり、単身赴任世帯が3県で増加しており、父親の就労等を理由とした母子避難家庭数の増加は統計上でもみることができた。就業世帯に占める世帯単身赴任世帯の割合は2002年と2007年の比較では減少傾向であったが、2007年と震災後の2012年の間で比較すると、岩手県が1.8%→2.7%、宮城県が2.4%→2.7%、福島県が2.3%→2.8%といずれも増加している（総務省「就業構造基本調査（平成24年度）」）。総務省のこの調査は毎5年の周期で実施されるため、直接的な震災の影響は結論づけられないものの、単身世帯の支援者の3県への転入数を考慮したとしても、震災による影響を否定はできないと考えられる。

第三に、共働き率の増加がみられている。震災後、県内全世帯数のうち、子どもがいる共働き世帯の割合は3県共に増加し、2012年度の調査ではいずれも1/3近くを占めた（表5-3-1参照）。単身赴任世帯と同様、減少傾向だったが、震災後の増加が認められる。

表 5-3-1 共働きで子どもがいる世帯数（県内全世帯数に占める割合）

	2002年	2007年	2012年
岩手	108,700 (37.7%)	59,500 (22.1%)	92,700 (35.1%)
宮城	163,100 (33.8%)	112,220 (23.3%)	156,900 (32.5%)
福島	163,000 (38.5%)	100,700 (24.0%)	135,400 (33.0%)

（総務省統計局「就業構造基本調査」2002,2007,2012年度をもとに筆者作成）

これに関連して、子育て世帯に限った数字ではないが、震災当時の有業者 259 万 4 千人のうち、震災の直接の被害により仕事へ影響があった者は 42.6% という報告があり、このうち離職者は 3.1% の 8 万 1 千人に上る。このように、震災により就労により影響を受けた人口が半数近くに上ることを踏まえると、子育て世帯や祖父母世帯への間接的な影響を注意深く見守っていくことが、子ども支援を検討する上で不可欠であることが推察される。

最後に、統計上の変化はみられなかった¹¹ が、離婚・再婚について触れておくこととする。本ヒアリング調査では、子どもや家庭からの相談を直接受ける支援職の立場から、子どもや保護者の姿を介して、離婚に至らずとも家庭内の摩擦や不和、また再婚を通して生じる子どもへの影響等の懸念が語られた。統計に変化が顕れない理由はさまざま考えられるが、多くの統計が県単位で、震災による直接的な被害が少なかった地域も含まれている点等にも留意する必要があるだろう。

②家族構成や養育者が変わることにによる子どもへの影響と支援のあり方

家庭の中で起きている多くの変化は、外側からは見えにくい。ただ、本ヒアリング調査で語られた懸念のほとんどは子どもの日常に深く関わるものであり、これらが慢性化すると、子どものウェルビーイングを脅かす可能性さえあると言える。そのため、家族の構成や養育者が変わった家庭に対し、根拠に基づいた、より積極的な支援展開が期待される。

例えば、2013 年には「東日本大震災後のひとり親家庭調査事業報告」¹² がまとめられた。これによると、宮城県のひとり親家庭の状況に関して全般的に「経済的困難と情報不足が問題となっている」と結論づけている。また、これらの状況は世帯構成（母子・父子家庭、祖父母の協力の有無等）によって異なると報告している。具体的には、父親が亡くなり母子家庭となった事例の顕著な心配としては経済的困難、並びに子育てを 1 人で担う不安感があげられた。一方、就労している母親の場合だと経済不安は高くないが「相談相手が子どもになった」として、本来父親が担っていたはずの家庭内の役割を子どもが代行する現状があることも指摘され、子どもの負担が心配される。また、母親が亡くなり父子となった事例の顕著な心配としては、父親の生活意欲の喪失と育児不安が高さだという。父親が「仕事に逃げている」と自ら発言した事例のように、現実を直視することが困難になると子どものケアが疎かになるという懸念が指摘された。このように、ひとり親家庭の現状を捉えるだけでも、それらの家庭が抱え得る課題は多様であ

11 厚生労働省「人口動態統計月報年系（概数）の概況」、2010～2012 年度版を参照

12 MIYAGI 子どもと家庭支援プロジェクト（日本ユニセフ協会助成事業）（2013）「東日本大震災後のひとり親家庭調査事業報告書」

り、子どもへの悪影響を早期に予防し、悪化をできるだけ早い段階で食い止めるための、包括的、かつ柔軟な支援体制の構築が期待される。

また、家族構成の変更に留まらず、日常の主たる養育者の変更があった子どもと家庭への支援も別途検討していく必要があると考えられる。その前提になるのは、養育者の変更はそれ自体が問題ではなく、変更後も子どもへのケアが継続することが鍵となる点がある。何故なら子どもの成長に不可欠なこととして「自分の気持ちについて、たくさんのお話をすることができる」等、養育者との子どもの良好な関係性が何より要であると考えられているからである¹³。同時に、不安定な、または不十分な対人関係を経験する子どもは、身近な人間関係や社会生活に困難を感じやすくストレスが高まりやすいとされる。このことを踏まえても、新しい養育者と子どもの間に良質な安定した関係を促す支援が効果的であると考えられる。子ども期に、安定した人間関係を経験・蓄積することは、子どもの社会的適応や情緒的安定に不可欠であり、これらのことは多くの先行研究からも明らかにされている。

最後に、グリーフケアの必要性を検討する。前述のとおり、親を亡くす等の喪失体験をした子どもへの支援としては、新たな養育者との関係構築だけではなく、グリーフケアも重要と考えられる。本ヒアリング調査でも「震災により親を亡くした子どもの中には、悩みや不安を抱えながらも明るくふるまっている子どもがいる」といった発言等があった。グリーフケア研究等でも、悲嘆の反応はさまざまであり、泣いている子の悲嘆が深く、はしゃいでいる子は悲嘆が浅いということは決してないことがいわれている¹⁴ように、関係者からは2年半を経過した今も、親を亡くした子どもに関する懸念があげられた。この点からも、親を亡くした子どもへの支援については、日常の養育者との関係構築に加え、より専門的な対応が求められる点に留意する必要があるだろう。

13 Dunn, J. (1993) *Young Children's Close Relationships: Beyond Attachment*, Newbury Park, California: Sage

14 NHK取材班 編 (2012) 『ひとりじゃない ドキュメント震災遺児』NHK 出版

5.4 里親の養育状況に関する分析

- ▶ 本ヒアリング調査での里親に関する発言は、ほとんどが家庭相談室、児童相談所、児童養護施設からのものであり、里親と里子の関係構築の難しさを指摘する意見や今後問題が生じてくることへの不安などが聞かれた。
- ▶ 里親に関する課題としては、①親族里親と里子の関係構築、②里親が抱える不安要因、③支援を必要とする深刻な問題を抱える里親家庭の存在、が主なものとしてみられた。
- ▶ 里親家庭への支援を考える上では、行政と民間の連携した重層的な支援、里親サロンの継続、レスパイトケアの充実などが重要であると考えられる。

5.4.1 本テーマを取り上げた背景

今回の震災を機に、多くの孤児が発生することが予想された。従って震災の直後には、孤児となった子どもを発見するべく、全国各地の児童相談所職員が派遣され、避難所等を巡回する取り組みが実施された。しかしその活動を通じて、保護を要する子どもが発見されることはなかった。なぜなら、養育者が亡くなったり行方不明となったりした子どもは、既に親族により保護されていたからである。

その後、親族による養育を支援する必要があることから、厚生労働省は親族里親の要件を見直し、扶養義務のある親族が養育にあたる場合（例えば、祖父母が該当）は親族里親、それ以外の親族が養育にあたる場合（おじおば等が該当）には、養育里親の制度を適用することとしたため、これらの親族は公的支援を受けることができるようになった。

前節 5.3 で触れたとおり、東日本大震災による孤児数は 2013 年の 9 月時点で 241 人である。そのうち、親族と同居している子どもは 215 人、既に自立した子どもが 15 人、施設へ入所した子どもが 6 人であった。養育を引き受けた親族の内訳としては、祖父母が 86 人、おじおばが 84 人となっている。このうち、親族による里親の認定を受けている子どもは 168 人（2013 年 3 月 1 日現在）である。

本ヒアリング調査でも、里親養育に関する指摘があった。今回の震災を機に親族里親や親族による養育里親になった家庭については、急に同居が始まったことや高齢の祖父母が養育を担うことの負担等が兼ねてより指摘されてきているが、本調査でも、里親への支援の必要性が浮き彫りとなった。また、本調査における里親に関わる発言のほとんどが、家庭児童相談室・児童相談所・児童養護施設からだったことに留意しつつ、これらの関係機関から挙げられた意見を基に、本章では、里親と里子の関係構築や今後の発生が心配される問題等について取り上げることにした。

5.4.2 調査からみえた課題

「社会福祉行政報告例」における里親委託児童数をみると、全国の数値は2010年度の3816人に対して2011年度は4,295人と1.13倍となっている。それに対し、同期間に岩手県では37人から110人に増え2.93倍に、宮城県では71人から164人と2.31倍になっている（福島県の2010年度についてはデータがないが、2009年度の53人に比べて2011年度は78人）。いずれも、震災を機に大幅に増えていることがわかる。

この全体状況について「震災直後に児童相談所への相談件数が急増しなかった理由は、孤児・遺児の多くが里親に引き取られたため」という肯定的評価があった。これは親族が里親となることを肯定的に評価したものだが、その一方で課題もみえてきた。

①課題1：親族里親と里子の関係構築

本調査では親族による里親に関する懸念として、里親と里子の関係構築の難しさが指摘された。特に「祖父母が里親の役割を果たすことへの困難」について指摘する声だった。具体的には、高齢、昨今の子育て事情に関わる経験不足、精神面での負担は元より「孫の気持ちがわからない」、「中・高校生の孫との接し方がわからない」、「子どもに対して距離を置いた対応になりがちである」、「女の子を育てたことがないために困るケースがある」等の相談事例が挙げられた。また「子どもの方でも、自然と違和感を感じてしまい、それが微妙なすれ違いになる」、「今後、里親と子どもが上手に関係性を構築しながら成長していけるかどうか見守っていく必要がある」との意見があった。とりわけ、里子が思春期を迎える時期に予想される問題表出の懸念も指摘された。

②課題2：里親が抱える不安要因

里子との関係構築に加えて、本調査では里親が抱える不安要因がいくつか挙げられた。健康問題、里子と実子の子育ての両立、居住空間等、その内容は多岐にわたり、具体的には「祖父母は子どもが巣立つまで元気でいられるかという不安を抱えている」、「里子がいることを知られたくない」、「里母が支援者とあまり関わりたくない」、「里親支援に積極的に参加しない」、「親族里親で大家族化し、それに伴うストレスのために不登校になっている」といった事例の報告もあった。また、仮設住宅で里親となっている事例もあり、狭い居住空間に新しい家族の一員となった子どもと生活する難しさも指摘された。さらに、震災後の生活において「里子には支援があるが実子には支援がないという差から平等に扱うのに苦慮している」、「義援金が入り金銭トラブルが生じることがある」等の発言もあった。

加えて、里親自身の喪失体験に関する懸念も聞かれた。「里親自身も震災により親族を亡くしている方があり、そうした方への配慮や支援が同時に必要」、「祖父母のどちらか

が亡くなって里親の役割を果たせなくなった」、「祖父母の死去後を巡って複雑な状況がある」といった現状も述べられた。

最後に、親族里親と従来の里親との意識の相違を指摘する意見があった。十分な準備をして里子を受け入れる従来の里親と違い、震災による親族里親は自らも被災する等さまざまな生活課題を背負っていることや、従来の里親とは異なる意識を持っている等の違いがあり、同じ里親家庭といっても支援のあり方が異なるとの見方があった。

③課題3：支援を必要とする深刻な問題を抱える里親家庭の存在

前述のとおり、里親家庭への支援を受けようとしないう現状がある一方、里親となることにより支援員がつくことを肯定的に評価する発言があった。「里親サロンには除々に参加者が増えてきており、裾野が広がってきている」という指摘もあった。また、里親サロンについて「登録者自体は少ないが関係は深まっている、しかしあまり具体的な悩みは出てきていない」といった指摘があった。

ただ本調査において、施設職員から深刻な問題を抱える里子の存在が報告され、支援を行き届かせる必要性が指摘された。具体的には「精神的に不安定な子どもで、服薬、リストカット等、かなり心配な事例がある」という発言であった。

5.4.3 課題の考察および今後の方向性

①今回の震災と里親の支援

今回の東日本大震災では、震災孤児が親族等によって保護され、児童相談所の対応が急増するという事はなかった。親族関係の強さという東北地方の地域性が背景にあったと考えられる。都市部等の他地域で大災害が発生した場合には、異なる状況となる可能性がある。

その一方、本調査では親族による里親の養育状況を心配する発言がみられた。とりわけ里親と里子との関係構築の難しさが指摘されている。その対応として、養育の悩みを話すことのできる場の設定等が検討されているが、今回の震災により里親になった家庭の中には、支援者と関わりたくない、支援の場へ積極的に参加しない事例もみられるという。これまでの里親支援を踏まえても、親族里親や親族による養育里親の孤立化を防ぐためには濃密な支援関係の構築が必要であり、支援者がどう繋がりを作るのが課題となる。

②震災を機に里親となった家庭への今後の支援のあり方

震災によって里親になった親族へ支援をする上で必要な視点を忘れてはならない。特に、親族自身も震災の被害を受けており、その気持ちに寄り添う丁寧な支援関係を築くことが大切である。そのためにも、やはり児童相談所のような行政機関だけでなく、里親会、里親支援の関係機関、児童養護施設の里親支援専門相談員等の民間支援機関が連携した、重層的な取り組みの展開が効果的であると考えられる。

支援策の1つとして、里親サロンが養育を支える上で重要な役割を果たしていることが明らかとなっており、その継続が求められている。本調査でも、継続するその過程で徐々に参加者が増える可能性も指摘されたのは前述のとおりである。従来の里親と親族里親との意識の違いを指摘する発言もあったように、親族里親固有の立場を尊重しながら支援することが必要であろう。

また、サロンのほかにレスパイトケアの利用も報告されており、今後レスパイトケアの利用率の促進も期待される取り組みと言えよう。これらの支援策を、効果的に活用していくためには、里親会等の民間団体と児童相談所等の行政機関との連携が不可欠であり、こうした連携の必要性が今後一層増すと考えられる。

最後に、祖父母が親族里親となった後、高齢化により養育が困難な状況に陥る可能性を鑑みると、いずれおじおば等による養育へ移行するための支援が必要となることが予想されている。こうした状況は時間の経過とともに変化していくことから、きちんと家庭の状況を見守ることのできる、継続的な支援が不可欠である。

以上のように、親族里親や親族による養育里親の基で育つ子どもの安定した養育を支えるためには、官民の連携の促進、特に地域に根ざした連携が求められると言えるであろう。

5.5 避難・移動による影響の分析

- ▶ 総務省統計局の「住民基本台帳に基づく人口移動報告」によると、被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県では転出超過数が4万1,226人（2011年）となっている（特に福島県で顕著）。また、同一県内でも、被災町村から内陸の近接市町村への転出が継続的にみられる。本調査においても「震災に伴って自宅や職業など複数回数移動する場合、家庭内でのストレスが大きくなることから、家族の不和や子どもへの虐待リスクが高まる傾向がある」といった発言があった。
- ▶ 本調査からみえた主な課題は以下の5点である：①仮住まいの生活による養育者のストレス、②生活の変化・養育者のストレスによる子どもへの影響、③避難先における子どもと養育者の支援、④帰還に伴う困難の顕在化（帰還者への避難を含む）、⑤避難先の行政や学校との情報共有の難しさ。
- ▶ こうした課題に対応するためには、早期対応を可能とする体制の構築や子どもの居場所づくり、関係機関の連携などが必要であるだろう。

5.5.1 本テーマを取り上げた背景

東日本大震災では、沿岸部を中心とした非常に広範な地域が一度に被災し、多くの人々が避難所へ緊急避難（第一次避難）をしたことが特徴と言われる。地域によっては、学校再開を機に避難所が閉鎖され、自宅や知人の家等へ移り住み、また仮設住宅へ住居を移した（第二次避難）。その後も、仮設住宅から仮設住宅、民間の借り上げ住宅等へ第三次、第四次避難と転々と繰り返す世帯がある。また、現在も多くの人々が仮設住宅等での仮住まい生活を余儀なくされており、時間の経過とともに、先行きの不安が募るとの懸念がある。こうした度重なる避難や移動が日常生活を一変させるだけでなく、子どもや家庭環境へ与える影響が高い可能性は言うまでもない¹⁵。

厚生労働省は虐待のリスク要因として、「転居を繰り返す」、「親族や地域社会からの孤立」を挙げている¹⁶。本調査においても「震災に伴って自宅や職業等複数回数移動する場合、家庭内でのストレスが大きくなることから、家族の不和や子どもへの虐待リスク

15 子どもの避難とその支援については、山本恒雄・田代充生・浜田夏樹「東日本大震災による県外避難者と子どもへの支援について：避難する子どもたちの動向把握と支援」（『東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成育を支援するための方策に関する調査研究』主任研究者：柳澤正義、2012年3月）等の調査研究が既にあり、それらも参照のこと。

16 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課（2013）「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改訂版）」（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf, 2014.6.1）

が高まる傾向がある」との指摘が一部から挙げられた。本章では、今後また新たな大規模な震災が起きた場合に備え、避難・移動による影響について整理を試みることにする。

5.5.2 調査からみえた課題

避難・移動の理由は、さまざまである。震災前の居住地や世帯の職業、各家庭の個別の判断等、移動を余儀なくされる場合もあれば、選択による移動である場合もある。ここでは頻度やその理由を問わず、転居により生じたと考えられる課題をみていくこととする。

①課題1：仮住まいの生活による養育者のストレス

最初に、避難・移動によって生活の場が変わることによる、保護者・子ども・家族への影響を指摘する声が多くあった点に着目する。まず、この物理的変化が養育者にもたらすストレスとして「被災地ではもともと広い家に住んでいて、家庭内別居的に顔をつき合わせずに生活できていた面があったが、仮設住宅に移って（いざこざとストレスが）顕在化した面もある」、「仮設住宅の住環境は生活音が聞こえやすい、狭い等で、親にも子どもにもストレスになっている」、「震災後に仮設住宅や借り上げアパートに移ったため、自宅の中でもひそひそ話で会話しないといけない場合がある」といった声である。仮設住宅に住む養育者から寄せられる相談の中にストレス障害やうつ等があるとの指摘があった。

また、第2次避難以降であっても蓄積するストレスがあるとの指摘があった。避難先での仮住まいでは、安定した生活の見通しが立たないことによる不安やストレスが高まるという発言である。例えば「仮設住宅に住んでいる家庭の場合、先の見通しが立たないため、保護者が経済的に疲れ不安を抱えている」、「住んでいる場所がバラバラで、今後住居がどうなるのか、元の地域に戻るのかどうか、復興住宅に住むのか」、「仮設住宅で生活をしている人の中には、仮設を出る見込みがあり精神的に安定している人と不安感を抱き続けている人が混在している」といった経済面や先行きへの不安感に関する発言があった。

②課題2：生活の変化・養育者のストレスによる子どもへの影響

震災に伴う避難・移動は子どもにとってもストレスであるという発言があった。例えば「頻繁な環境変化に適応することは、子どもにとって大きなストレスである」、「震災後の避難生活により学校を転々とした子どもたちは、不安感や自分を責める等ストレスを蓄積させている」という適応に関するものだった。さらに具体的な発言として「避難

によりほかの学校へ通わざるを得ず、友達との関係構築で悩んでいる子どもが多い」、「学校の進学・移行・転入・統廃合等のタイミングで、子どものストレスが高まっている可能性がある」等、やはり新しい環境に溶け込めない子どもがいるという懸念である。養護教諭からは、腹痛や頭痛を訴え保健室に来る子どもに関する報告もあった。

養育者のストレスや家庭環境の変化を敏感に受け止める子どもに関する発言もあった。前述のとおり、ストレスにより母親が不安定になりそのことが子どもへ影響を与えている事例、親が不安定になり仕事を休みがちとなった状況について、子どもが受け止めきれないと思われる事例等、親の不安定が与える子どもへの影響を懸念する意見があった。そのほか、震災後の子どもに対する親の言葉遣いや関わり方の変化を懸念する声があった。これらの影響を受けたことにより子どもの遊びが暴力的になった、子どものコミュニケーション能力が落ちたという意見だった。具体的には、会話が成り立たない子、走り回るが声は出ない子、人とぶつかっても何も言わない子が多くなっているという懸念であった。

③課題3：避難先における子どもと養育者の支援

さらに、避難した先で家族が直面する課題についても多く言及された。特に福島県から避難した世帯については、県外への移動が多いことや母子避難世帯が多いことから、その課題がより複雑化・深刻化している状況が報告された。具体的には「世帯全体で子どもの養育をしてきた家庭が、母子避難先で孤立したケースがある」、「親の精神疾患や子どもの発達障がい等、家族が抱えている問題が母子避難を機に露呈したケースがある」、「特別な支援が必要な家庭で県外避難したケースでは（発達障がいや虐待傾向、貧困等を背景に）、新しい環境になじめず、帰還することが増えている」、「避難で幼稚園・保育所等に通っておらず、5歳になって初めて集団生活をする子どもがいる」といった発言があった。これらの事例の中には、避難先で社会的な支援を十分に受けることができず、葛藤を抱えたまま元の居住地へ帰還する世帯も含まれた。

④課題4：帰還に伴う困難の顕在化（帰還者への批難を含む）

帰還に伴う困難は、福島県からの発言に集中していた。震災後2年半を経て、避難していた世帯が元の居住地へ帰還する事例に関する懸念が示された。具体的には「避難先での状況と戻った先の環境を比べ、震災前の元の家場所に戻らない人が多い」、「離婚が増えつつある」、「避難先から戻ってきた子どもが学校になじめない」という指摘があった。

さらに、避難先から帰還した世帯に対する批難を懸念する声があった。例えば「戻ってきたら『逃げたでしょ』という空気がある」、「『なぜ逃げたのか』『今頃帰ってきて』

といった偏見が地域に存在する」といった発言があった。このような状況が、震災前の生活に戻ろうと生活再建を目指す養育者や子どもにとって、帰還後も地域社会において孤立する可能性を高めていると考えられる。

最後に、避難先で生活課題等がさらに複雑化したために帰還する事例の報告があった。具体的には「特別な支援が必要な家庭で県外避難したケースが新しい環境になじめず帰還することが増えている」、「こうしたケースでは避難によって状況がさらにこじれ、不登校やネグレクト、虐待が繰り返されている印象がある」という指摘だった。帰還した地域で社会的支援が回復または構築されていない場合には、特に心配であるとの意見もあった。また福島県の場合、震災後に医療機関・特別支援の実施体制について減少している傾向があるため、こういった世帯を支える対応策が十分でないのではないかという懸念があった。

⑤課題5：避難先の行政や学校との情報共有の難しさ

子どもを継続的にケアするには、避難・移動の回数が少ない方がより容易である。しかしながら震災により住民の移動が激しい地域では、保育所・幼稚園・小中学校を転出入する子どもが多い。このような状況では、保育や学習における積み重ねが難しくなっているという指摘があった。また、適切な集団生活の経験を積めない子どもが増えているとの指摘もあった。特に原発事故による避難区域の見直し等を理由に、一年刻みで転々と移動を続ける子どもの存在が本調査からもみえてきた。

同時に、子どもへの具体的な影響として、避難前後の保育・教育における記録が乏しく、移動に伴う引き継ぎが制度として十分に確立できていないとの意見があった。行政や学校の教職員の話によれば、家族環境を含めた子どもに関わる情報収集や丁寧な対応の限界を指摘する声があった。特に深刻な問題が表面化する等、児童相談所が扱うような事例を除いては、行政や保育・教育現場における情報の共有が少ない現状が浮き彫りとなった。

5.5.3 課題の考察および今後の方向性

東日本大震災による避難・移動の規模を知るために、総務省統計局の「住民基本台帳に基づく人口移動報告」が参考となる。これによれば、被害が大きかった岩手・宮城・福島県では2011年度の転出超過数が4万1,226人であった。本調査で聞かれた発言と同様、特に福島県でこの傾向が顕著であった。さらに、同一県内の転出入数をみると、被災した市町村から内陸の近接市町村への転出が継続的にみられる¹⁷。この統計の注目

17 佐々井司 (2012) 「東日本大震災後の児童の動向と地域の復興・再生に必要な児童関連施策に関する調査研究」『子ども未来』平成24年度第4号, 一般財団法人子ども未来財団

点としては、①14歳以下の子どもの転出数が多く、②働き盛り世代の25～44歳の転出が多く、また③この年齢層では女性が男性よりも圧倒的に多いことが挙げられる。この背景には、父親は仕事を理由に被災地域に留まる一方で、母親と子どもだけが避難・移動する世帯が多い状況があると考えられる。

避難・移動による養育者や子どもへの影響は、今後むしろ顕著になるとの懸念があった。避難・移動が長期化するほど、養育者や子どものストレスが蓄積されていくのではないかという見方である。またその支援体制の不足を危惧する声もあった。ある子ども支援団体からは「子どもが本当の気持ちやずっと持っていたモヤモヤを2012年末頃から言い始めたという印象を持っている」という発言があった。一方、児童養護専門職からは落ち着いて生活できているように見える小学生も虐待の疑いを含む何らかの問題を抱えている事例があり、表面的にはわかりにくいネグレクトや言葉の暴力等の家庭の問題が増えてきているのではないかという指摘もあった。

こういった状況に対しては、今後予防的な取り組みや早期対応を可能とする体制の構築が必要であると考えられる。本調査では、子どもの不安が、遊び場や学校以外の支援活動の中等で発現されている様子が報告されている。行政・民間等のさまざまな支援活動の狭間でこういった子どものSOSが見逃される状況を防ぐためには、保育や学校現場を含む全ての子どもに関わる機関・団体がそれぞれの立場から子どもの小さな変化を注視しながら、効果的な連携・対応をすることが期待されていると言えるだろう。そのためには支援者がスキルを高めていく必要性もある。特に、子どもの日常を見守る機能として、低年齢から中学生・高校生を含めた地域の遊び場や居場所づくりに加え、転校により遅れがちな学習支援も効果的であると考えられる。これらの活動は、学校や支援団体が歩調を併せて実施されることが望ましい。

最後に、移動を繰り返す子どもに対しても、その発達を継続的に支えるために、個別の成長課題等の情報が適切に関係機関間で引き継がれることが不可欠となる。この実現のためにも、避難先であっても、帰還後であっても、子どもに必要な適切な支援を繋ぐ制度の構築が求められている。

5.6 原発事故の影響の分析

- ▶ 原発事故による影響は統計や報道などでも伝えられているが、本調査でも原発事故によるさまざまな言及があった。
- ▶ 主な課題として①原発事故特有の問題が引き起こすストレス、②放射能による影響に対する不安、③放射能リスクをめぐるコミュニティの分断、④社会・経済的变化による家庭への影響、が挙げられた。
- ▶ 今後の対応は、子どもや養育者の抱える不安やストレスへ留意し、状況を適切に分析・判断し、考慮する姿勢が肝要となる。また、原発事故の影響とともに立ち向かうための対話や共存の促進などが求められる。

5.6.1 本テーマを取り上げた背景

東日本大震災で起きた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」）により、放射性物質が広範囲に拡散され、甚大な影響が人々の生活におよぼされた。ただ被害の規模は、地震・津波の被害とは対照的に、放射性物質の低線量被ばくによる人体等への中長期的影響が科学的に証明できない等の理由から特定が難しいとされる。一方で、原発事故後、2年半以上が経過した今日でも、放射線業務従事者以外の外部被ばくに関する線量の限度基準（年間1ミリシーベルト）を上回る地域があることは周知の事実である。基準値を上回る地域で、養育者・子どもが健康への影響に配慮しながら日々の生活を送っている。

原発事故の影響は、前述の心理的影響に留まらず、社会・経済的影響も計り知れない。家族の避難、就労機会の喪失、賠償金の支払いによる弊害等の比較的短期的な課題から、健康に関する懸念、地域における教育・就職の機会の減少、避難先から最終的な生活の場の確保等の比較的長期的な課題まで、その影響は多面的かつ複雑化していると言える。

厚生労働省が2013年7月に発表した2012年度の児童相談所における児童虐待の相談対応件数¹⁸をみると、全国的増加（前年比11%）に対し、被災した地域でも同様の増加が確認できる。しかし、特に顕著な増加傾向がみられたのは福島県である。同年の対応件数は311件（前年度より52件の増加）で、増加率は全国平均の倍に近い、20%であった。原発事故による避難区域を抱える双葉郡や南相馬市等を所管する浜児童相談所の報告では、対応件数が前年度比2.1倍で過去最多の20件、県全体の4割を占めた。また、警察が2012年度に受理した児童虐待の相談件数は109件、2008年度～2010年度が40件程度で推移していたことを踏まえると、震災後の増加傾向を確認することができた。

¹⁸ 毎日新聞、2013.7.28、「児童虐待：被災地で増加率高く福島沿岸部は過去最多に」

ここでは、原発事故によってもたらされたさまざまな課題が、子ども・養育者・養育環境へ新たな負荷をかけている現状に着目し、子ども虐待を含む子どもへの影響を検討するため、本調査で語られた子ども・養育者の変化について焦点を当てる。

5.6.2 調査からみえた課題

本調査において、原発事故の影響に関わる支援者の発言を分類すると4つの課題を抽出することができた。

①課題1：原発事故特有の問題が引き起こすストレス

原発事故への対応は、日本で前例のない問題への対峙と言える。本調査では福島県内外の支援関係者から、原発事故特有の問題を指摘する発言があった。事故特有の問題が子どもや養育者にストレスをかけているという趣旨のものである。具体的には「現在でも福島の人の中には、安全性に関して疑問を持つ人が多い」、「原発問題は自分たちの努力だけでは対処しえない問題であり、依然として解決の見込みが立たない」、「現状では復興の見通しがまったく持てないため、ストレスや不安を抱き続けている人が多い」等、原発事故の影響が依然として存在すること、また具体的解決策が見つかりにくい状況が継続する現実を指摘した発言であった。慢性的なストレスが子育て世帯へ与える負荷を懸念した声である。

加えて、ストレスの高い家庭を支える機能を担う社会資源について「原発問題が収束をしなければ、既存の社会資源も有効に活用できないしあらゆる活動が十分な効果を生み出せない」という意見があり、原発事故の影響を前にすると、どんな資源を投入したとしても対処できないのではないかとの懸念が語られた。

さらに「福島県では、他の2県（宮城県、岩手県）とは、震災からの復興のステージ、生きている姿勢がまったく異なる」、「家族の状況は福島県特有の問題がある」と考える」という意見があり、原発事故の影響を大きく受けている地域では、その問題の特殊性により、他地域よりも厳しい状況にあるという意見を持つ支援関係者が多いことがわかった。

②課題2：放射能による影響に対する不安

本調査では、放射能の影響を心配しているのは子どもも同様であるとの意見があった。子どもへのヒアリングは実施できなかったが、支援関係者が子どもの気になる状況として子どもを代弁する声があった。例えば「口には出さないが、子どもも放射能に対する恐怖を切実に感じている」、「(面倒な尿検査に対応しているのは)健康被害について、気になるからだろう」等の意見があった。

無論、養育者の不安も同様である。本ヒアリング調査では、子どもよりも養育者による放射能への不安が高い傾向に関する見方があった。具体的には「原発の問題で大きなストレスを現在も抱えている」、「震災後1、2年目は、原発事故の影響があり校庭で遊ぶ時間が制限されたり、運動会も午前中だけで終わったり、プールも昨年度から再開したが、保護者の同意が得られない子どもは体育館で運動したりという制約があった」、「放射線の影響について不安が継続している保護者がおり、自然の触れ合いや砂場での遊びの経験が少なくなっている」、「家庭で食べる野菜も、スーパー等で売られている野菜の方が安心だと考え、わざわざ購入する人が増えている。学校の給食についても、地元の野菜を使っていないか神経質に気にする親も少なからずいる」等、生活のあらゆる側面に原発事故がおよぼす現状を細かに語った発言である。子どもへの健康リスクに対する根本的な解決策が見出せない中、養育者は子どもを守る手段を手探りで探すよりほかない日常を過ごしており、養育者にとっても子どもにとっても大きなストレスとなっていると考えられる。

③課題3：放射能リスクをめぐるコミュニティの分断

放射能リスクの受け止め方は個人によって異なる。最終的な判断を個人に頼らざるを得ない現状からは、同じ家族であっても意見が対立し、不和や分断を引き起こす一因となり得ることが本調査からみえてきた。具体的には「原発事故後、孫に新鮮な野菜を食べさせてあげたい祖父母が、若い母に『食べさせないで』と言われてしょげているような状況がある」、「原発事故により、進路に関して子ども（特に高校生）と家族の間で意見が対立することもあった」、「子ども自身も祖父母、父母で意見が違っているのを感じている」等の発言があった。本調査から、意見の相違は、食から進路問題まで多岐にわたることがわかる。この延長線上には、家族形態の変化をもたらし得る避難に関する議論、さらには、長期的に子どもの安定した養育環境に関する課題が生じると考えられる。

一方、放射能の影響を危惧する周囲の声がある。本調査では、養育者の気になる状況として「親が子どもを連れて買い物や散歩に出かけると、周囲のおとなから『放射能の影響があるかもしれないのここで子育てして大丈夫か』と言われる環境がある」、「校庭で遊ぶかどうか1つとっても、保護者同士で話し合えば、神学論争になってしまう。そういうことが続くと、親同士で話さなくなってしまう」等、他者からの発言に傷付いたり、ストレスを感じたり、孤立したりする状況が語られた。また、養育者間に留まらず、影響は地域全体におよんでいる。本調査では原発への不安感覚の差や賠償金の有無、避難区域の線引き等が、地域の分断を引き起こしているといった指摘があった。震災を機に、相互依存を支えるコミュニティとしての素地が摩耗し、子どもの育ちを支える社会基盤が脆弱化している状況が語られた。

④課題4：社会・経済的变化による家庭への影響

本調査では、原発事故による影響について、社会・経済的影響を挙げる発言があった。最も顕著な例として、養育者の失職・就業形態の変化、また多額の賠償金収入等による家庭への直接的・間接的影響が指摘された。具体的には「震災によって保護者の就労面、経済面が厳しくなったのは確かである」、「大震災後に仕事がなくなる等、生活環境が激変する中でストレスを感じている親が多い」、「津波と原発事故により離職した従業員の代わりに母親が働かざるを得ない」といった意見だった。また「賠償金による収入が、元の仕事で得る月収入を上回る状況にある」、「原発問題に伴う巨額の賠償金の影響で、勤労意欲を失っている親がいる」等、突然の高額収入による影響を危惧する声もあった。いずれも原発事故の結果として生じた社会・経済的影響が、子育て世帯におよぼす影響を心配する声である。

なお、原発事故による避難の影響については、前節「5.5 避難・移動による影響の分析」にて検討をした。

5.6.3 課題の考察および今後の方向性

本節では、原発事故による子ども・家庭・養育環境の気になる状況に着目して、課題の整理を試みた。東日本大震災による子どもへの影響を検討する場合、地震・震災の要因に加えて、原子力発電所の事故による中長期的な影響をしっかりと注視していく必要がある。

①慢性的な不安とストレスによる影響

原発事故は、放射能汚染を地域社会にもたらした。この未経験の状況が、子どもに与え得る影響に関して、注目すべき発言が本調査からも得られた。放射能による影響が不確かであること、子どもを守るための具体的で確実な情報が少ないことに加えて、同じ状況がいつ変わるか見通しが立たない環境において、不安・ストレスが増長されることが多方面から危惧されている。また前述の養育環境の下、高い不安・ストレスを抱える養育者の影響は子どもへもおよんでいるとの発言があった。特に子どもが低年齢である程、その傾向が顕著であることもわかってきた。

事故の影響によるストレスについては、その影響を最も直接的に受けると考えられる福島県でいくつかの調査が実施されている。第一に、福島大学共生システム理工学類の筒井雄二教授による「子どもの心のストレスアセスメント」は、震災以降毎年、県内の親子を対象として実施され、その経年変化から以下の結論に至っている²⁰。

19 筒井雄二 (2011) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告 (保護者のストレスアセスメントを含む)」 福島大学
筒井雄二 (2012) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告」 福島大学
筒井雄二 (2013) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告」 福島大学

- ▶ 子どもが低年齢であるほど親子ともにストレスが大きく、親と子のストレスが互いに影響し合っている。放射線に関する知識と情報獲得も、子どもが小さい親ほど熱心で、父親に比べ、母親の方が放射線に対する不安は強い。
- ▶ 子どものストレスは、年齢が低いほど強い。すなわち、幼稚園児・保育所児のストレス反応が強く、小学校低学年、高学年となるに従い、低減する。
- ▶ 2013年の調査結果として、福島県の保護者の放射能に対する不安は、時間経過とともに低下してきたが、依然として高い状態にある。

2012年度、文部科学省は災害救助法が適応された地域（193市区町村）に該当する全ての国公立の幼稚園、小学校、中学校、高校、特別支援学校を対象として「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査²⁰」を実施した。本調査では保護者対象のアンケート調査が実施されているが、他県と比較して福島県の保護者は全ての項目²¹について「震災後不安や心配に思っていること」があると回答した割合が最も高かった。また「子どもの将来のこと」の項目では、実に調査対象者の8割が不安と回答しており、他地域と比較して30ポイント以上の差がみられた。この調査結果からも明らかであるとおり、福島県の養育者の不安が高い現状に、今後も留意していく必要があるだろう。

子どもを守ることに端を発する養育者の言動が、時に家族の避難や孤立を生む現状がある。結果、養育者が追いつめられた場合、ストレスの矛先が子どもに向かう可能性を本調査でも関係者らが指摘した。また一部報道では、母子のみで県外へ避難した家庭での虐待事例や²²、生活基盤を失った喪失感による育児放棄の事例も報告されている。原発事故による直接的・間接的影響が表出する現状を構造的に注視していくことが求められている。

②社会資源への中長期的な影響

震災前の子どもの養育環境は、家族や地域社会の支え合いが機能していた。本調査でも「福島県の出生率が全国2、3位だった理由は、子育ての実家機能であり、約50%が実家と連携して子育てしているという状況であった」という声が聞かれた。岩手県や宮城県においても、地域に支えられた子育てが震災の影響を受けたとの報告はあるが、福

20 文部科学省（2013）「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書」

21 震災後不安や心配と思うことにおいて、家計、住居、家族のけがや病気、家族の心の健康、子どもの将来、仕事、自分のまわりの将来、その他、不安や心配に思っていることは特になく、という選択肢の中から複数回答で回答を得ている。

22 毎日新聞、2013.7.28、「児童虐待：被災地急増 失職… 児童に矛先 避難先でも、孤立の末に首絞め」

島県ではさらに状況が深刻であることに留意しなければならない。なぜなら、放射能の影響をめぐる意見の相違や対立が、家庭や地域社会を分断している可能性があるためである。放射能の影響をめぐるのは、「神経質過ぎる」、「故郷を捨てる」、「震災や事故は過去のこと」等の異なる見解があり、放射能の影響に関する不安を表現すること自体を憚る風潮が存在している。またこの風潮は、子ども同士の関係にも大きく影響しているとも考えられている。

さらに、この分断が地域の社会資源へ影響をおよぼすことに注視する必要がある。例えば「原発に対して非常に神経質になっている家庭と、あまり気にしないで生活している家庭があり、場合によっては自ら線量を測定し学校に対応を求める親もいる。学校としても『絶対安全です』と保障することはできないので、対応が難しい」、「学校と子どもと親のコミュニケーションが難しい」と本調査でも語られている。つまり、学校もその組織的な対応が問われる現状が生じている。

放射能リスクは、育児をめぐるあらゆる側面で養育者の負担感を高め、また転居や家族分離、地域の分断を引き起こし得る。こういった現状を受けて、今後の支援のあり方を検討するには、状況を適切に分析・判断し、考慮する姿勢が肝要となる。同時に、見解の相違を互いに受け入れ、原発事故の影響とともに立ち向かうための対話や共存の促進が求められる。そのような素地を生み出す活動の積極的な導入こそが、もう一度子育てを地域で支える社会資源の再整備に繋がり、効果的な支援となると考えられるのである。

5.7 震災による社会資源への影響の分析

- ▶ 子ども虐待の防御要因として働く社会資源に対しても、さまざまな影響が及んだと推測されている。本調査のヒアリング調査結果から判明したことは、子どもの「虐待」に関する課題認識と同様、社会資源の増減についても認識はさまざまだった。
- ▶ ヒアリング調査で示された課題を整理すると、①増減する社会資源と問われる制度の定着、②専門職の人材不足、③支援者支援の不足、④効果的な社会資源の活用に向けた機関連携に関する課題、⑤子ども・子育てを見守る地域の社会資源の弱体化、に分けられた。
- ▶ 今後は、既存の制度上にある社会資源・社会サービスを効果的に活用するだけでなく、地域社会に根ざした制度外の社会的資源を多くの人々が活用できるように整備および促進することが重要であるだろう。また、限られた資源を有機的に結び付け、活用できる方向性を模索する必要があるだろう。

5.7.1 本テーマを取り上げた背景

社会資源に関する議論は、震災前の同地域での状況が前提となるという意味で、慎重に扱う必要がある。また、未曾有の大規模災害の発生により、多様な資源が新たに参入した背景も踏まえる必要もあるだろう。同時に、これらの資源が時限付きか否か、その財源、人員確保体制等、その持続性についても十分な検討が不可欠となる。

子ども虐待発生という観点からは、社会資源はその防御要因となる役割が期待される。虐待発生とその予防へ向けた取り組みにおいては常に、虐待リスク要因と防御要因の双方を同時に見立てる必要があり、本報告書ではここまで震災によるさまざまな影響を整理・検討し、子ども虐待の発生や子どものウェルビーイングを脅かし得る変化をみてきた。本章では、震災により、子育てを支える社会の資源そのものがどのような影響を受けたかについて、整理・分析を行うこととする。震災から2年半を経過した時点で、子どもや家族の支援に携わる関係者が、被災した地域の社会資源の現状や課題をどのように把握しているのかを確認し、子ども虐待の発生予防を含めた、今後の取り組みの進め方を検討したい。

5.7.2 調査からみえた課題

本調査における支援者調査では、ヒアリング調査と質問紙調査を実施した。ここでは、社会資源に関わる支援者の発言を分類し、課題を整理した。

① 課題1：増減する社会資源と問われる制度の定着

支援者調査では、子どもを支える社会資源の変化について多様な意見があった。一概に減少・増加を指摘する回答だけでなく、変化はないとする回答もあった。ただ、概して言える点は、社会サービス²³は震災の緊急対応として一時的に増えているが、地域の繋がりや子育てに資するコミュニティ力（例：親せきや近所の知り合いによる子育ての助け合い、地域の繋がり、地域による子どもの見守り等）が弱まった状況であろう。

ここでは、ヒアリングの回答者を8グループに分け、(A) 震災による社会資源の状況の変化、(B) 社会資源の気になる点・課題についての見解を取りまとめた。

表 5-7-1 支援者調査における社会資源に関する現状と課題の整理

発言者 回答者の分類	(A) 震災による状況の変化 増加=▲ 減少=▼ 変化なし=■ 比較不可=★	(B) 気になる点・課題
①教育現場 小中学校の養護教諭 高校の養護教諭 スクールカウンセラー 等	▲人員配置が増えた。 ・スクールカウンセラー ・スクールソーシャルワーカー ・教職員 ・養護教諭等 ▼子どもの遊び場・居場所が減った。 ▼学校と地域の繋がりが減った。 ▼PTA 活動が復帰していない。	＊心のケアの手段として小学校低学年以下の子どもを対象とした個別カウンセリング実施には限界があることを踏まえ、「遊び」を通じた心身の回復を図ることのほうが効果的とする発言があるが、未だ子どもの遊び場・居場所が増えないことに大きな懸念を持つ。 ＊学校・幼稚園・保育所の人事異動により、教員等の子どもへの関わり方に温度差が生じている。 ＊教員や支援者のスキルアップの機会が少ない。 ＊DVに関する教員・行政等支援者の知識が乏しい。
②保育現場 保育園 放課後児童クラブ 等	▲（質問紙調査）子育て支援に関する行政の施策が「増えた」「すごく増えた」（50.0%） ▲（質問紙調査）子育て支援に関する民間セクターの活動が「増えた」「すごく増えた」（58.3%）	＊虐待の早期発見・予防には、保育士・放課後児童クラブ指導員が子ども・養育者を細かく観察して、声をかける等日常的な関わりに加え「小中学校との交流を進め地域を知る」、「開かれた保育園、幼稚園、支援センター

23 「社会サービス」は、社会の制度上に位置づけられているサービスの意。

発言者 回答者の分類	(A) 震災による状況の変化 増加=▲ 減少=▼ 変化なし=■ 比較不可=★	(B) 気になる点・課題
	<p>■（質問紙調査）子どもの虐待予防に関する行政の施策は、震災の前後で「概ね変化はない」（63.9%）</p> <p>■（質問紙調査）子どもの虐待予防に関する民間セクターの活動は、震災の前後で「概ね変化はない」（63.8%）</p> <p>▲保育施設で使用する物資・備品が増えた。</p> <p>▲保育施設で遊びの機会・イベント等の支援が増えた。</p>	<p>等にして、地域住民との交流の機会を多くしていく」、「地域の結びつきが少ない所が多いと思われるので、地域にどのような子どもがいるのか知る（知ってもらおう）」、「関係機関での情報の共有化を速やかに図り、スピーディーに対応・対策をする」等、保育園・放課後児童クラブの周辺にある地域の社会資源の動員・協力が重要である。</p>
<p>③行政 子ども支援担当課 家庭児童相談員 発達支援室 等</p>	<p>▲一時的に専門職が増えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー ・精神保健福祉士 ・臨床心理士 ・家庭児童相談員等 <p>▲県外からのNPO団体による支援が多く入った。</p> <p>▲子どもへの影響に危機感を抱いたことを機に関係機関の連携が進み、震災後に地域のネットワーク・支援チームが発足した。</p> <p>▼急増する相談窓口業務に対してスキルアップの機会が不足している。</p>	<p>* 専門職の震災・被害等もあり、震災前後で引継ぎやデータ管理・整備ができていない。</p> <p>* 支援者（相談員・保健師）の力をあげる必要がある。</p> <p>* 震災被害に伴う特別な業務環境において、養育困難等、事例の情報が入ってこない。</p> <p>* 子育て支援センター等の機能・場所のあり方も検討が必要（ユーザー視点から、内容・場所の再検討が必要）である。</p>
<p>④保健医療機関 母子保健 保健・医療施設 等</p>	<p>▲民間団体等による支援が入り、震災前より充実している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケア ・託児所等のサービス等 <p>▼震災前から少なかったが、専門職がさらに減少した。またその地区格差が目立つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児科医等 <p>▼（仮設住宅入居等を機とした）祖父母との別居の結果として、母親へのサポートが減っている。</p>	<p>* 専門職（保健師）の震災・被害等もあり、震災前後で引継ぎやデータ管理・整備ができていない例があった。</p>

発言者 回答者の分類	(A) 震災による状況の変化 増加=▲ 減少=▼ 変化なし=■ 比較不可=★	(B) 気になる点・課題
	▼避難が多い地域で、ママサークルがほとんど無くなった。	
⑤児童相談所	新しい連携のあり方に触れた発言が目立った。 ▲関係機関の連携が進んだ。 ▲地域のネットワーク支援チームができてきた。 ▲子どもに関する情報を共有するための関係機関と定期連絡会の開催が定着した。 ▲他機関による心のケア研修実施時に、児童相談所から児童心理司を派遣したりした。 ▲他機関による研修実施時に、地域外から医師を招いた。	＊相談窓口として、児童相談所と市町村の機能・役割の差別化や連携等には、まだまだ課題が残っている。 ＊要保護児童対策地域協議会に期待される機能・活用のあり方に関する課題等に関する発言が目立った。
⑥児童福祉施設 児童家庭支援センター 児童養護施設 等	▲震災後に多様な支援が入ったが、現在は落ち着いており、相談窓口が分散したことにより組織・機関が多様な対応をしている。 ▼NPO 団体等の事業縮小・撤退の時期に入るが、震災後に上乘せされた事業を引継げる人材が地元で育っていない。 ▼一時的に増えた社会資源による活動が地元で定着していない。 ■従来の社会資源不足を踏まえた条件下の子育ての再構築が必要。 ■児童家庭支援センターの人手不足が大きな問題である。	＊増加した社会資源による対応と既存機関（例えば児童福祉施設等）との連携の仕組みが設けられていない。 ＊個人情報保護法の適用問題もあり、気になる事例等に関する情報交換は進んでいない。 ＊職員の疲弊が蓄積し、震災後にまだひと段落したというような感覚すらない現実がある。 ＊児童養護施設による対応だけでは、支援ネットワークから結果的にこぼれ落ちてしまう子どもが出るため、市町村の役割が重要である。
⑦ NPO・ 民間支援団体	▲NPO 団体を中心として相談対応にあたる支援機関が増加した。 ▼連携に必要なマンパワーと資金が足りない。	＊まだまだ潜在的な支援ニーズにリーチできていない。 ＊スキルアップの機会がない。

発言者 回答者の分類	(A) 震災による状況の変化 増加=▲ 減少=▼ 変化なし=■ 比較不可=★	(B) 気になる点・課題
⑧地域社会 仮設住宅見守り隊 民生・主任児童委員 等	★子どもの居場所が確保されている仮設住宅と、確保されていない仮設住宅とばらつきがある（同じ集落出身かどうかというよりは、自治会長の意識によるもの）。	* 仮設住宅支援の大半が、独居老人の見守りに焦点が置かれており、子育て世帯の見守りについて横断的な取り組みは行われていない。 * 新しい民間団体等の支援が入っているが、民生・主任児童委員等との連携がない。 * 子育て世代は民生児童委員に相談せず、直接市町村等に電話相談をしてしまう。

上述のとおり、社会資源の増減を一言で結論づけることは困難と言える。しかしながら、子どもに携わる支援者の視点から、状況の変遷と課題を同時に確認することで以下の視点を持ちながら検討することの重要性がみえてきた。

第一に、投入された支援が緊急時の他地域からの人的投入が多く、その体制の中長期的な整理・維持をどうしていくか？という視点である。次に、被災後3年を迎えるにあたり、その後の子どもや家庭の潜在的な支援ニーズに対応するための人材育成と連携の仕組みを、どのように再構築し構造として定着させていくか？という視点である。最後に、これらの視点を検討するには、災害が起きる前から存在する地域の社会資源の現状を精査しながら進めることが肝要と言える。震災後の潜在的支援ニーズへの対応に加えて、震災で甚大な被害を受けた地域が当初から抱えていた課題の解決を目指していくことが期待されているのである。本調査では、その改善策として、主に、地元の人材育成や要保護児童対策地域協議会等の制度の強化の必要性が指摘された。

②課題2：専門職の人材不足

本調査では、岩手、宮城、福島的全県において、専門職の人材不足が指摘された。この課題には、前述のとおり、震災前からの全般的な資源不足の状況に加えて、震災後の外部からの短期的な資源の投入があることを背景に踏まえる必要がある。以下は、本調査からみえてきた課題を領域・職場別にまとめた：

産婦人科医・小児科医に関する課題

医療現場でも子どもを支える専門職の不足が指摘されている。震災後、医療機関や医師が減少しており、残った医療施設でさえ、遠方からの通いの医師が増えたこと等によ

り、診療時間も限られているという指摘があった。また、子どもの心の問題に対応する医療サービスが不足している。震災以前から、3県では全般的に精神科や心療内科の医師が少なかった背景もあるが、震災後さらに状況が悪化し、治療を必要とする子どもを医療機関へ繋ぐことが難しい現状が報告された。例えば「学校内で悩みを抱えている生徒を医療機関に照会すべきと判断されても、照会先がない」といった深刻な状況を訴える声があった。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに関する課題

スクールカウンセラーの活用に関する課題が挙げられた。第一には、導入の頻度や人数の総体的な不足を指摘する声であった。その多くが週1～2日程度と派遣が限定的である。また、県外から緊急的措置として派遣されている場合が多い。これらの現状では、学校内でスクールカウンセラー制度に関する知識の効果的な活用の際に、学校差が生じる。また、人材の交代や長距離移動が多いことから、子どもに長期的に落ち着いて寄り添うことが困難な状況に陥りやすい。各学校において、スクールカウンセラーが教員や養護教諭との連携体制をうまく構築するためには、今後、地元の人材の育成・配置を目指していくことが必要となるだろう。次にスクールソーシャルワーカーに関する課題も指摘された。スクールソーシャルワーカーの活用については、スクールカウンセラー以上に配置人数が少なく、本調査の対象地域でもその導入は一部の地域のみであった。

相談窓口に関する慢性的な課題

子どもや養育者が容易に利用できる機関を含めて、相談窓口における慢性的な人材不足が指摘されている。この背景にはそういった機関やサービスがそもそも地域に不足しているという点を踏まえる必要があるだろう。また特に、市町村の相談窓口や児童家庭支援センターの相談員、児童相談所の児童福祉司の業務量が過負荷となっている現状の解決が急務と考えられる。業務過多により、働く母親や母子家庭を含めて、世帯の実態を具に把握し、早い段階で適切な支援サービスへ繋ぐ等の先手を打てない状況を生んでいる可能性もあるだろう。

特別支援を支える専門職に関する課題

特別支援の現場における人材不足は、次の指摘があった。第一に、養育者が早期に必要な相談をできる窓口の不足に関する課題である。第二に、専門職の数が不足しているために、月1回の巡回でのみ専門家の対応がされている現状が報告された。このような現状から、事前に丁寧な事前調査が行われずに、就学に際して適切な支援体制が整わない事例等、特別な支援を必要とする養育環境が厳しい現状がみえてきた。

子育て支援（放課後児童クラブ・乳幼児向け施設等）の課題

地域によっては乳幼児向けの施設や、放課後児童クラブも定員オーバーで受け入れ機能の拡充が求められている。これは施設の不足という側面だけでなく、同時に人材の不足も指摘されている。

なお、専門職の人材不足は、量的に留まらず質的な課題でもあるという指摘があった。ある専門職から「専門職のあり方については単に人数を増やすというだけでなく、今回の経験を踏まえてどのように資質を高めていくのかという点についても考える必要がある」という発言があった。緊急措置として県外から教育現場へ配置されたスクールカウンセラーの例では、地域性に配慮した対応にばらつきがみられる等、その機能に差が出ているとの意見もあった。

また、児童福祉の立場からは、現場の第一線で活動している専門職の中にも、大災害後の対応という点で現状の対応に関する不安の声もあった。例えば「研修機会は少なく、専門性で心もとないところもあり、目の前の対応で手いっぱい」という発言等であった。今回の未曾有の震災を受け、日々課題に直面しながら手探り状態のまま、積み重なる業務に励み続ける現場の努力を支えるための、本質的かつ包括的な解決策を見出すことが急務と言える。

③課題3：支援者支援の不足

震災後の混乱の中で、多数の専門職や職員が子どもや家族を支えてきた。震災後2年半を経た現在、本調査においても、これらの支援関係者への支援の必要性が訴えられた。

前提として、多くの支援者自身が被災経験を持っていることを忘れてはならない。その上、支援者はトラウマを体験した人と日常的に関わり、時に共感する役割を担うことになる。このように、支援者側のストレスが高まる傾向は広く知られている²⁴。本調査でも「支援者としてのストレスは、震災に伴って徐々に増大している」という発言があった。

こういった支援者が抱えるストレスの特性に加え、前述の業務量の負荷によるバーンアウトを危惧する声があった。本調査でも、家庭相談員、保健師、児童福祉司、教員等の被災した子どもや養育者の対応に日々あたる業務を続ける人の中に、職を離れていく事例があることが述べられた。具体的には「児相の職員がバーンアウトして2、3年で変わってしまう」等の声だった。支援者向けのセルフケアの啓発を含め、支援者を支える体制を整えることが、数少ない専門家が被災後の子どもや家庭に寄り添い続けるために必要だという指摘であった。

24 CASE 27 支援者のストレス（兵庫心のケアセンター）p.102

④課題4：効果的な社会資源の活用に向けた機関連携に関する課題

機関連携促進のための制度の検討

本調査が対象とした地域の中には、従来、要保護児童対策地域協議会とは別の仕組みで連携を促進する市町村もあった。従って連携促進の形態はさまざまではあるが、震災後に連携・調整を目的とした制度や機能は全体的に弱まった側面があった。一方、本調査では、震災を機に新しいネットワーク・支援体制や要保護児童対策地域協議会の機能を一部担う会議体の構築や活性化が報告された。例えば、震災前からの取り組みとして「スクールカウンセラー、特別支援のコーディネーター、心の教育相談員、家庭教育相談員等が集まり、学期に1度のペースでケース会議を開いている。このような取り組みは、生徒の状況を関係者間で共有する上で有益である」という市町村からの報告があった。また、他地域からは「要対協は震災後開催できておらず、ケース会議や専門部分的な会合は持っていて、(民生部相談員と)保健師と情報を共有しているほか、教育委員会とは学校関係の気になる子どもの情報は共有している(児童生徒連絡会)」との報告もあった。従来の連携体制と新たな動向の強みを活かした取り組みが期待される。

連携する機関の裾野の開拓に関する課題

気になる子どもに関する情報共有・支援体制構築のため連携には、子ども虐待対応等専門的役割を担う機関から保育や教育現場を含めた子どもを支える機関までの、領域を跨ぐ多機関連携を強化する必要がある。本調査では、学校と福祉、行政と民間のさらなる連携強化の必要性が指摘された。具体的には「ママサロンの情報は児童相談所に入ってきていない。事態がこじれる前にその辺りから情報を貰いたい」といった発言等があった。

一方、民間団体からは行政から個別の世帯に関する情報を得ることは難しいとの報告があった。個人情報保護に関する課題である。要保護児童対策地域協議会の制度においては、法律で守秘義務が課せられる。しかし、その制度の枠外で連携促進を図ろうとする場合に個人情報の取り扱いに関する規定が別途必要となるため、多機関連携において制約を生じさせる場合がある。本課題は、震災を経験した地域に限ったものではないとも言えるが、今後効果的な連携を図るには、支援には必要だが極めて個人的な情報の整理や適切な共有を調整する人員の配置も効果的であろう。また、本調査では、相互に訪問をする等、日常から交流を促進することが効果的だとする提案もあった。

避難先・避難元の連携に関する課題

本調査では、災害後の連携において、避難した世帯の情報共有の難しさが指摘された。特に、気になる世帯が従来住んでいた市町村の外へ避難した場合、避難先と避難元の連携・情報共有のあり方が問われる。情報共有が適切に行われない場合に子どもが制度の

狭間へこぼれ落ちることを懸念した声であった。また気になる世帯の中には、2度、3度と転居を繰り返す事例が少なくなく、避難元の担当行政機関が追跡しきれない事例があるということだった。

⑤課題5：子ども・子育てを見守る地域の社会資源の弱体化

震災は、制度化されていない地域の社会資源の有り様にも影響を与えた。例えば、地域の公園や校庭に仮設住宅が建設されたり、学校の統廃合が進んだり、学校区による地区が再編されたりする等、影響は広範囲にわたった。本調査では「地域全体が被災していて、現在の居所は点在しているので、町内会が事実上崩壊した」、「PTA活動がまだ再開されていない」、「震災前に別の地域に住んでいた人と、以前から住んでいた人との間で良好な関係・コミュニティが構築できていないのも実態である」等の発言があった。従来、地域社会に存在したはずの、子どもや子育て世帯を中長期的に支える地域の資源が損失された現状を懸念する声であった。

5.7.3 課題の考察および今後の方向性

本調査では、調査対象者の職種によって、社会資源に関する震災後の現状や課題の発言内容は異なったが、大きく2点がみえてきた。まず、制度化された社会資源は、震災後に短期的な投入により増加した。一方、地域に根づく従来の社会資源や制度化されていない社会資源は、震災後に減少傾向にある。同時に、子ども虐待の防御要因として機能が期待される子どもや養育環境を支える多様な社会資源についても、震災のさまざまな影響が広範囲におよんだことがわかってきた。

ここでは、社会資源を制度化された資源と、制度化されていない資源に分けて検討する。

まず、震災後に緊急措置の一環として投入された、制度化された多くの社会資源（社会サービス）について、その持続性に関し強い懸念が示されている。大震災を理由に投入はあったが、あくまでも一時的な措置であり、その規模の縮小・撤退を心配する声があった。未曾有の震災を経験し、子どもや家庭にこれからも長期的に寄り添う立場にある支援者の率直な声であろう。また、持続性に関連し、支援者の疲弊を危惧する声もあった。元来、数の少ない専門職（特に市町村の相談員や児童相談所の職員、小児科や臨床心理士等の医療関係者）に就く人々の離職やバーンアウトが、子どもや家庭を支えていくうえでの危機感となっている。そのためにも、中長期的な視点に立った制度設計により、多機関連携や早期の予防的な取り組みの促進を積極的に展開する必要があるだろう。

次に、制度化されていない社会資源（親族、友人、近隣住民、地域との繋がり等）に関しては、震災により避難・異動をした子どもや家庭に関する懸念が主だった。地域全体、あるいは親族により支えられてきた子育て世帯の状況が、震災を機に一変した事例等が本調査でも報告された（前節 5.6）。さらに、前述の原発事故の影響（前節 5.6）により、県内外への避難者数が多く、また地域社会の分断が深刻な状況が指摘されている。制度化されていない社会資源は、子ども虐待の早期発見・早期対応のための取り組みにおいても極めて重要な役割が期待されている。しかしながら、震災の影響による子育て世帯の避難・移動、コミュニティからの分離、住民の流出入等により、気になる子どもの些細な変化を見守る資源としての素地が弱体化している現状がある。

アメリカでの先行研究²⁵によれば、地域の社会資源の弱さが、子ども虐待リスクを高めるという結果が発表されている。社会資源の状態が1ポイント強まるにつれて、ネグレクト・心理的虐待・DVの発生率が30%ずつ下がる傾向が確認された。一方、この傾向は身体的虐待では確認できない。つまり、社会資源の強化は、ネグレクトやグレイゾーンの対策としての効果を期待できるとも考えられる。

さらには、後述の第6章のWeb調査結果からは、判断がより難しいグレイゾーンにある事例であるほど、一般住民の通告行動には繋がりにくい傾向が判明した。本調査の結果を鑑みると、制度化されていない社会資源の弱体化がネグレクトやグレイゾーン対策にとって、深刻な状況を意味することが推察できる。

本調査で浮き彫りとなった、ネグレクトや不適切な養育の増加傾向を受けた支援体制を構築するために、社会資源の状況を見極めることは肝要である。気になる子ども・家庭における課題の深刻化を防ぐためには、既存の制度上にある社会資源・社会サービスを効果的に活用するだけでなく、地域社会に根ざした制度外の社会的資源を頼ることも効果的であろう。具体的には、日常的な見守り、早い段階における相談の促進、養育者の子育てを支える地域づくり等が期待されていると考えられる。福祉制度だけではなく、子どもの生活の大半を占める保育・教育機関、家族の生活拠点としての地域との連携が促進されることにより、社会資源をあまねく活用することが可能となるのではないだろうか。

25 Zolotor, A. J. and Runyan, K. D. (2006) Social Capital, Family Violence, and Neglect, *Pediatrics*, 117(6), e1123-1132.

6. Web 調査：啓発、認識、通告について

- ▶ 一般市民を対象として、子ども虐待とネグレクトの通告、あるいは予防に向けた相談へ繋げるための啓発活動のあり方を探ることを目的に、震災の影響を受けた地域における虐待・マルトリートメントに関する認識について Web 調査を実施した。
- ▶ 子ども虐待とネグレクトの啓発が進められた結果、①「明らかな身体的ダメージや生命の危機を伴う行為」については、虐待・ネグレクトと認識されていた。
- ▶ 一方、認識の判断に幅があるのは、①の項目以外で、②「子どもの生命には直接的な危険がおよばないが、子どもに対して適切なかかわりが持てていないケース（以下、「ネグレクト系養育）」と、③「認識の違いにより『しつけ』の延長として捉えられがちなケース（以下、「課題のある養育）」についてであった。
- ▶ 虐待またはネグレクトであると認識（「問題認識」）が強い人ほど、子ども家庭福祉の関係機関へ連絡・通告する必要性（「連絡・通告意識」）を強く感じていた。
- ▶ 子どもとの関係や生活に関して困ったときの相談先として、家族や知人に対して相談しやすいと感じる人が多い一方、行政や専門機関、民間団体に対して相談しづらさを感じている人が多かった。

6.1 Web 調査の概要

社会全般において子ども虐待とネグレクトの認識を高め、連絡・通告を進めるには専門職の研修や意識を高めるだけでは不十分で、一般の市民への啓発を図る必要がある。本調査においては、一般市民を対象として、子ども虐待とネグレクトの通告、あるいは予防に向けた相談へ繋げるための啓発活動のあり方を探ることを目的に、震災の影響を受けた地域における地域の虐待・マルトリートメントに関する認識について Web 調査を実施した。

6.2 調査方法

Web を通じてアンケート調査を行うサイトにモニター登録をしており、かつ被災 3 県に居住、もしくは就業する方を対象とした。

調査項目は、①属性（年齢／性別／現在お住まいの地域／避難状況／子育て経験）、②子育て支援に関する情報と子ども虐待に関する情報、③虐待やネグレクト、およびその通告に対する認識、④子どもとの関係や生活に関して困った状況に陥ったときの相談先、⑤子育て支援や子どもの虐待防止に関する情報や普及について、の 5 項目とした。

6.3 調査結果

調査の結果、被災 3 県に居住、もしくは就業している市民 1,088 人から回答を得た。

なお、回答者の居住、もしくは就業している都道府県は、「岩手県」253人（23.3%）、「宮城県」464人（42.6%）、「福島県」371人（34.1%）であった。

6.3.1 単純集計結果

(1) 回答者の内訳

①性別と年齢

回答者の性別は、「男性」546人（50.2%）、「女性」542人（49.8%）であった。また、回答者の年齢層をみると、20歳から60歳以上と幅広い範囲から回答を得られた。割合では、35歳から54歳までの年齢層が多かった（図6-1）。

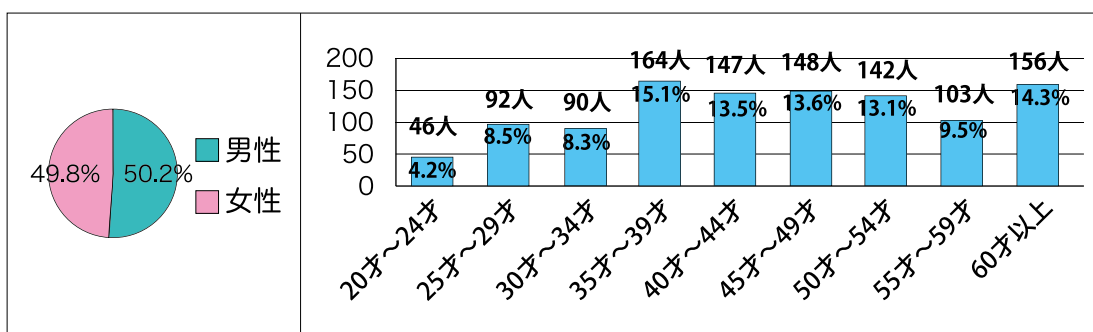


図 6-1 回答者の性別および年齢層の分布

②職業

回答者の職業を多い順に挙げると、「専業主婦（主夫）」、「会社員（事務系）」、「パート・アルバイト」、「会社員（その他）」、「会社員（技術系）」の5つの項目で、合計6割を越えた。（図6-2）。

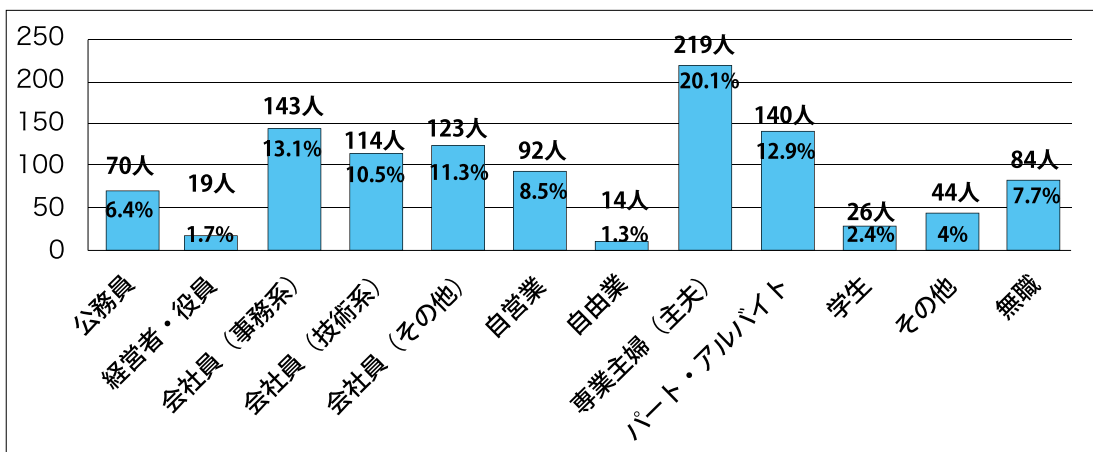


図 6-2 回答者の職業

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

③避難状況

回答者の間でも震災の影響の差があることを想定し、震災後の避難状況等について把握した。その結果、避難等の経験があった場合、「震災を理由に、一時避難（避難所等）をしたが、現在は自宅に戻って生活をしている」を選択したのは219人（20.1%）、また「震災を理由に、現在は震災前とは違う地域で、生活をしている」を選択したのは56人（5.1%）であった。

なお、回答者の4分の3が「震災による大きな影響がなかったため、現在も震災前と同じ自宅で生活をしている」と回答し、避難等を経験していなかった（図6-3）。

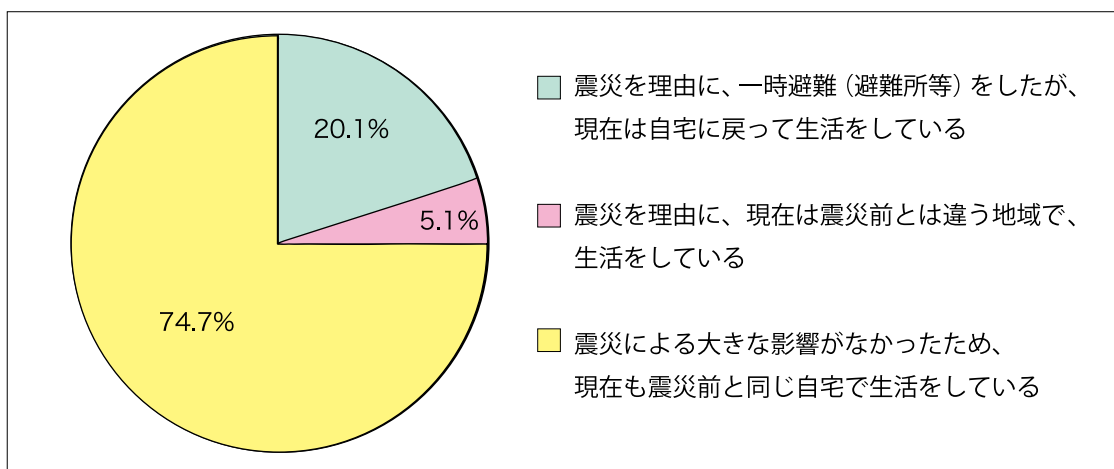


図6-3 回答者の避難状況

④子どもの有無

回答者のうち「18歳未満の子どもがいる」のは509人（46.8%）であった。そのうち「同居している」のは494人（45.4%）であった。なお、回答者の約4分の1を占める263人（24.2%）が「子どもはいない」と回答した（図6-4）。

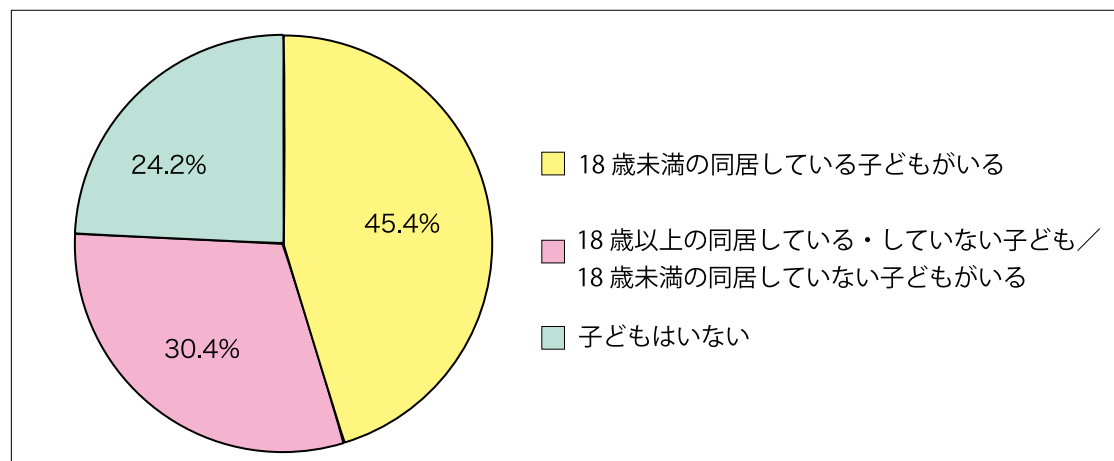


図6-4 回答者の子どもの有無

(2) 地域における子ども支援の啓発について

地域において今まで子育て支援および虐待防止に関する情報がどのような経緯を経て回答者に伝わっているかを確認するために、それぞれの情報の入手手段と入手先について把握した。

①子育て支援に関する情報の入手手段と入手先（複数回答）

子育て支援に関する情報の入手手段としては「チラシ」294人（27.0%）、「ポスター」158人（14.5%）、「パンフレット・冊子」162人（14.9%）が多かった。

一方、子育て支援に関する情報等について、「特に見たことはない」と回答したのは638人（58.6%）であった（図6-5）。

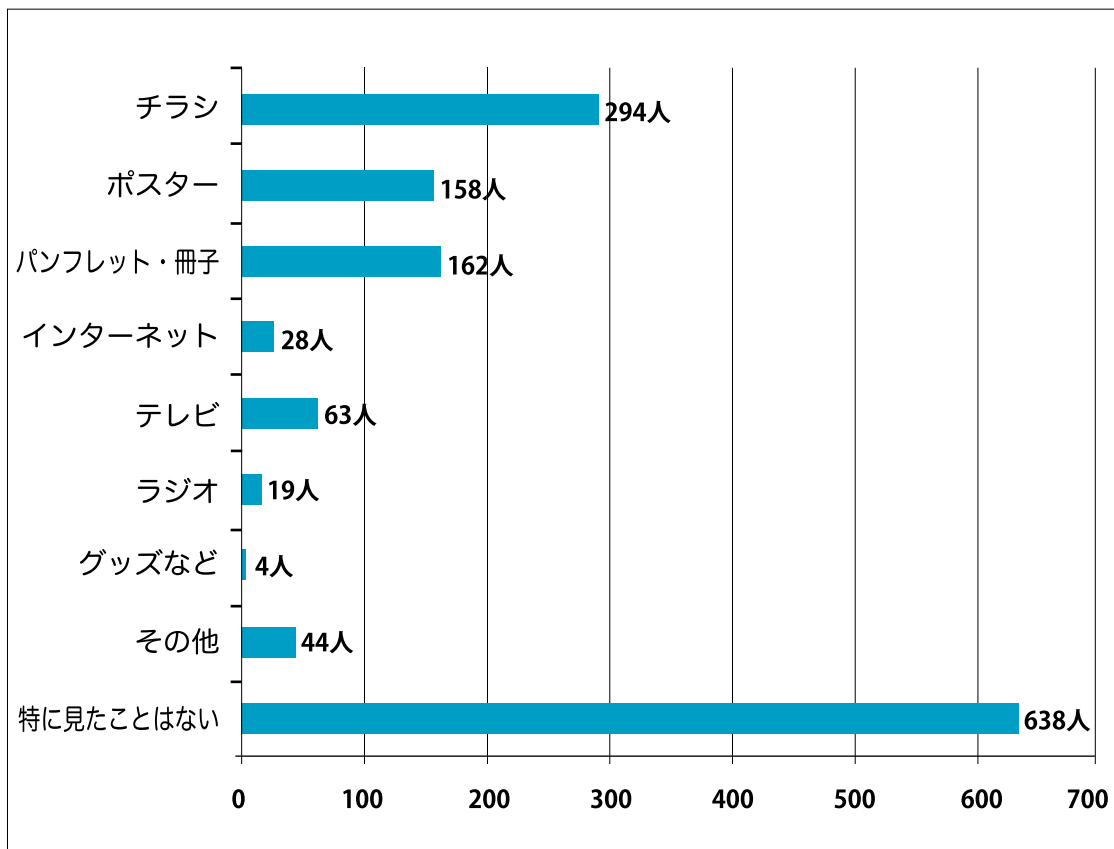


図 6-5 子育て支援に関する情報の入手手段（複数回答）

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

次にそれらの子育て支援に関する情報の入手先について検討した。図 6-5 で回答が多かった「チラシ」、「ポスター」、「パンフレット・冊子」の入手先については「市役所、保健所や公民館等の公的施設」、「子どもの学校や保育園」といったような公的な機関からの入手が多かった。また「チラシ」や「パンフレット・冊子」については「家庭訪問や郵送」にて個別に届けられた割合が高かった（表 6-1）。

入手手段	入手先						
	1	2	3	4	5	6	7
チラシ (n=294)	市役所など 公的施設 (58.2%)	子どもの 学校や保育園 (35.4%)	家庭訪問や 郵送 (16.0%)	わからない/ 忘れた (9.5%)	地域の子育て 関連の活動に 参加して(8.2%)	避難場所 (6.1%)	その他 (3.7%)
ポスター (n=158)	市役所など 公的施設 (83.5%)	子どもの 学校や保育園 (24.7%)	地域の子育て 関連の活動に 参加して(8.9%)	家庭訪問や 郵送 (8.2%)	わからない/ 忘れた (7.0%)	避難場所 (5.7%)	その他 (1.9%)
パンフレット・ 冊子 (n=162)	市役所など 公的施設 (63.0%)	子どもの 学校や保育園 (25.3%)	家庭訪問や 郵送 (22.8%)	地域の子育て 関連の活動に 参加して(7.4%) わからない/ 忘れた(7.4%)	避難場所 (5.6%)	その他(4.9%)	
インターネット (n=28)	その他 (53.6%)	避難場所(14.3%) 家庭訪問や郵送 (14.3%) わからない/ 忘れた(14.3%)	市役所など公的 施設(7.1%) 子どもの学校や 保育園(7.1%)	地域の子育て関連の活動に参加して(3.6%)			
テレビ (n=63)	その他 (65.1%)	わからない/ 忘れた (15.9%)	市役所など 公的施設 (9.5%)	地域の子育て 関連の活動に 参加して(7.9%)	子どもの 学校や保育園 (6.3%)	家庭訪問や 郵送 (4.8%)	避難場所 (3.2%)
ラジオ (n=19)	その他 (73.7%)	市役所などの 公的施設 (15.8%)	避難場所 (10.5%)	子どもの 学校や保育園 (5.3%)	家庭訪問や郵送(0%) 地域の子育て関連の活動に参加して(0%) わからない/忘れた(0%)		
グッズ (n=4)	市役所など 公的施設 (50.0%)	子どもの学校や 保育園(25.0%) その他(25.0%)	避難場所(0%) 家庭訪問や郵送(0%) 地域の子育て関連の活動に参加して(0%) わからない/忘れた(0%)				

表 6-1 子育て支援に関する情報の入手先（複数回答）

②子育て支援に関して関心のある情報

続いて、子育て支援に関して関心のある情報について検討した。「詳しくしっかりと知りたいと思う」、「もう少し知りたいと思う」の割合をみると、「子育て支援全般に関する行政のサービスに関する情報」が最も多く、「詳しくしっかりと知りたいと思う」割合が2割を超えていた。一方で、全ての項目において「もう少し知りたいと思う」、「詳しくしっかりと知りたいと思う」が併せて半数を超えており、一定のニーズの存在が示唆された（図6-6）。

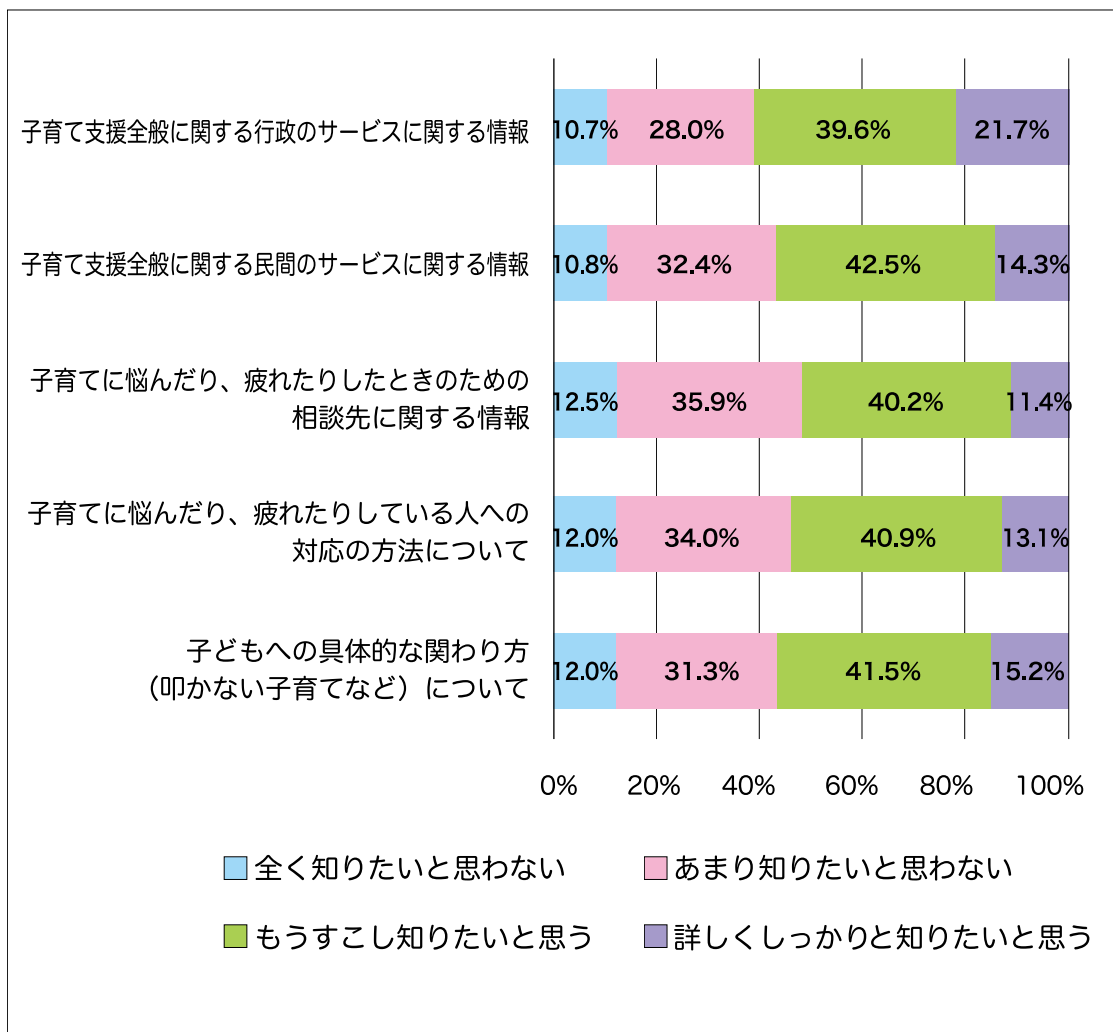


図6-6 子育て支援に関して関心のある情報

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

③虐待防止に関する情報の入手手段（複数回答）

続いて虐待防止に関しての情報の入手手段について調べたところ、子育て支援に関する情報の入手手段と同様、「チラシ」140人（12.9%）、「ポスター」152人（14.0%）、「パンフレット・冊子」86人（7.9%）の割合が高かった。

一方、虐待防止に関する情報について、「特に見たことはない」との回答が全体の794名（約73.0%）と回答者の7割を超えていた（図6-7）。

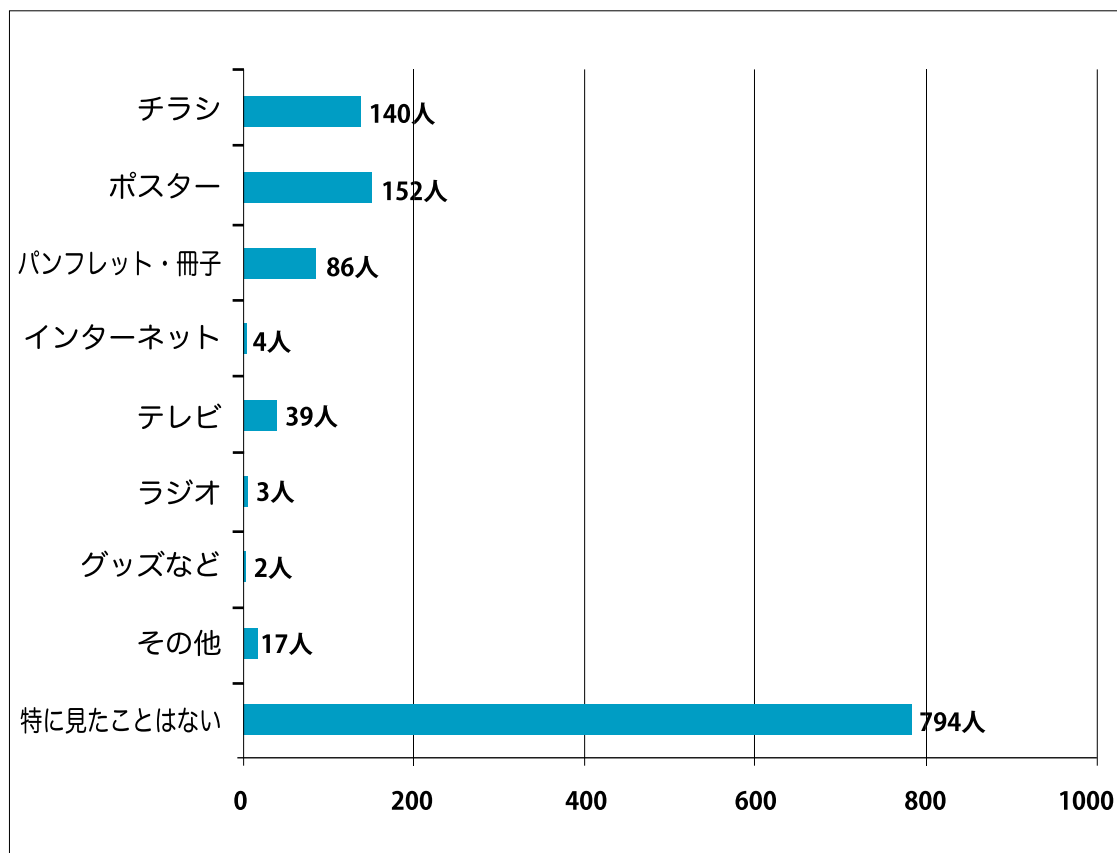


図 6-7 虐待防止に関する情報の入手手段（複数回答）

虐待防止に関する情報の入手手段別による入手先について尋ねたところ、子育て支援に関する情報と同様、「市役所、保健所や公民館等の公的施設」、「子どもの学校や保育園」の割合が高かった。特に、「チラシ」、「パンフレット・冊子」などの受け渡しにおいては、「子どもの学校や保育園」の役割が大きいことが示唆された（表 6-2）。

入手手段	入手先						
	1	2	3	4	5	6	7
チラシ (n=140)	市役所など 公的施設 (55.7%)	子どもの 学校や保育園 (40.7%)	わからない/ 忘れた (12.9%)	家庭訪問や 郵送 (11.4%)	その他 (4.3%)	避難場所 (3.6%)	子ども虐待 防止のための 活動に参加を して(0%)
ポスター (n=152)	市役所など 公的施設 (77.0%)	子どもの 学校や保育園 (23.7%)	わからない/ 忘れた (13.8%)	家庭訪問や 郵送 (6.6%)	避難場所 (5.3%)	その他 (2.6%)	子ども虐待 防止のための 活動に参加を して(2.0%)
パンフレット・ 冊子 (n=86)	市役所など 公的施設 (60.5%)	子どもの 学校や保育園 (38.4%)	家庭訪問や郵送 (10.5%) わからない/ 忘れた(10.5%)	避難場所 (1.2%) その他(1.2%)	子ども虐待防止のための活動に 参加をして(0%)		
インターネット (n=4)	その他 (50.0%)	わからない/ 忘れた (50.0%)	避難場所(0%) 家庭訪問や郵送(0%) 市役所など公的施設(0%) 子どもの学校や保育園(0%) 子ども虐待防止のための活動に参加をして(0%)				
テレビ (n=39)	その他 (69.2%)	わからない/ 忘れた (20.5%)	家庭訪問や 郵送 (5.1%)	市役所など 公的施設(2.6%) 子どもの学校や 保育園(2.6%)	避難場所(0%) 子ども虐待防止のための活動に 参加をして(0%)		
ラジオ (n=3)	わからない/ 忘れた (66.7%)	その他 (33.3%)	避難場所(0%) 家庭訪問や郵送(0%) 市役所など公的施設(0%) 子どもの学校や保育園(0%) 子ども虐待防止のための活動に参加をして(0%)				
グッズ (n=2)	子どもの 学校や保育園 (50.0%)	その他 (50.0%)	避難場所(0%) 家庭訪問や郵送(0%) 市役所など公的施設(0%) 子ども虐待防止のための活動に参加をして(0%) わからない/忘れた(0%)				

表 6-2 虐待防止に関する情報の入手先（複数回答）

(3) 虐待・ネグレクトの認識と通告

次に、虐待・ネグレクトについての内容を想起できる場面（ビネット）をいくつか提示し、それが①虐待・ネグレクトであると認識するかどうか（問題認識）と、②連絡・通告をするかどうか（連絡・通告意識）について把握を行った。

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

①虐待・ネグレクトと認識する行為

まず、虐待・ネグレクトであると認識するかどうかについて「全く問題ない」から「虐待またはネグレクトである」までの5段階を設定し、それぞれの場面に対しての認識を尋ねた。その結果、虐待・ネグレクトと認識すると大多数が回答した行為は、主に明らかな身体的ダメージや生命の危機を伴うものであった。

Web 調査の結果からは、子どもに対する保護者のさまざまな行為のうち「子どもにタバコの火を押しつける」、「子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない」、「親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」、「罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」等、子どもに明らかな身体的ダメージや生命の危険がおよぶものだけに、認識が高く、啓発が進んでいる様子が伺えた（図 6-8）。

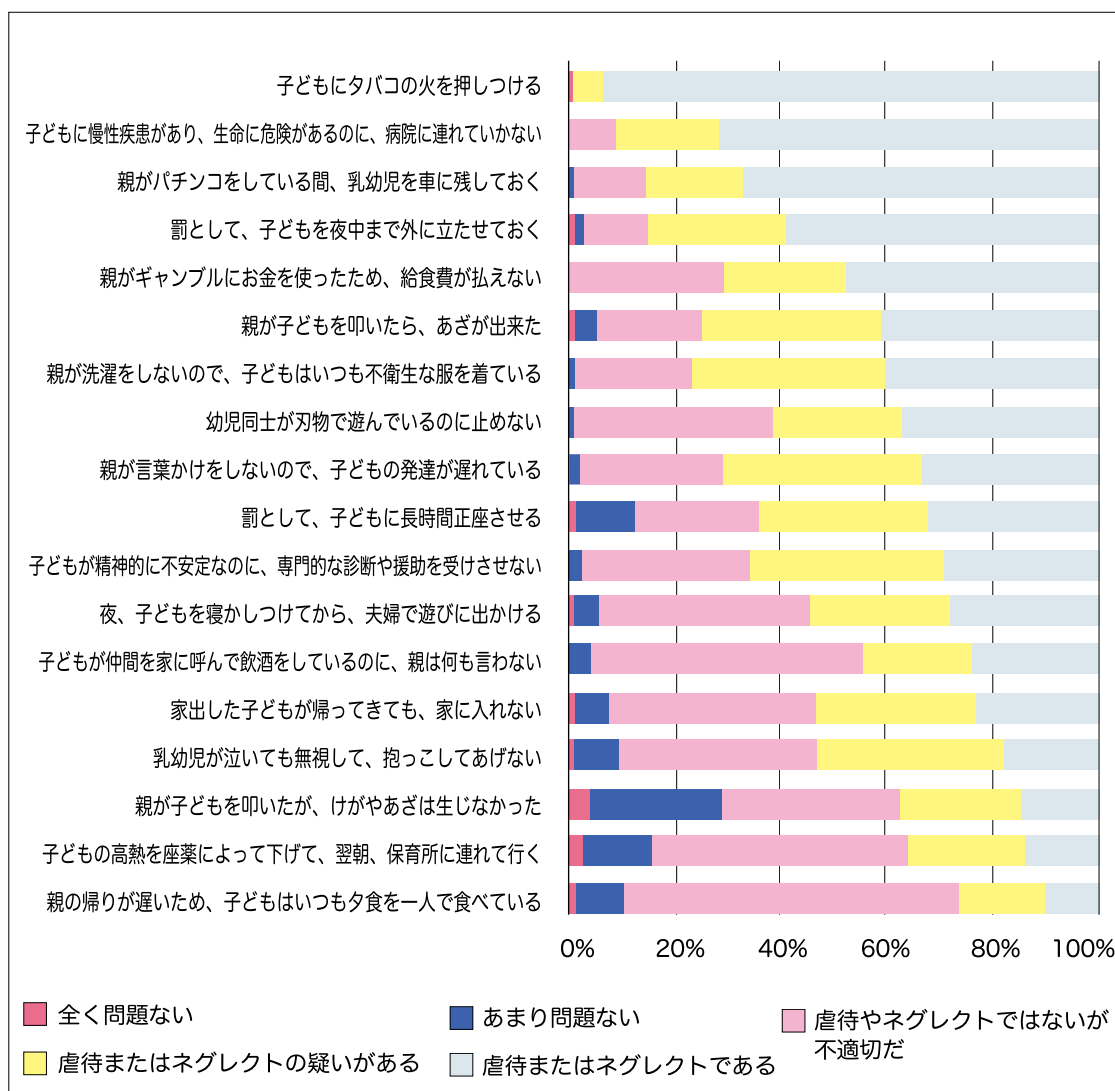


図 6-8 虐待やネグレクトと認識する行為

②児童福祉等の関係機関へ連絡・通告の必要があると思う行為

続いて、児童福祉等の関係機関へ連絡・通告の必要があると思う行為について「明らかに必要ない」から「明らかに必要ある」まで、5段階で尋ねた。

その結果、連絡・通告の必要があると思う行為についても、虐待・ネグレクトと認識する行為と同様、「子どもにタバコの火を押しつける」、「子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない」、「親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」、「罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく」等、子どもに明らかな身体的ダメージや生命の危険がおよぶものについての認識が多かった（図6-9）。

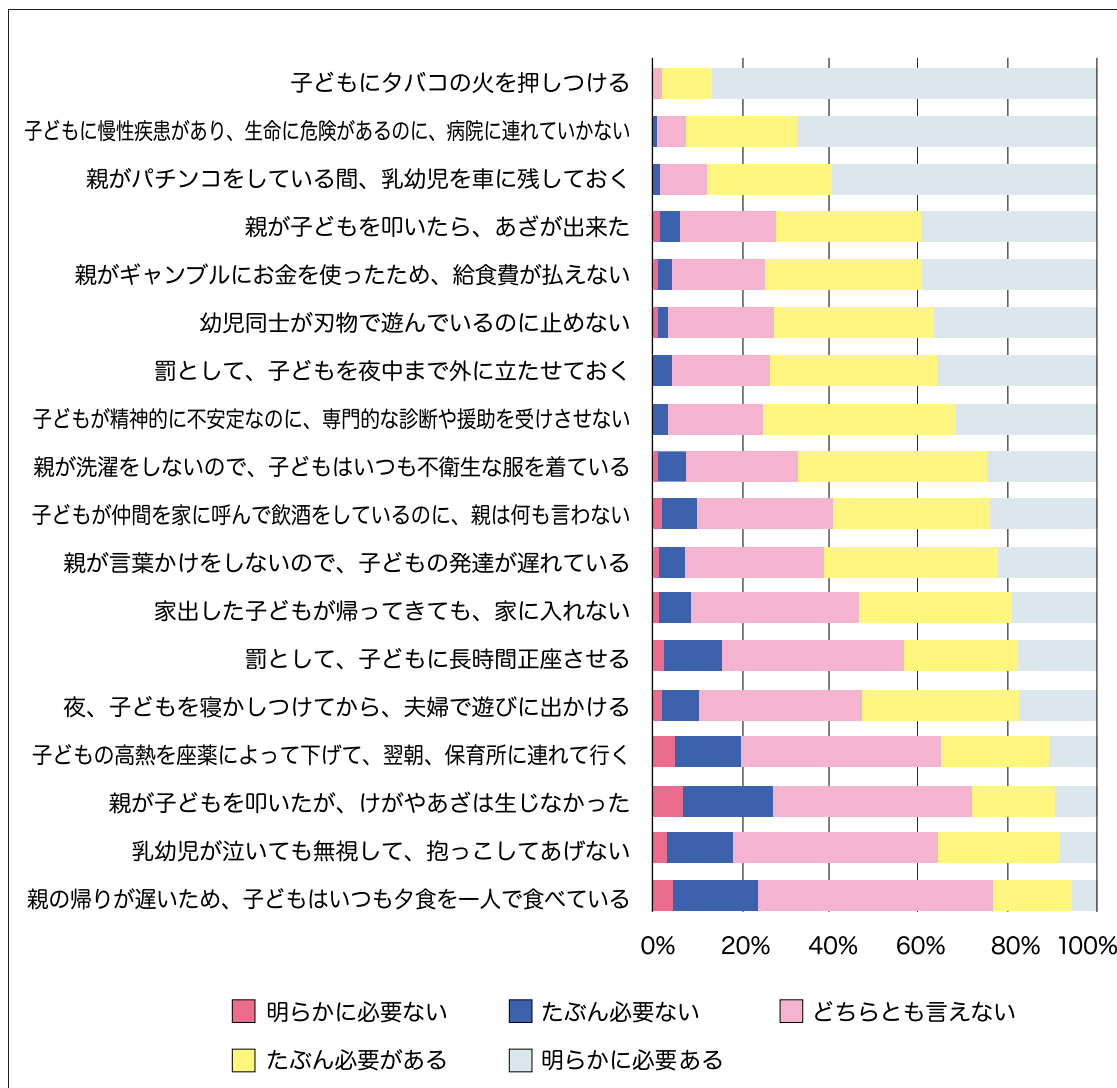


図6-9 連絡・通告が必要な行為

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

(4) 保護者が相談しやすいと思う先

子どもとの関係や生活に関して困ったとき、地域の保護者が相談先として相談しやすい対象としては「同居している配偶者や家族」、続いて「同居していない配偶者や家族」、「友人や知人」との回答が多かった。

一方、相談しにくい先としては、「自治会長や町内会長」の割合が高く、続いて「民生児童委員や主任児童委員」といった地域の資源が挙げられ、さらに、「市町村の相談窓口」、「児童相談所」といった行政の相談窓口も続いた。

公的機関で、保護者が相談しやすいそうと考えた機関としては「その子の関わる保育・教育機関」の割合が高く、そして「子どもに関わる民間支援団体」が挙げられた（図 6-10）。

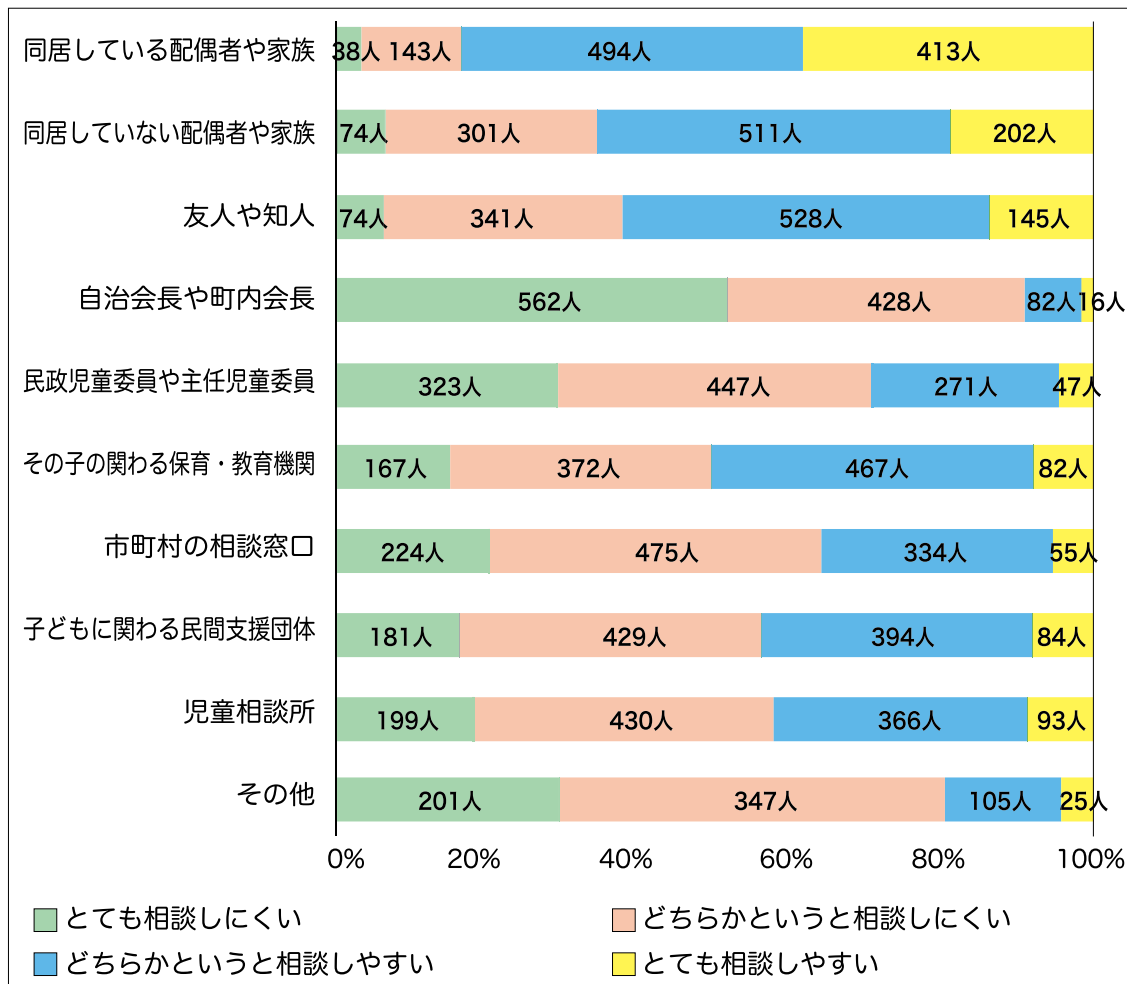


図 6-10 保護者が相談しやすいと思う先

(5) 心配な状況にある子ども・保護者がいた場合、自分が選ぶ相談先

①相談すると思われる先

心配な状況にある子どもがいた場合、自分が相談する先として、やはり家族や知人を挙げる人が多かった。一方、行政や専門機関、地域の資源等に対して相談しづらさを感じている人も多かった。行政の仕組みの中では、虐待通告の窓口としての市町村の相談窓口、および児童相談所について、相談すると思うとした割合が比較的高かった（図 6-11）。

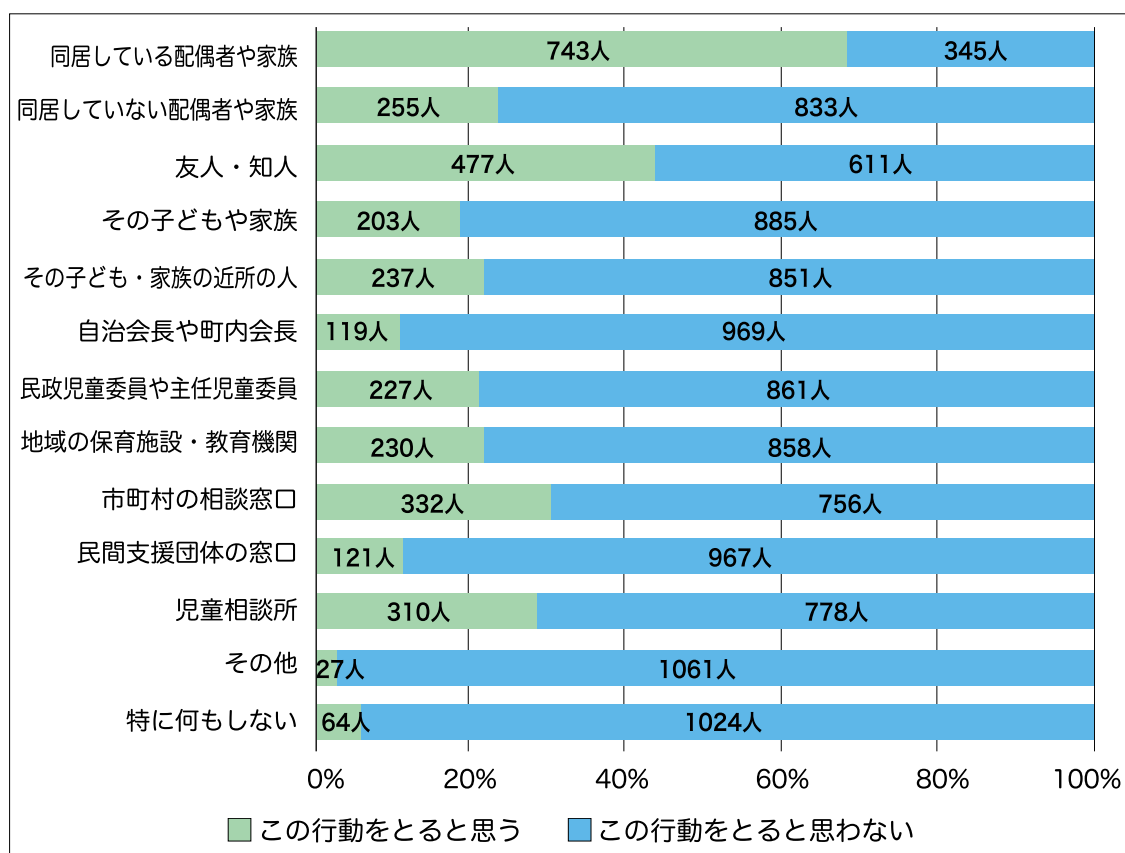


図 6-11 心配な状況にある子ども・保護者がいた場合、自分が選ぶ相談先

②「特に何もしない」と回答した理由

心配な状況にある子ども・保護者がいても、「特に何もしない」と選択した回答者は64名（5.9%）であった。図 6-9 で示したとおり、生命の危険が迫っている等、はっきりと虐待と認識できるものについては通告を迷わない傾向が伺えたが、それ以外の状況では判断が分かれるところであった。従って心配な状況にある子ども・保護者がいた場合でも連絡・通告しない理由を分析することは重要であると考え、「特に何もしない」を選択した回答について、回答しない理由の分類を行った（図 6-12）。

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

「特に何もしない」理由として最も多かったのが、「他人事・関わりたくないから」22人（34.4%）、「自分に対応する必要はない」10人（15.6%）といった、自分には関係がないという意見であった。続いて、「自信・確信がないから」13人（20.3%）、「家族を知らないから」5人（7.8%）といった、通告を迷う意見であった。特に通告を迷う意見についての自由記述を詳しくみてみると「1回叩かれたのを見ただけでは判断できない」等、自分自身に判断を求められ、そこで迷っていることが伺える記述が多かった。

これらの記述を踏まえ、虐待について関係機関に連絡・通告することは、市民の役割であることをより多くの市民に周知する重要性を広く啓発する必要がある。同時に、通告され、虐待であると判断されたら、子どもが親から分離されるなどの、虐待対応の強権的なイメージに加え、相談に繋がり、必要なサービスに繋がるなどの、具体的な支援イメージが広がることで改善できる可能性も考えられる。

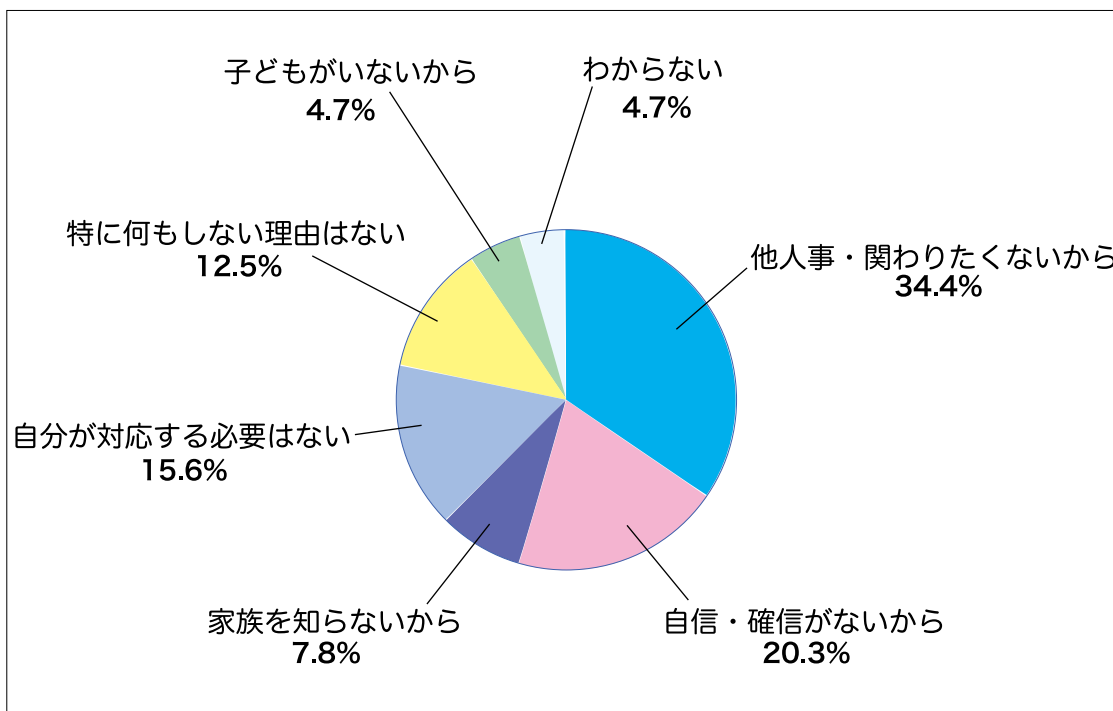


図 6-12 もし心配な状況にある子ども・保護者がいた場合、「特に何もしない」と回答した理由

6.3.2 統計解析

子ども虐待・ネグレクトの問題認識と連絡・通告の意識について、より構造的に把握するために、統計解析を行った。まず、ビネットの各項目の因子分析を行い、認識と意識について差が出る軸（因子構造）を把握した。続いて、因子分析で析出された軸（因子構造）を活用してクラスター分析等を行い、その差を生む構造について把握を行った。

(1) 因子分析 — 「問題認識」と「連絡・通告意識」の幅

①子ども虐待・ネグレクトに関する認識（「問題認識」）についての因子分析

- ▶ 「虐待やネグレクトである」「問題ない」ということについて、回答に幅があった項目は、子どもに明らかな身体的ダメージや生命の危険がおよぶ項目以外であった。具体的には、①「子どもの生命には直接的な危険がおよばないが、子どもに対して適切な関わりが持てていないケース（「ネグレクト系養育」）」と、②「認識の違いにより『しつけ』の延長として捉えられがちなケース（「課題のある養育」）」についてであった。

子ども虐待・ネグレクトについての問題認識について、どのように認識の幅があるかを把握するため、因子分析にて回答の構成を分析した。まず虐待やネグレクトであるという認識について、分析を行った結果、因子1「ネグレクト系養育」、因子2「課題のある養育」の2つの因子が抽出された（表6-3）。

第1因子は、「子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない」、「親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない」、「幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない」、「親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている」、「子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない」、「夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける」、「親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている」という7項目であった。子どもに対して必要な監護をしていない、あるいは必要な対応が行われていない、あるいは行う必要性そのものを認識していないことを示す項目が挙げられていた。従って、適切な関わりが持てていないとの養育として「ネグレクト系養育」と命名した。

第2因子は、「子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く」、「罰として、子どもに長時間正座させる」、「親が子どもを叩いたら、あざが出来た」、「親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている」、「親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった」、「家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない」という6項目であった。第1因子と対照的に、親からの関わりはあるが、その関わりにおいて課題がある項目が集まっていたため、「課題のある養育」と命名した。

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

表 6-3 虐待やネグレクトと認識する行為についての因子分析

	因子1	因子2
	ネグレクト系養育	課題のある養育
項目数	7	6
クロンバックの α 係数	0.8490	0.7998
親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	0.765729	-0.118124
幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない	0.760212	-0.083221
親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	0.675405	0.0683
子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	0.634242	0.042919
親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	0.617893	0.054444
子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	0.504852	0.286145
夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	0.451075	0.210019
親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	-0.086459	0.752064
親が子どもを叩いたら、あざが出来た	-0.07821	0.722776
罰として、子どもに長時間正座させる	0.143773	0.572685
家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	0.304322	0.440588
子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝保育所に連れて行く	0.274148	0.406112
親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	0.247486	0.398109

② 虐待やマルトリートメントの連絡・通告（「連絡・通告意識」）についての因子分析

- ▶ 連絡・通告が「必要ある」、「必要ない」ということについて、回答に幅があった項目は、虐待の問題意識と同様、子どもに明らかな身体的ダメージや生命の危険がおよぶものを除いた項目であった。具体的にはやはり、①「子どもの生命には直接的な危険がおよばないが、子どもに対して適切な関わりが持っていないケース（「ネグレクト系養育」）」と、②「認識の違いにより「しつけ」の延長としても捉えられがちなケース（「課題のある養育」）」についてであった。

虐待やネグレクトの問題認識についてと同様、連絡・通告意識の幅について把握するために因子分析を行った。その結果、問題認識の因子分析とほとんど同じ構造で、因子1「ネグレクト系養育」、因子2「課題のある養育」の2因子構造が得られた（表6-4）。

表6-4 連絡・通告が必要な行為についての因子分析

	因子1	因子2
	ネグレクト系養育	課題のある養育
項目数	6	5
クロンバックの α 係数	0.8320	0.8233
子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	0.826443	-0.099317
親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	0.694047	0.067902
親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	0.646630	0.010612
幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない	0.591486	0.034070
親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	0.512727	0.213657
子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	0.392246	0.270604
親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	-0.152139	0.943453
乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	0.092914	0.713154
親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	0.051105	0.566786
夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	0.172550	0.528408
子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝保育所に連れて行く	0.160343	0.508430

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

(2) クラスタ分析 —— 「問題認識」、および「連絡・通告認識」の構造

▶ 「問題認識」、「連絡・通告認識」について、因子分析の結果についてクラスタ分析を使用し、その類型を分析したところ、「問題認識」、「連絡・通告認識」ともに、それぞれ高・中・低の3類型に分類された。

虐待またはネグレクトであるとの認識が高い人ほど、関係機関へ連絡・通告する必要性を強く感じていた。

①虐待またはネグレクトの認識（「問題認識」）

虐待またはネグレクトであるという認識（「問題認識」）について、因子分析を行った結果、因子1「ネグレクト系養育」、因子2「問題のある養育」が抽出された（表6-3）。その結果から回答の類型を抽出することを目的とし、クラスタ分析²⁶を行った。クラスタ分析の結果、以下の3つのクラスターが抽出された。

抽出したクラスターの分布を調べると図6-13、図6-14のようになった。第1因子（図6-13）、第2因子（図6-14）の高低の動きがある程度一致し、「低群」528（49%）、「中群」375（35%）、「高群」184（17%）の3つのクラスター（類型）が析出された。

また、「低群」、「中群」、「高群」の分布をみると、最も認識が低い「低群」が半数近くを占めていることから、「ネグレクト系養育」、「課題のある養育」も含めて、啓発が進んでいない可能性が示唆された（図6-15）。

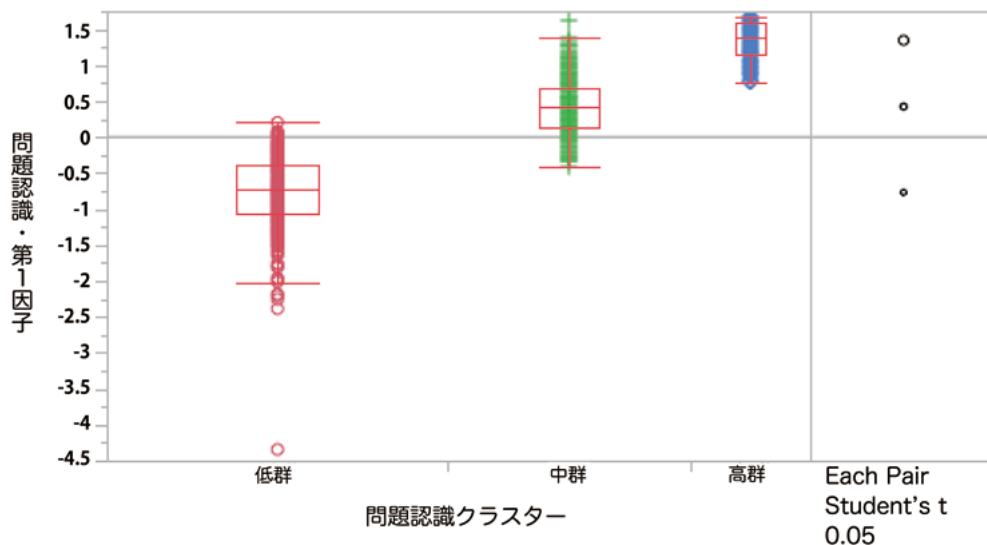


図6-13 第1因子「ネグレクト系養育」に関する問題認識とクラスターの関係

²⁶ 統計の詳細：因子1、因子2の因子得点を使い、第1主成分を抽出した。第1主成分を反映し、Ward法によるクラスタ分析を行った。その結果、空間上の距離が10以上で整理すると、3クラスターが抽出された。

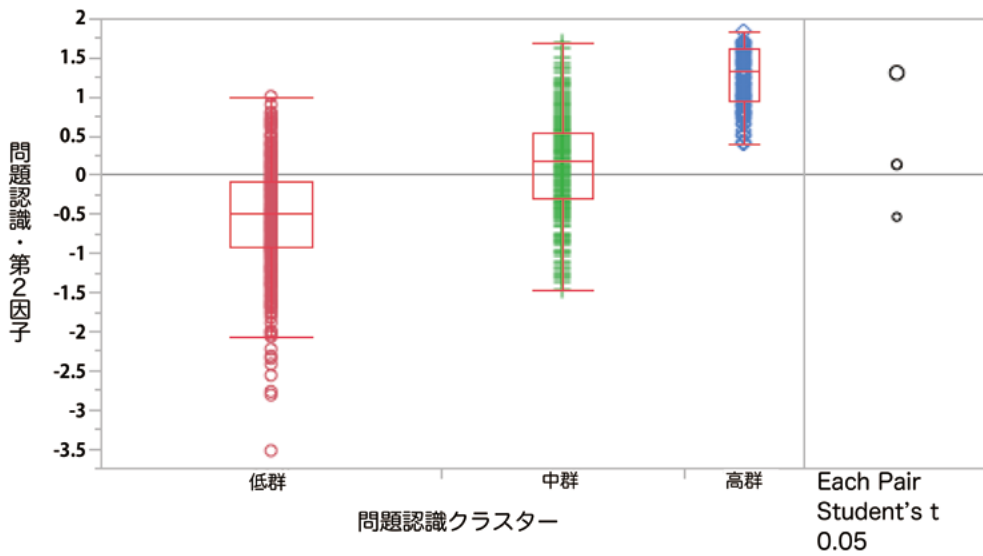


図 6-14 第 2 因子「課題のある養育」に関する問題認識とクラスターの関係

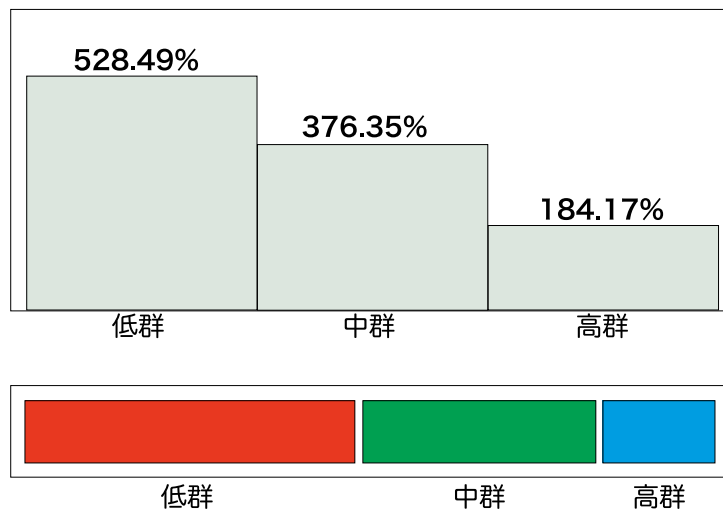


図 6-15 「問題認識」についてのクラスターの分布

②虐待またはネグレクトに関する連絡・通告（「連絡・通告意識」）

虐待またはネグレクトを認識した場合、関係機関に連絡・通告するかどうか（以下、「通告認識」）について尋ねた項目に対し、因子分析を行った結果、因子 1「ネグレクト系養育」、因子 2「課題のある養育」が抽出された（表 6-4）。その結果について、クラスター分析を行い、「問題認識（図 6-13、14）」と同様、3つのクラスター（類型）が抽出された。

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

抽出したクラスターの分布を調べると図 6-16、図 6-17 のようになった。第 1 因子、第 2 因子とも、その高低について同様の動きとなり、「低群」312 (29%)、「中群」414 (36%)、「高群」362 (33%) の 3 つのクラスター (類型) が析出された。

なお、「低群」、「中群」、「高群」の分布をみてみると、「問題認識」が「低群」に集中していたのに対し、「連絡・通告意識」は「中群」に回答が集中していた (図 6-18)。

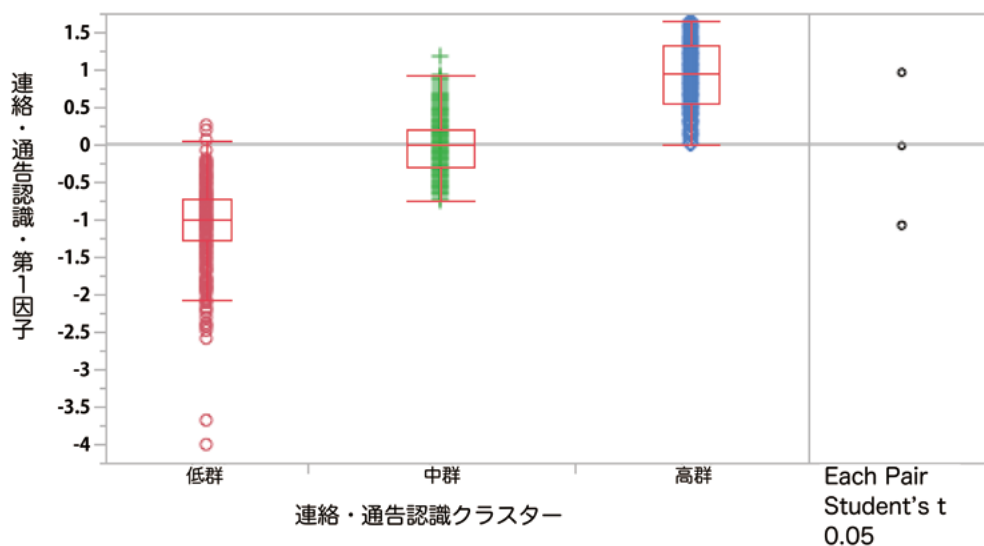


図 6-16 第 1 因子「ネグレクト系養育」についての「連絡・通告意識」とクラスターの関係

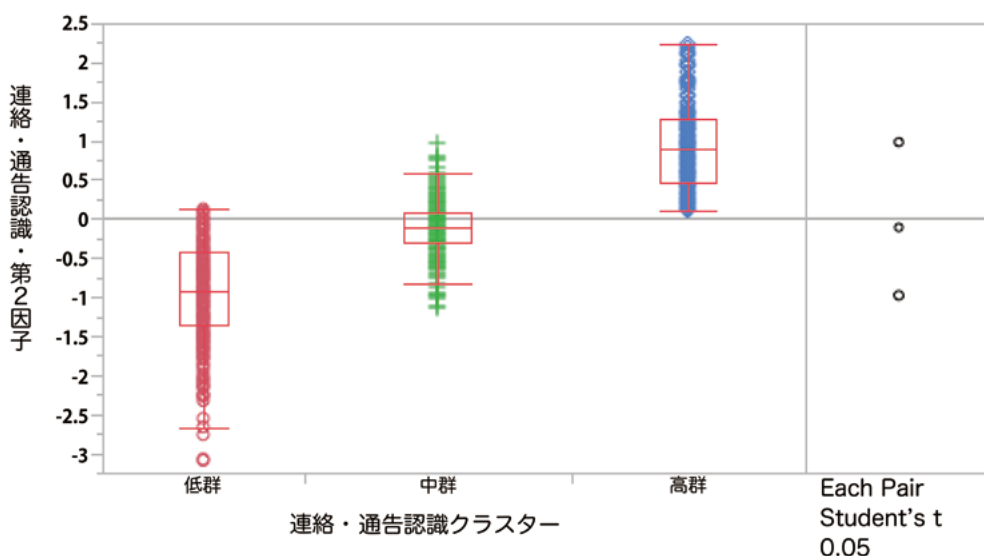


図 6-17 第 2 因子「課題のある養育」についての「連絡・通告意識」とクラスターの関係

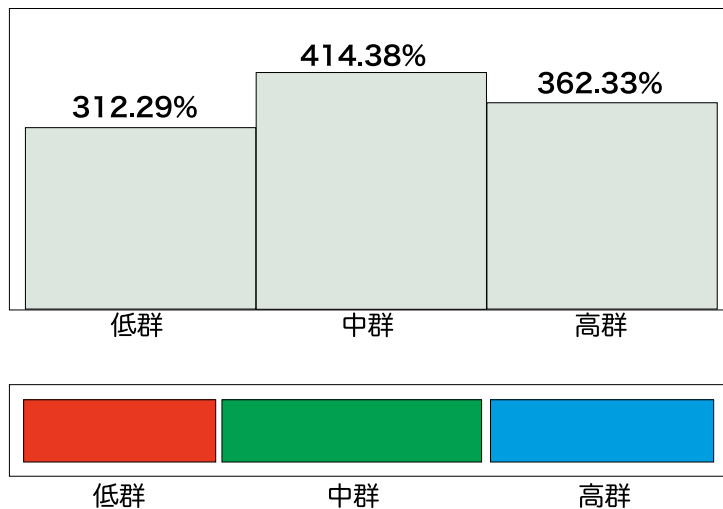


図 6-18 「連絡・通告意識」 クラスターの分布

③子ども虐待とネグレクトに関する「問題認識」と「連絡・通告意識」の関連について

「問題認識」と「連絡・通告意識」の関係について、コレスポネンス分析により検討を行った結果、それぞれの高低は、関連が高いことがわかった（図 6-19）。

一方、「問題認識」の「低群」であっても、「連絡・通告意識」については、「中群」、「高群」が半数以上を占めており、「問題認識」が低くても、特に「連絡・通告意識」は必ずしも低いわけではないこともわかった（図 6-20）。

子ども虐待やネグレクトと認識していない場合には、相談という比較的柔らかい形で相談機関に繋がるのが重要である。従って、「ネグレクト系養育」や「課題のある養育」の啓発において、通告までいかない連絡や相談をいかに受け止められるかについて、検討が必要であると考えられた。

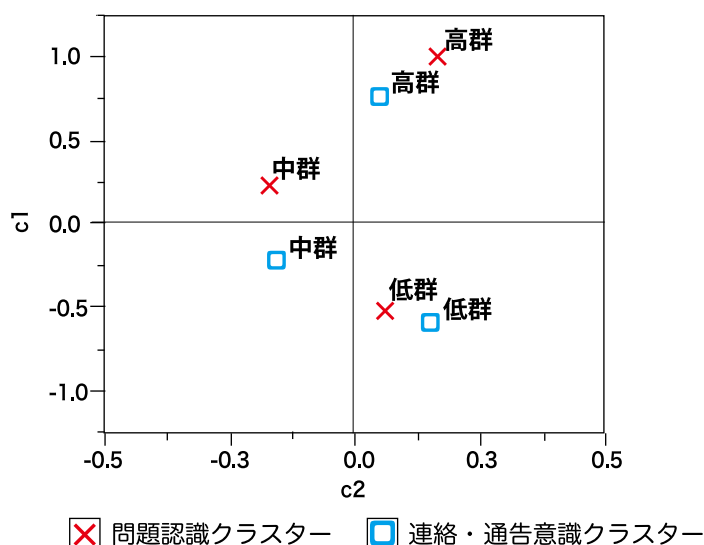


図 6-19 問題認識と連絡・通告意識のクラスターの関係（コレスポネンス分析）

6. Web 調査：

啓発、認識、 通告について

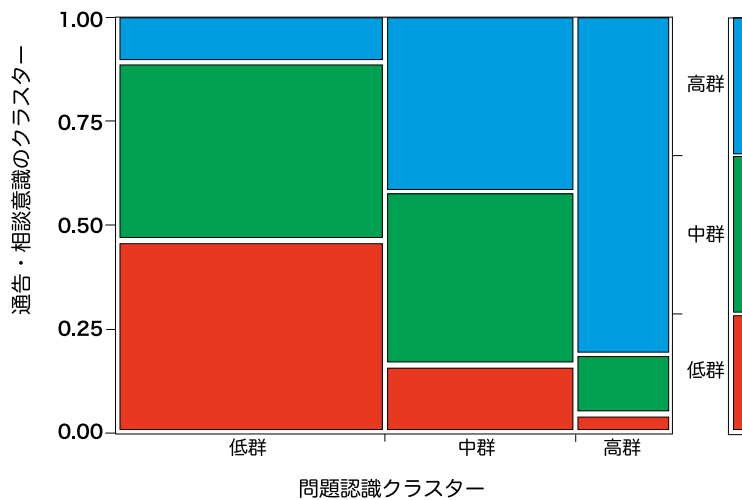


図 6-20 問題認識と通告・相談意識のクラスターの関係（モザイク図）

6.3.3 地域における現状の分析

それぞれの地域における現状や課題について、データマイニング等の手法を活用し分析した。結果については、調査実施地で行った報告機会において、子ども支援関係者の方々へ報告を行った。（表 2-1: p.10 参照）

特に各地域における実情に関する分析結果は、使い方によっては支援に重要な示唆を指し示すことが考えられる。一方で、解析結果は傾向を示すものではあるが、地域全体の特性と捉えられかねない危険性があり、本報告書からは割愛した。

6.4 考察

6.4.1 一般市民の虐待・ネグレクトの問題認識と連絡・通告意識の構造について、以下の3類型の存在が示唆された。

- ①子どもに明らかな身体的ダメージや生命に危険のある行為
- ②保護者が養育に関して関心がなかったり、適切な関わりを行っていない「ネグレクト系の養育」
- ③子どもに関わりがあるものの、不適切な関わりが多く含まれる「課題のある養育」

①については、単純集計から把握され、「問題認識」、「連絡・通告意識」ともに高かった（図 6-8、9）。また、②③については、因子分析の結果から析出した（表 6-3、4）。

この結果から、①については、虐待である、あるいは通告が必要であるという認識が強く、「虐待」そのものに関しては認知が進んでいることが示唆された。一方、②③に関

しては、問題認識や通告の意識に差がみられ、今後の啓発の必要性が示唆された。なお、自由記述からは、通告しない理由として、行為を1回見ただけではわからないといった判断に迷う声と、自分には関係ないという声もみられた（図 6-12）。

6.4.2 今後の啓発について

「問題認識」の単純集計から、子ども虐待とネグレクトそのものの認知は進んでいると考えられた。一方、これからは子ども虐待とネグレクト、あるいは不適切な関わりを含む子育ての課題等について、特に対応や判断に迷うものを中心に、いかに市町村、都道府県といった専門機関に連絡・通告等を通じ、支援に繋がれるかが鍵となる。

②「ネグレクト系養育」、③「課題のある養育」に共通する内容として、関心、適切な養育観や知識に課題であり、すなわちネグレクト傾向のある養育に関する課題が中心であると想定される。ネグレクト傾向のある養育の課題については、養育そのものに関する家庭の文化や習慣等も大きな影響を与えていることから、単に「虐待である」という線引きで介入するだけでなく、中長期的に子どもと保護者の成長に寄り添うようなサービスが必要不可欠であると言える。

従って、市民に対しては、仮に連絡・通告したとしても、強権的な対応だけでなく、ニーズに応じて必要な支援サービスが投入されるという、より具体的なイメージを浸透させる必要がある。またイメージだけでなく、実態としても相談・支援の受け皿が確保されるのは重要なポイントである。地域の実情に応じて、公的資源の地域での周知を進めることに加え、民間やインフォーマルな資源（家庭や地域のような私的な資源）の有効な活用を検討することも重要であろう。

一方、通告しない理由についての自由記述をみると、「1回見ただけではわからない」等といった、判断の迷いが連絡・通告への繋がりを阻害することが示唆された。従って、ネグレクト傾向のある養育については、少なくとも1回は相談が行われ、家庭が把握された場合には、支援者間で見落とされることがないように工夫する必要がある。単に相談・支援の目を地域全体に行き届かせるというだけでなく、子ども・家庭に継続的に関わることを可能とする、行政が中心、あるいは一定の関与を行う仕組みや制度が必要不可欠である。要保護児童対策地域協議会、あるいはそれよりも少し敷居の低い公的機関と民間団体が有機的に繋がり、見守りだけでなく、一歩踏み込んだ具体的な支援サービスが提供できるようなケースマネジメントの仕組みの構築等が重要であると考えられる。

7. 提言

震災後3年目以降、被災地域における子どもの虐待・ネグレクトの早期予防を進めるために、「レッドゾーン」だけでなく、「グレーゾーン」に焦点を当てた対応が求められる

グレーゾーンへの対応拡充の方策として、本調査の結果と考察に基づき、提言を以下のようにまとめた。なお、提言をまとめるにあたっては、支援者調査（ヒアリング・質問紙調査）から得られた「課題解決へ向けた意見」、および震災に関連する特筆すべきテーマで述べられた「課題の考察および今後の方向性」の分布を巻末の別添2に示した。

7.1 グレーゾーンに焦点を置く支援・サービスの拡充・多様化へ

本調査では、グレーゾーンへの対応の拡大・充実の必要性が明らかとなった。また、ネグレクト傾向のある養育を示す事例への対応の難しさに加え、なかなか具体策を講じることができない実状があることが示唆された。従って、グレーゾーンの支援施策の拡充へ向けては、具体的で多様な支援／サービスの構築・導入が効果的かつ重要と考える。

当然のことながら虐待対応の現場においては、生命の危険から守るために、子どもの生命や安全が脅かされる事例への対応とその制度の確立・強化が最優先に進められてきた。その重要性は、何ら変わることがない。一方、2004年の「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、市町村が第一義的な窓口として新たに位置づけられたことを受け、より早期の予防的施策の充実に加え、緊急性は低い支援を必要とする家庭への支援の強化が求められてきた。しかし、いわゆる見守り時に投入できるサービスの不足をはじめ、体制整備が遅れてきた。

この点では、全国的にグレーゾーン対応は転換期にあり、本課題は、被災地の対策の後れや不足というレベルの問題ではなく、震災が現行の未成熟な国内の社会制度を直撃した結果と考えることができる。

7.1.1 中長期的に子ども・家族に寄り添う支援の拡充・多様化が求められている

グレーゾーンへの対策は、子どもや家族に身近に寄り添うことのできる市町村と地域社会の役割が大きくなることが予想される。グレーゾーンに位置する子どもや家庭の生活課題は、本調査に基づく表4-2（p.32 右とじ込み）からも明らかであるとおおり、幅広く、また個別性が高い。また、「ネグレクト傾向のある養育」等、マルトリートメント（不適切な養育）も含まれた。これらの対応に力を入れるため、民間団体等の活用も含めた市町村への財政的および人的支援等も重要となるだろう。

また、ネグレクト対応として活用できる支援サービス、施策は全国的にみても限定的

である。従って、支援メニューの拡大が急がれる。直ちに生命の危険を伴うわけではないが、家庭の養育文化へ継続的な働きかけを要するネグレクトおよびネグレクト傾向のある家庭への対応には、継続的、多面的に働きかけるため、層が厚く、かつ多様な支援が求められている。

7.1.2 「リスクアセスメント」に加え「ニーズアセスメント」を充実すべきである

グレーゾーン対策の促進には、子どもの安全を基軸としたリスクによる評価だけでなく、支援のニーズを適切に見極めることが重要となる。そのためには、早期に効果的な支援の投入を実現するための仕組みとアセスメント（事前調査）手法の開発が有効となる。これまでは国内では、「リスクアセスメント」をはじめリスク要因の把握に主眼が置かれてきた。一方、進行する可能性のある家庭の課題をニーズとして探るツールの積み上げは未だ少ない。すなわち、7.1.1にある支援の拡大においては、支援ニーズに着目した「ニーズアセスメント」の効果的な導入が有効であると考えられる。

7.1.3 継続的に寄り添うための「支援者に対するサポート」の増強が求められる

寄り添う支援の体制構築・増強に向けては、支援関係者へのサポートが重要となる。本支援者調査からは、子どもに日常的に関わる、教員や保育士をはじめとした支援者の負担軽減の必要性が指摘された。支援者自身が被災をした現実、また、震災の影響の残る中で、子どもや家族を支える役割を担う現場への大きな負担を心配する声であった。

また、子どもの気になる状況について日常的に相談できる、専門職との連携を求める声があった。早期に相談し、ともに経過観察のできる専門職と継続的に支援を展開できる体制構築が期待される。そのような体制整備によって、早い段階でより適切に子どものニーズに応えることができるのと同時に、現場の負担が軽減される。なぜなら予防的な取り組みの強化により、深刻な事例の悪化・進行に歯止めをかけることが可能になるからである。

最後に、支援者（教員、仮設住宅の支援員、民生委員等）を対象とした技術支援の必要性を指摘する声があった。新任職員研修、テーマ別研修（DV、子どもの虐待対応等）等を求める声が上がった。

◆特定の子どもや集団を対象とする支援は難しい場合もあるが、支援者調査の結果から、特に、以下の視点到留意した支援が期待されていることがわかった。

（視点1）避難・移動をした子どもへの支援の必要性

避難・移動をした子どもたちへの支援として、調査より、以下の案が挙げられており、グレーゾーン対策の促進にも効果的と考えられる：

対養育者	対子ども
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型の気軽な相談体制の構築 ・アウトリーチ型支援の展開 ・ママサロン等身近な支援の展開・実施 ・仮設住宅への子ども支援専門職の派遣 ・コミュニティへの帰還支援 ・ペアレンティングプログラムの導入等 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども相談の窓口 ・遊び場づくり ・中学生・中学卒業後の居場所づくり ・移動による学習の後に着目した支援 ・DVのおそれがある家庭の子ども支援 ・切れ目のないケアのための体制構築等

(視点2) 家族構成・主たる養育者の変更があった子どもへの支援の必要性

家族構成・主たる養育者の変更があった子どもたちへの支援として、調査より、以下の案が挙げられており、グレーゾーン対策の促進にも効果的と考えられる：

対養育者	対子ども
<ul style="list-style-type: none"> ・ペアレンティングプログラムの導入 ・働く養育者へのサポート ・里親家庭の親子関係づくり ・里親サロンの実施 ・レスパイトケアの推進 ・気軽に子どもを預けられるサービス等 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所・遊び場づくり ・グリーフケア等

7.2 官民の積極的連携を軸に、関係機関 / 団体の協働体制の強化へ

調査結果から、一歩踏み込んだ連携による協働体制の強化が求められていることが判った。行政と民間団体の連携不足に加え、民間団体間の連携不足を指摘する声もあった。また、民間の新規に参入した取り組みの持続性を不安視する声もあった。グレーゾーンへの対応として、中長期的で、継続的な関わりを必要とする現状を踏まえると、当然の懸念と言える。

子どもの虐待・ネグレクトの早期予防・対応において、行政の役割は欠かせない。ただ、行政だけで十分なサービスメニューを完結することは難しく、予防的な支援を効果的に子どもや家庭に届けるためには、同じ目的を共有する官民、関係機関による協働が不可欠となる。子ども家庭福祉領域の関係機関のみならず、子どもの成長に大きな役割を果たす保育・教育機関、家族の生活圏にある地域社会等、各々の強みも異なり多様な役割を持つ機関や機能の連携を強化するため、具体的なサービスを投入する方法を検討する時期に来ている。

7.2.1 既存の支援サービスの有効活用と、強みを生かした相互連携が求められる

本調査では、子ども・家庭・地域社会の気になる状況を表4-2（p.32 右とじ込み）として整理することにより、支援ニーズの分布の概観をみることができた。これらの多様な課題へ対応するためには、行政機関、震災前から地域にある支援の仕組み、震災後に生まれた新たな支援の仕組みが共存し、相互に補完し合うことが期待される。有機的な協働により、支援の幅を広げ、支援の層を厚くすることが可能となるだろう。

まず、各地域において既存の支援を多層的に確認し、互いの強みを生かした連携構築から始めることが効率的であると考えられる。また、民間団体を含めた横の連携が強まることにより、地域の支援ニーズについて、対応できている点、強化すべき点が明らかとなり、今後、重点的に増強すべき支援やサービスの包括的な検討が地域単位で可能となる。これらの取り組みは、要保護児童対策地域協議会等の既存の資源の活用を含め、各地域の文脈に沿ったかたちで行われることが望ましい。

7.2.2 消極的な見守りから積極的なケースマネジメントへの移行が有効である

子どもや家族に寄り添う支援は、実効的なケースマネジメントの提供が重要である。特に、本調査内でも指摘されたように、ネグレクトまたは「ネグレクト傾向のある養育」対策では、家族や地域社会を取り巻くエコシステムや、家庭の養育文化へ、継続的に働きかけ続けるアプローチを組み立てることが不可欠となる。

しかしながら、時に結果として、ネグレクト系育児を含む「グレーゾーン」への対応の現場では、「すぐに生命を脅かすわけではないので様子を見守る」といった消極的な「見守り」や「経過観察」といった判断になりやすい。その間、何らかの支援サービスが投入されることもなく、子どもが成長し、支援機関の手を離れるまで継続的にモニタリングのみ実施するといった状態になることが多い。

これまでも情報共有や連携の必要性は指摘されてきた。ただ、今後のさらなるグレーゾーン対応の強化へ向けては、地域の社会資源との連携・協働により、その実効性を一層高めていくことが求められている。一步踏み込んだ具体的な策を講じていくためには、意識的にケースマネジメントを強化することが何より有効と考えられる。これは、要保護児童支援対策を推進する行政と民間団体との機能的な役割分担により実現可能となる。事実、本調査では、職種を広げたケース会議開催等の提案もあった。

7.2.3 持続可能な支援活動のため、地域のNPO／民間団体へのサポートが重要である

本調査では、民間団体による支援の持続性を危惧する声が聞かれた。必要な支援が継続的に安定的に提供されるための仕組みづくりが求められている。

◆支援者調査の結果から、特に、以下に留意した対応が期待されていることが判った。

(視点 3) 家族の避難先の市町村との連携体制の構築の必要性

災害後、中長期的な避難を余儀なくされた家庭は、元の居住地で保証されている行政サービスを元の居住地、または避難先のいずれかで受けることになる。今回の震災でも、住民票を残す世帯やそうでない世帯があった。また、福島県のように原発事故の影響で自治体機能が、他地域に移転される例もあった。母子手帳の交付から、乳幼児健診、予防接種、または就学児健診、学校在籍等まで、子どもの支援サービスが、避難状況により、影響を受けることを防ぐために今後も注視していく必要があるだろう。

(視点 4) 官民の連携における個人情報の管理に関わる検討の必要性

本調査では、情報共有の必要性が訴えられた。同時に、家族の情報を関係者間でどのように共有できるかの検討が必要であることがみえてきた。要保護児童対策地域協議会では、参加団体への守秘義務が課せられる。協議会は、グレーゾーンにあたる要支援事例における連携もその設置目的に位置づけられている。しかしながら、グレーゾーン層への対応の推進には、法律に定義されている協議会以外にも、緩やかで柔軟なネットワークやシステムが機能的であることも予想される。各地域の文脈を踏まえ、子どもや家族の生活課題の深刻化を止める目的を必要に応じて共有できる、情報共有のあり方を検討する必要がある。

7.3 「通告」だけでなく、判断に迷う事例の「相談」を促す予防に効果的な啓発へ

グレーゾーンへの対応の一環として、地域社会への啓発は必要不可欠だと考えられる。Web 調査の結果からは、今後の子どもの虐待予防の啓発活動について新たな知見が示された。グレーゾーンでは、子ども虐待かの判断に迷い、通告の必要性に係る認識に差が出た。一方、震災後、子どもの虐待・ネグレクトの防止を呼びかける広報物を見たことがあるかについて、73.0%の回答が「特に見たことはない」であった。地域の子育て支援を周知する広報物については、「特に見たことはない」が58.6%であった。加えて、子ども虐待等が疑われる事例を発見した際等の相談先として、法的による一義的窓口である市町村を選ぶという人は3割程度であることが示された。これらのことから、子育て支援や虐待に関する啓発活動をより効果的に促進させる焦点として、人々が相談や通告に迷う内容・場面を想定した啓発の必要性が明らかとなった。

7.3.1 子どもの周囲にいる人々が気軽に相談できる窓口の周知が効果的である

予防的取り組みでは、早い段階における気軽な相談の広がりが不可欠となる。今後は、明らかな虐待の通告を推奨する啓発のみならず、判断に迷うグレーゾーンや「ネグレクト傾向のある養育」の相談を促す必要がある。通告が唯一の手段ではなく、事前の相談は子どもに必要な支援を検討する第一歩であることを周知することが求められる。また、窓口は児童相談所や市町村に限らず、民間団体による支援等も含め、多様であることを併せて啓発する必要がある。

Web 調査では、通告に消極的である理由として「巻き込まれたくない」、「自信が持てない」等の回答がみられた。このため、通告に迷うときに参考にすべき具体的な情報が周知されることも効果的と考えられる。相談窓口が広がることにより、気になる状況が早い段階で、適切な支援へ繋がるセーフティネットの強化が期待できる。

7.3.2 子どもや養育者自身が気軽に相談できる窓口の周知が効果的である

相談の窓口は、当事者である養育者や子ども自身へも広げられることが肝要である。養育者の負担を減らす支援やサービスを広く周知すること、また躊躇せずにそういった支援を養育者が利用できるようにするための社会啓発が極めて有用である。また、子ども自身が主体的に相談できるよう促すための啓発も有効性が高いと考えられる。

7.3.3 災害後の子ども支援に関する調査の推進とその結果の還元が期待されている

本調査の結果、および3市町村で開催した調査結果報告会の参加者からは、客観的な事実に基づく情報がほしいという声が随所で聞かれた。「震災で何が起きたのか知りたい」「支援のあり方について客観的に見直したい」といった声等である。未曾有と言われた東日本大震災後、子どもや家族に寄り添う現場の取り組みを改めて振り返る試みが期待されている。量的調査に加え、質的調査から顕わになる被災地の現状を、現場の肌感覚に頼るだけでなく、エビデンスとして示す重要性が指摘されている。

一方で、被災地では多くの調査が実施されてきている。最も重要なこととして、これらの調査研究からの学びが、被災地の子ども支援の現場へ確かに、具体的に還元されることを担保することである。客観的事実に基づくエビデンスをもって、被災後3年目以降の、効果的な子ども支援のあり方について検討を直ちに開始し、具体的な計画や予算編成等に役立てることが求められている。

8. おわりに — まとめに代えて

東日本大震災以来、各地で多様な子ども支援が展開されてきた。支援の中では「子どもたちのこれからがむしろ心配」、「今後、子ども虐待が増えるのではないか」という懸念が聞かれていた。しかし、子どもと子どもをめぐる状況における震災の影響を具体的に見極めるには、統計のみではその規模、内容、対象などの制約から、不十分と言わざるを得ない状況があった。また、震災後の支援が、実際の子どもの育ち、特に養育環境にどのような影響をおよぼしているかについては未だ明らかにされていない。

本調査では、現地のリアリティを把握することを目指し、定量的データの収集・分析に加え、被災した地域における子どもや子どもを取り巻く現状について、ヒアリング調査を行い、子どもの支援者の方の目線から整理した。これにより、被災地域で生活する子どもやその家族のさまざまな課題の現状について、多分野・多職種の視点から複眼的に検討することができた。そして本調査結果を、要保護児童支援の関係行政機関のみならず、民間団体を含む子育て支援・保育・教育・福祉・医療などの現場で、養育者や子どもに接するあらゆる関係者と広く共有し、災害後の子どもの支援・協働の在り方を改めて明らかにしていくことを目的とした。

具体的には、以下の3項目を目的とした。

- ①子どもの虐待・ネグレクトの発生に関して、子ども支援分野に関わる多職種の関係者の認識を把握する
- ②災害後、子どもの養育環境にどのような変化が起きているのかを明らかにする
- ③災害後、地域社会を含めた社会資源にどのような影響があったのかを明らかにする

本調査でヒアリング調査を採用した理由は、上記項目における定量的分析の限界を鑑み、定性的な分析に重きを置いたことにある。これにより、実際に支援に携わる関係者による現状の見立てを可能な限りそのまま受け取り、慎重、かつ探索的にその発言主旨を抽出する作業工程を含めた。併せて、Web調査による定量的分析に加えて、公式統計等も可能な限り参照した。

ヒアリング調査の結果は、「気になる」子どもの現状について子どものウェルビーイングの状態に応じて3つの領域に分けた。「被災地の状況（グリーンゾーン）」、「子どもをめぐる気になる状況（グレーゾーン）」、「子ども虐待を含め介入が必要な状況（レッドゾーン）」までを連続事象（スペクトラム）として横軸で捉え、各ゾーンそれぞれの内容を「子ども」「養育者・家庭」「養育環境・地域社会」の視点により縦軸に分類した。また、「社会資源」・「課題に向けた意見・提案」に関する発言は、縦軸の分類項目は省き、横断的に整理した。

詳細は前述のとおりであるが、本調査結果の概略としては以下のようにまとめることができよう。

①子どものウェルビーイングに関する認識は多様であること

多領域・多職種の子どもの支援関係者を対象に、震災後の子ども・養育者（家庭）・地域社会の変化を尋ね、子どものウェルビーイングの状況が見えてきた。職種、地域、被災度合い、子どもとの関わり方などにより、現状の受け止め方は当然のことながら異なっている。今後の支援・協働のあり方を検討するにあたっては、子どもの虐待・ネグレクトといった統計上で顕れる状況に限らず、子どものウェルビーイングへの多様な影響を見ていく必要があるだろう。従って、定量的分析だけで被災地の大枠を捉え、今後の施策や対応方針に結び付けるのは、現地の状況や支援ニーズとの間に齟齬が生ずるおそれがある。

②震災は家族形態の変化、避難・移動による変化などの新たな懸念を生じさせたこと

今回の災害は、家族の離散・統合に伴う家族構造と機能の変化、避難による居住地の移動に伴うストレスが、大規模かつ継続的に生じているところに特徴がある。それにより、特定の支援により問題が解決することもあるが、度重なる移動や変化により新たなストレスが生じるため、その時々状況に応じた支援が必要となる。本調査では、震災から2年半を経過した時点で新たな課題とニーズが生じていること、ニーズと支援とのミスマッチが生ずる可能性があることも明らかとなった。

③支援者調査における発言の集中といった結果から、虐待に至る前のグレーゾーンの課題に対する懸念、対応の必要性や支援ニーズの存在が明らかであること

子どもに携わる支援者からは、明らかに虐待とは言えないが、「気になる」養育環境について具体例が多数報告された。震災前であれば家庭や地域内で対応できていた課題が、家族形態の変化などにより対応できず、従来に比べて子どもが不適切な環境で生活している現実を懸念する声である。行政による対応についても、震災前であっても必ずしも十分に対応できていたとは言えない事例が、震災後に、さらに対応困難になっている状況も述べられた。またDV問題に典型的に示されるように、震災を契機に問題が顕在化した例もある。本調査では、子どもの養育をめぐるニーズの顕れ方は、被災した地域内でも多様であることも明らかになったと言えよう。

④グレーゾーンにおける「ネグレクト傾向のある養育」への懸念の多さは、市町村が対応の中核となる期待を示唆していること

子どもの養育について「気になる」点として、「ネグレクト」に関する発言が多数見られたのも本調査の特徴であった。③で指摘した内容と関連するが、家庭や地域の

変化により、子どもの養育に関する家族や地域の関わり方に変化が生じ、関連の支援が十分にされていないのではないかと懸念である。「ネグレクト」やその前段階への対応は、全国的にも市町村が対応の中核となって進められており、被災地においてもこの点は同様である。しかし②③で述べたように子どもと養育者、子ども、家庭、地域にさまざまな変化が大規模に生じている被災地において、「ネグレクト」への対応を重点化するために、市町村への支援が今後特に重要となる。

⑤通告に迷う事例への対応や子ども虐待・ネグレクトの手前で、早期対応がより難しい事例への支援が重要になっていること

Web 調査の結果によれば、子どもの虐待・ネグレクトに関し「生命に危険のある行為」は高い割合で問題性が高いと認識されていた。一方、養育者が適切な関わりをしていない「ネグレクト系養育」や不適切な関わりが含まれる「課題のある養育」については、その問題性や連絡・通告の認識に差がみられた。これまでの啓発活動の功績として、「虐待」そのものの認識は高いと考えられる。同時に、支援者調査からは、いわゆるグレーゾーンの課題が多く挙げられており、Web 調査においても、判断に迷う場面としてグレーゾーンを示唆する傾向が見られた。

以上のことから、今後の対応としては、単に虐待通告の仕組みを整えるだけでは不十分であり、子どもと家庭の育児に関し虐待とまでは判断しきれない場合であっても、子どもの安全やウェルビーイングが懸念される状況があれば相談に繋がれることを意識した啓発が求められるといえる。こうした対応を前提に、見守りに留ることのない具体的な予防効果のあるサービスを投入し、いったん繋がったケースを見落とさないよう、市民による通告の促進に加え、ケースマネジメントの仕組みを整えることも重要と言える。

最後に、今後の施策の立案、および子どもの虐待・ネグレクトの予防の対応としては、次のような視点が重要となる：

1. 子どもの虐待・ネグレクト予防の啓発については「虐待」そのものより、対応や判断に迷う段階にある家庭を市町村、都道府県といった機関に繋げる仕掛けを検討するための視点：

明らかな「虐待」の連絡・通告については、虐待防止の広報等を通じ、かなりその必要性が周知されてきたと見ることができた。一方、虐待か否か明らかでない事例について通告をためらう傾向があることから、今後はこうしたグレーゾーン

対応の重要性に関する啓発が推進されると同時に、市町村が行うべき具体的な支援策を確立する必要がある。

2. 「ネグレクト傾向のある養育」という課題に対応するために、官民の多機関連携による資源を効率的に活用する視点：

子ども虐待の中でも、特にネグレクト傾向のある家庭に対する支援の構築においては、公的社会資源、地域に根付いた資源、また民間団体などが有機的に検討を行う枠組みが必要である。またこれは当事者としての支援者の目線により、潜在的な支援ニーズにも注視していくことが求められている。明らかな「ネグレクト」とは言えない不適切な養育に対応するためには、市町村行政を中核に、民間資源等も効率的に活用することが有効である。

以上、本調査から得られた知見は、これまでの調査とは異なる視点からのものである。本調査は客観性を欠くという定性調査の性質に由来した側面はあるものの、震災後の東北地方の現状を当事者の視点から把握することができたと認識をしている。本調査が、今後の被災地における子ども支援のあり方を検討するうえで、少しでも参考になれば望外の喜びである。

最後に、本調査に協力していただいた関係者の皆さま、調査の準備にご尽力、ご協力をくださった行政・民間団体の皆さまには、心より感謝申し上げたい。

- 有村大士 (2009) 「日本における子どものマルトリートメント対応システムのあり方に関する研究」 日本社会事業大学大学院社会福祉学研究科平成 21 年度博士学位論文
- 中央法規出版編集部 編 (2012) 『社会福祉用語辞典 (六訂)』 中央法規出版
- Dunn, J. (1993) *Young Children's Close Relationships: Beyond Attachment*, Newbury Park, California: Sage
- Hamilton, C. E. & Browne, K. (1999) Recurrent maltreatment during childhood: A survey of referrals to police child protection units in England. *Child Maltreatment*, vol.4 (4) , pp.275-286.
- 服部祥子・山田富美雄 編 (1999) 『阪神・淡路大震災と子どもの心身』 財団法人名古屋大学出版会
- 岩手日報, 2012.3.9, 朝刊, 「(社説) 震災と DV 絆が壊れる悲しい現実」
- 時事通信社, 2013.3.10, 「震災 2 年。配偶者間暴力、被災地で深刻」
- 厚生労働省 (2007) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2008) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2009) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2010) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2011) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2012) 「福祉行政報告例」
- 厚生労働省 (2010) 「人口動態統計月報年系 (概数) の概況」
- 厚生労働省 (2011) 「人口動態統計月報年系 (概数) の概況」
- 厚生労働省 (2012) 「人口動態統計月報年系 (概数) の概況」
- 厚生労働省 (2011) 「各障害者手帳制度の概要」
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001vnm9-att/2r9852000001vota.pdf>, 2014.3.1)
- 厚生労働省 (2013) 「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第 9 次報告書」
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/9-2.pdf>, 2014.3.1)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 (2013) 「子ども虐待対応の手引き (平成 25 年 8 月 改訂版)」
(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf, 2014.3.1)
- Littell, J. H. (1997) Effects of the duration, intensity, and breadth of family preservation services: A new analysis of data from the Illinois Family First experiment. *Children and Youth Services Review*, vol.19(1), pp.17-39.
- 毎日新聞, 2013.7.28, 「児童虐待：被災地急増 失職... 児童に矛先 避難先でも、孤立の末に首絞め」
- 毎日新聞, 2013.7.28, 「児童虐待：被災地で増加率高く福島沿岸部は過去最多に」
- MIYAGI 子どもと家庭支援プロジェクト (日本ユニセフ協会助成事業), 2013, 「東日本大震災後のひとり親家庭調査事業報告書」
- 文部科学省 (2013) 「非常災害時の子どもの心のケアに関する調査報告書」
- 内閣府男女共同参画局 (2012) 「男女間における暴力に関する調査報告書<概要版>」
(<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/h23danjokan-gaiyo.pdf>, 2014.3.1)
- 総務省統計局 (2002) 『就業構造基本調査』
- 総務省統計局 (2007) 『就業構造基本調査』
- 総務省統計局 (2012) 『就業構造基本調査』
- 佐々井司 (2012) 「東日本大震災後の児童の動向と地域の復興・再生に必要な児童関連施策に関する調査研究」『こども未来』, 平成 24 年度第 4 号, 一般財団法人こども未来財団
- 背藤乃理子・丸山総一郎 (2004) 「子どもとの死別と残された家族のグリーフケア」 *心身医学*, 44(6), 395-405
- 社団法人 日本社会福祉士養成校協会 (2005) 「わが国の社会福祉教育、特にソーシャルワークにおける基本用語の統一・普及に関する研究 報告書」 (http://www.jascs.jp/researchpaper/h15_yougo_report.pdf, 2014.3.1)
- 高橋重宏・庄司順一 (2002) 『福祉キーワードシリーズ 子ども虐待』 中央法規出版
- 筒井雄二 (2011) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告 (保護者のストレスアセスメントを含む)」 福島大学
- 筒井雄二 (2012) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告」 福島大学
- 筒井雄二 (2013) 「子どもの心のストレスアセスメント調査 結果報告」 福島大学
- Waldfoegel, J. (1998) Rethinking the paradigm for child protection. *The future of children*, vol.8(1), pp.104-119.
- 山縣文治・柏女霊峰 編 (2013) 『社会福祉用語辞典 (第 9 版)』 ミネルヴァ書房
- Zolotor, A. J. and Runyan, K. D. (2006) Social Capital, Family Violence, and Neglect, *Pediatrics*, 117(6), e1123-1132
- 「シリーズ・21 世紀の社会福祉」 編集委員会 編 (1999) 『社会福祉基本用語集』 ミネルヴァ書房

平成25年7月

「東日本大震災の学び：災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に関する調査」

ヒアリング調査で協力のお願い

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東日本大震災復興支援事業部

1 調査の目的

東日本大震災により、子どもたちを取りまく地域社会・家庭環境にも大きな変化が生じています。たとえば、家族の経済的な困窮、保護者の就労不安定、分散避難や家族との死別による世帯構成の変化、被災に起因する精神疾患の増加、仮設住宅等における地域のつながりの希薄化と子育て家庭の孤立等などが挙げられるかと思えます。一方で、こうした変化に対応し子どもと子育て家庭を支援するための社会資源は、被災前と比べて数が減ったり、被災前と同程度の機能を発揮できていない可能性があります。こうした状況下で、被災後、子どもたちを養育する環境が、養育者にとっても、子どもにとっても適切な環境でないケースが増えているのではないかと危惧する声が聞こえています。

そこで、本会では、独自の調査事業として、東日本大震災による子どもを取りまく環境変化とそれに起因する養育の実態の変化について要保護児童支援の視点から明らかにするとともに、今後、被災地における養育環境の悪化を予防するための対応/事業や、一般市民、子どもに対する要保護児童支援の公的・民間の各種制度に関する効果的な情報提供のあり方（情報提供の対象者、内容、方法等）について検討することといたしました。

2 協力のお願い

別添の項目につき、お話を伺いたく存じます。

3 ヒアリングの実施者

基本的に、弊会担当者、調査実施委託先（株）三菱総合研究所）担当者2名程度で実施させていただきます。

【本件に関するお問合せ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 東日本大震災復興支援事業部 担当：中谷、西岡
〒101-0047 東京都千代田区内神田2-8-4 山田ビル3階
Tel: 03-6859-6869 Fax: 03-6859-0069 nakatani@savechildren.or.jp; nishioka@savechildren.or.jp
<http://www.savechildren.or.jp>



本日は、ご多忙の折、(社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの調査「東日本大震災：災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に関する調査」へのご協力をありがとうございます。

本調査は岩手・宮城・福島県で実施しており、震災後2年を経てもたちの育つ環境や、その子どもや家族を支える支援体制がどのような状況にあるかを、各方面の方々から率直なご意見やご見解をお聞きして、これからの東北における子ども支援の在り方について、多くの支援者や関係者の皆さまとそれらの結果を共有していくことを目的としています。

- 調査を始める前に、以下をご確認ください。
- ◇ 全てのご回答は、ヒアリング調査結果として、報告書にとりまとめられます。
 - ▶ ご回答者の匿名性は守られますが、職種・市区町村名は、公表される場合があります。
 - ▲ 本日お伺いしたお話は、筆記にて記録をいたしますが、報告元が推定されるまたは特定できる内容、及び提供いただいた統計データを報告書へ記載する場合は、追ってご確認をお願いする場合があります。
- ◇ このヒアリングに際し、お答えになりにくい質問等があれば、ご遠慮なくお申し出ください。
- ◇ ヒアリングを途中で中断したい場合は、ご遠慮なくお申し出ください。

以上、ご理解いただけましたでしょうか。

- 始める前に、何かご質問はございますか？
- では、本件調査に参加していただくことに同意していただけますか？

お問い合わせ：

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東日本復興支援事業部
西岡智子 nishioka@savechildren.or.jp
中谷美穂子 nakatani@savechildren.or.jp
TEL：03-6859-6869

「東日本大震災からの学び：災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に
関する調査」でお聞きしたいこと

視点① 未曾有といわれた震災の後、子ども自身、または、子どもの育つ環境にどのような変化が起きたか
視点② 未曾有といわれた震災の後、子どもの育ちを支える社会資源にどのような影響があったか

- 子どもの気になる状況について
 - 日々の子どものかかわりを通じて、子どもの気になる状況等がありますでしょうか。（虐待傾向や不適切な養育、マルチリポートメント等を含めて広い範囲で教えてください）
 - それはいつごろから目立つものでしょうか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」や震災前後の変化と考えられることはありますか。
- 対応に苦慮している子どもの問題について
 - 現在、気になっているが対応に苦慮している、自分の業務範囲だけでは対応しきれず困っている、対応する組織や機関がなく制度やセーフティネットの間に落ちている子どもの問題はありますか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」と考えられることはありますか。
 - 全体的な傾向が難しければ、個別の事例、エピソードでもかまいませんのでお聞かせ下さい。
- 子どもの育ちを支える社会資源について
 - 子どもの育ちを支える地域の社会資源、支援体制で気になる点や変化はありますか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」と考えられることはありますか。
 - 子どもに関わる仕事をされている立場からみて、あってよかつたと思う社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。
 - 今後、子どもに関わる仕事を続けるに当たって、なくて困っている、不安を感じる社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。
 - 1、2でお話いただいた子どもの気になる状況や対応に苦慮している子どもの問題について、どのような社会資源や支援体制があれば状況が改善すると考えますか。
- 子どもの育ちを支えるために必要な情報提供について
 - 現在、子ども本人、保護者、地域住民、健全育成に関わる関係機関・職員、要保護児童対策に関わる関係機関・職員に、子どもの育ちを支えるために必要な情報が十分提供されていると思いますか。
 - 子どもの問題が深刻化する前に、地域全体で対応を進めていくために、今後、どのような対象者にどのような情報提供や啓発活動（内容・方法）が必要だと思いますか。

以上

「東日本大震災からの学び：災害後の子ども育つ環境の変化と支援体制への影響に
関する調査」でお聞きしたいこと

視点① 未曾有といわれた震災の後、子ども自身、または、子どもの育つ環境にどのような変化が起きたか
視点② 未曾有といわれた震災の後、子どもの育ちを支える社会資源にどのような影響があったか

- 子どもの気になる状況について
 - 日々の子どものかかわりを通じて、子どもの気になる状況等がありますでしょうか。（虐待傾向や気になる養育を含めて、広い範囲で教えてください）
 - それはいつごろから目立つものでしょうか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」や震災前後の変化と考えられることはありますか。
- 対応に苦慮している子どもの問題について
 - 現在、気になっているが対応に苦慮している、自分の業務範囲だけでは対応しきれず困っている、対応する組織や機関がなく制度やセーフティネットの間に落ちている子どもの問題はありますか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」と考えられることはありますか。
 - 全体的な傾向が難しければ、個別の事例、エピソードでもかまいませんのでお聞かせ下さい。
- 子どもの育ちを支える社会資源について
 - 子どもの育ちを支える地域の社会資源、支援体制で気になる点や変化はありますか。
 - 子どもを取り巻く関係機関、児童館、子育て支援、地域での見守り、子どもの居場所などで、気になる変化や課題はありますか。
 - そのなかで、「今回の震災による影響」と考えられることはありますか。
 - 子どもに関わる仕事をされている立場からみて、あってよかつたと思う社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。
 - 今後、子どもに関わる仕事を続けるに当たって、なくて困っている、不安を感じる社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。
 - 1、2でお話いただいた子どもの気になる状況や対応に苦慮している子どもの問題について、どのような社会資源や支援体制があれば状況が改善すると考えますか。
- 子どもの育ちを支えるために必要な情報提供について
 - 現在、子ども本人、保護者、地域住民、健全育成に関わる関係機関・職員、要保護児童対策に関わる関係機関・職員に、子どもの育ちを支えるために必要な情報が十分提供されていると思いますか。
 - 子どもの問題が深刻化する前に、地域全体で対応を進めていくために、今後、どのような対象者にどのような情報提供や啓発活動（内容・方法）が必要だと思いますか。

以上

「東日本大震災からの学び：災害後の子どもの育つ環境の変化と支援体制への影響に関する調査」でお聞きしたいこと

視点① 未曾有といわれた震災の後、子ども自身、または、子どもの育つ環境にどのような変化が起きたか

視点② 未曾有といわれた震災の後、子どもの育ちを支える社会資源にどのような影響があったか

1. 子どもの気になる状況について

- あなたが地域で日々生活されている中で、「子どもの気になる状況」、「子ども自身の状況」や「子どもを取り巻く環境」でお気づきの点や変化等がありますか。
- 特に、震災前後を比べて気になる変化はありますか。

2. 子どもの育ちを支える地域の状況について

- 子どもの育ちを支える地域の支援体制やコミュニティの状況について、気になる点や変化はありますか。
- 特に、震災前後を比べて気になる変化はありますか。
- 地域で日々生活されている中で、子どもの育ちを支える取り組み、機関、場所として、どのようなものがあればよいとお考えですか。
- 1でお話いただいた子どもの気になる状況について、どのような地域の支援体制があれば状況が改善すると考えますか。

3. 子どもの育ちを支えるために必要な情報提供について

- 現在、子ども本人、保護者、地域住民、健全育成に関わる関係機関・職員、要保護児童対策に関わる関係機関・職員に、子どもの育ちを支えるために必要な情報が十分提供されていると思いますか。
- 子どもの問題が深刻化する前に、地域全体で対応を進めていくために、今後、どのような対象者にどのような情報提供や啓発活動（内容・方法）が必要だと思いますか。

以上

※支援者調査の調査票は職種毎に作成をしたが、ここでは代表例として「保育士」を対象にした調査票を添付する。

子どもを取り巻く環境に関する アンケート調査 調査票 (保育士)

A. ご自身について：下記当てはまる番号に○をして、かっこ内に記述ください。

①年齢	1. 20歳代 4. 50歳代	2. 30歳代 5. 60歳以上	3. 40歳代
②性別	1. 男性 2. 女性		
③勤務先	1. 岩手県 (保育所) 名： 2. 宮城県 (保育所) 名： 3. 福島県 (保育所) 名： ※保育所名は記入必須ではありません。差支えない範囲でご記入お願い致します。		
④担当クラス	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳児クラス		

B. 震災による子どもへの影響について

問1 東日本大震災後、子どもがいる家庭において以下のような変化が生じているとどの程度思いますか。a~cそれぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。

	まったく そう思わない	あまり そう思わない	変わらない	ある程度 そう思う	とても そう思う
	1	2	3	4	5
a.震災前から養育課題を抱えていた 家庭の状況が悪化している	1	2	3	4	5
b.震災の影響により、新たな養育課題 を抱える家庭が生じている	1	2	3	4	5
c.現時点で実際に子ども虐待につな がる、またはつながり得る家庭が震 災前と比べて増えた	1	2	3	4	5

問2 日々の子どものかかわりを通じて、子どもまたは保護者・家庭の状況で気になる点がありますか。また、それらはいつ頃から目立つものでしょうか。さらに、その中で、震災による影響と考えられることがあれば、その影響について記載をお願いします。下記の欄にそれぞれ具体的にお書きください。

子どもの気になる状況	目立ち始めた時期	震災の影響 (あれば)
保護者・家庭の気になる状況	目立ち始めた時期	震災の影響 (あれば)

C. 震災による子どもの育ちを支える地域の社会資源への影響について

問 3 東日本大震災後、勤務されている地域において、子ども虐待防止及び子育て支援にかかる行政および民間セクターによる取組みにどのような変化が生じていると思いますか。a～d それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。

	すごく減った	減った	変わらない	増えた	すごく増えた
	-2	-1	0	+1	+2
a. 子ども虐待防止に向けた行政の体制・施策（担当行政職員や施設・事業の数等）	-2	-1	0	+1	+2
b. 子ども虐待防止のための民間セクターの活動	-2	-1	0	+1	+2
c. 子育て支援に関する行政の体制・施策（担当行政職員や施設・事業の数等）	-2	-1	0	+1	+2
d. 子育て支援に関する民間セクターの活動	-2	-1	0	+1	+2

問 4 子どもの育ちを支える地域の社会資源（行政、民間団体、子ども関連施設など）や支援体制（子育て支援系の活動、地域社会での見守り、子どもの居場所など）で気になる点がありますか。その中で、東日本大震災による影響と考えられることはありますか。それぞれ具体的にお書きください。

地域の社会資源、支援体制で気になる状況	震災の影響

問 5 子どもに関わる仕事をされている立場からみて、あつてよかったと思う社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。逆に、今後、子どもに関わる仕事を続けるに当たって、なくて困っている、不安を感じる社会資源、支援体制はどのようなものでしょうか。それぞれ具体的にお書きください。

あつてよかった 社会資源や支援体制	その理由
今後なくて困っている/不安を感じる 社会資源や支援体制	その理由

D. 地域における子ども支援に関する情報の普及について

問 6 子ども虐待に関する情報で、あなたがより詳しく知りたいと思う内容がありますか？下記のあてはまる番号に、それぞれ○をつけてください。

	特に知りたいと思わない	あまり知りたいと思わない	もうすこし知りたいと思う	詳しくしっかりと知りたいと思う
	1	2	3	4
a. 子ども虐待の定義・種類 (しつけとの違い含む)	1	2	3	4
b. 子ども虐待の最近の動向 (虐待数や対象者の属性)	1	2	3	4
c. 子ども虐待を地域で予防するための方法	1	2	3	4
d. 子ども虐待が深刻化する前に早期発見をする必要性・方法	1	2	3	4
e. 子ども虐待を防止するためのネットワークや関連制度に関する情報	1	2	3	4

問 7 子ども虐待に関して、もっと知りたい情報や関連知識の効果的な普及方法（誰に対して、どのような方法）が具体的にあれば、ご自由にお書きください。

E. 支え合いの地域づくりに関して

問 8 子育てがうまくいかないなど、子どもとの関係や生活に関して困った状況に陥ったとき、あなたのご経験から考えた場合、保護者の方(父母・祖父母など)は どこに相談しやすいと思いますか？あなたの考えに近いものすべてに○をつけてください。

1. 誰にも相談しない
2. 配偶者や家族へのみ相談をする
3. 友人や知人へ相談をする
4. 自治会長や町内会長へ相談する
5. 民生児童委員や主任児童委員に相談する
6. その子どもの関わる保育施設・教育機関へ相談する
7. 子ども関係の行政サービスへ相談する
8. 子ども関係の民間支援団体へ相談する
9. 児童相談所へ相談をする
10. その他（具体的に： _____)

問 9 問 8 の考え得る相談先（問 8 の下線部分）の中で、保護者の方にとって、最も相談しやすい・しにくいのは、どこだと思いますか？また、その理由は何ですか？

最も相談しやすいところ	最も相談しやすい理由
最も相談しにくいところ	最も相談しにくい理由

問 10 心配な状況にある子ども・保護者がいた場合、あなたはどのような対応をとられていますか？また、その際、直面されている課題等があれば教えてください。

問 11 地域で子ども虐待を早期発見・早期予防をするために、保育の現場の中でどういうことをしていく必要があると思いますか？ご自由にお書きください。

アンケートは以上です。お忙しい中、ご協力ありがとうございました。

子育てを取り巻く環境に関するアンケート調査 調査票 (一般用)

1. ご自身について (プレ調査で取得)

①年齢	1. 20 歳代 4. 50 歳代	2. 30 歳代 5. 60 歳以上	3. 40 歳代
②性別	1. 男性	2. 女性	
③現在のお住まいの地域	1. 岩手県沿岸部 5. 福島県浜通り	2. 岩手県内陸部 6. 福島県中通り	3. 宮城県沿岸部 7. 福島県会津地区 4. 宮城県内陸部
④被災状況	1. 震災を理由に、一時避難 (避難所等) をしたが、現在は自宅に戻って生活をする 2. 震災を理由に、現在は震災前とは違う地域で、生活をしている 3. 震災による大きな影響がなかったため、現在も震災前と同じ自宅で生活をして 4. 上記のどれにもあてはまらない (転居はしたが、震災が理由ではないなど)		
⑤子育て経験	1. 18 歳未満の子どもがいる (同居している) 2. 18 歳未満の子どもがいる (同居していない) 3. 18 歳以上の子どもがいる (同居している) 4. 18 歳以上の子どもがいる (同居していない) 5. 子どもはいない		

2. 地域における子ども支援に関する情報の普及について

◆子育て支援に関する情報◆

問 1 あなたは東日本大震災の後、地域の子育て支援や子育て相談を知らせるチラシやグッズ、インターネットなどを見たことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. チラシ	
2. ポスター	
3. パンフレット・冊子	
4. インターネット (具体的なサイト:)
5. テレビ (具体的に:)
6. ラジオ (具体的に:)
7. 関連メッセージが記載されているグッズなど (具体的に:)
8. その他 (具体的に:)
9. 特に見たことはない)

問 2 問 1 で 1~8 のうち少なくとも 1 つに ○ をつけた方にお伺いします。

問 1 で ○ をつけたものは、どこで手にしたり、見かけたりされましたか。○をつけたものそれぞれについて、当てはまる番号すべてに ○ をつけてください。

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所 2. 家庭訪問や郵送 3. 市役所、保健所や公民館など公的施設 4. 子どもの学校や保育園 5. 地域の子育て関連の活動に参加して 6. その他（下記に具体的にお書きください） 7. わからない／忘れた 						
	↓ 当てはまる番号すべてに ○ ↓ 6. を選択された方は具体的にお書きください						
1. チラシ	1	2	3	4	5	6	7
2. ポスター	1	2	3	4	5	6	7
3. パンフレット・冊子	1	2	3	4	5	6	7
4. インターネット	1	2	3	4	5	6	7
5. テレビ	1	2	3	4	5	6	7
6. ラジオ	1	2	3	4	5	6	7
7. グッズ	1	2	3	4	5	6	7
8. その他	1	2	3	4	5	6	7

問 3 子育て支援に関する情報で、あなたがより詳しく知りたいと思う内容がありますか？下記のあてはまる番号に、それぞれ ○ をつけてください。

	1. 全く知りたいと思わない	2. あまり知りたいと思わない	3. もうすこし知りたいと思う	4. 詳しくしっかりと知りたいと思う
a. 子育て支援全般に関する 行政 のサービスに関する情報	1	2	3	4
b. 子育て支援全般に関する 民間 のサービスに関する情報	1	2	3	4
c. 子育てに悩んだり、疲れたりしたときのための相談先に関する情報	1	2	3	4
d. 子育てに悩んだり、疲れたりしている人への対応の方法について（声のかけ方や伝えるべきことなど）	1	2	3	4
e. 子どもへの具体的な関わり方（叫ぶ子育てなど）について	1	2	3	4

◆子ども虐待に関する情報◆

問 4 あなたは東日本大震災の後、**子ども虐待の防止**を呼びかけるチラシやグッズ、インターネットなどを見たことがありますか。当てはまる番号すべてに ○ をつけてください。

- 1. チラシ
- 2. ポスター
- 3. パンフレット・冊子
- 4. インターネット (具体的なサイト：)
- 5. テレビ (具体的に：)
- 6. ラジオ (具体的に：)
- 7. 虐待防止を呼びかけるメッセージが記載されているグッズなど (具体的に：)
- 8. その他 (具体的に：)
- 9. 特に見たことはない

問 5 問 4 で 1～8 のうち少なくとも 1 つに ○ をつけた方にお伺いします。

問 4 で ○ をつけたものは、どこで手にしたり、見かけたりされましたか。○をつけたものそれぞれについて、当てはまる番号すべてに ○ をつけてください。

	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難場所 2. 家庭訪問や郵送 3. 市役所、保健所や公民館など公的施設 4. 子どもの学校や保育園 5. 子ども虐待防止のための活動に参加して 6. その他 (下記に具体的にお書きください) 7. わからない/忘れた 						
	↓当てはまる番号すべてに○ ↓6.を選択された方は具体的にお書きください						
1. チラシ	1	2	3	4	5	6	7
2. ポスター	1	2	3	4	5	6	7
3. パンフレット・冊子	1	2	3	4	5	6	7
4. インターネット	1	2	3	4	5	6	7
5. テレビ	1	2	3	4	5	6	7
6. ラジオ	1	2	3	4	5	6	7
7. グッズ	1	2	3	4	5	6	7
8. その他	1	2	3	4	5	6	7

問6.7 次の行為を虐待やネグレクトだと思えますか？また児童福祉などの関係機関へ連絡・通告する必要があると思えますか？下記のあてはまる番号に、○をつけ
てください。

(※ネグレクト：子育ての放棄、怠慢などのこと)

	虐待やネグレクトだと思えますか？			連絡や通告する必要があると思えますか？						
	虐待やネグレクトではないが不適切だ	虐待またはネグレクトの疑いがある	虐待またはネグレクトである	明らかに必要ない	どちらとも言えない	たぶん必要がある	明らかに必要ある			
1 親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
2 罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
3 親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
4 乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
5 夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
6 子どもが仲間を家に呼んで飲酒をしているのに、親は何も言わない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
7 親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
8 親が洗濯をしないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
9 子どもにタバコの火を押しつける	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
10 幼児同士が刃物で遊んでいるのに止めない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
11 親が言葉かけをしないので、子どもの発達が遅れている	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
12 罰として、子どもに長時間正座させる	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
13 子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
14 親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
15 子どもの高熱を座薬によって下げて、翌朝、保育所に連れて行く	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
16 家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
17 子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れていかない	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2
18 親が子どもを叩いたら、あざが出来た	0	1	2	3	4	-2	-1	0	1	2

問8 子育てがうまくいかないなど、子どもとの関係や生活に関して困った状況に陥ったとき、あなたの住んでいる地域の保護者（父母・祖父母など）は、どこへなら相談をしやすいと思いますか？下記のあてはまる番号へ○をつけてください。

	とても相談しにくい	どちらかという と相談しにくい	どちらかという と相談しやすい	とても相談しやすい
a. 同居している配偶者や家族	1	2	3	4
b. 同居していない配偶者や家族	1	2	3	4
c. 友人や知人	1	2	3	4
d. 自治会長や町内会長	1	2	3	4
e. 民生児童委員や主任児童委員	1	2	3	4
f. その子の関わる保育・教育機関	1	2	3	4
g. 市町村の相談窓口	1	2	3	4
h. 子どもに関わる民間支援団体	1	2	3	4
i. 児童相談所	1	2	3	4
j. その他 具体的に：	1	2	3	4

問9 もし心配な状況（例：泣き叫ぶ声が聞こえる、殴られている、徘徊をしている、身なりが汚いなど、気になる子どもの状況ならどんなものでもかまいません）にある子ども・保護者がいた場合、あなたはどのような対応をとると思われますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 同居している配偶者や家族に話す
2. 同居していない配偶者や家族に話す
3. 友人・知人に話す
4. （子どもが特定できる場合）子どもや家族に話しかけ、状況を尋ねる
5. （子どもが特定できる場合）その子ども・家族について、近所の人に状況を確認する
6. 自治会長や町内会長へ相談する
7. 民生児童委員や主任児童委員に相談する
8. 地域の保育施設・教育機関へ相談する
9. 市町村の相談窓口へ相談する
10. 民間支援団体の窓口へ相談する

11. 児童相談所へ相談をする

12. 特に何もしない

13. その他（具体的に：

）

問10 問8で「12特に何もしない」と答えた方にお聞きします。特に何もしない理由をお書きください。

--

問11 **子育て支援や子どもの虐待予防**に関して、もっと知りたい情報や、その効果的な普及方法（誰にたいして、どういった方法）があればお書きください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

岩手県

陸前高田市 母子保健係

陸前高田市 民生委員・児童委員

陸前高田市役所 民生部 児童家庭婦人相談室

いわてこどもケアセンター

一関児童相談所

陸前高田市立気仙中学校

陸前高田市立米崎小学校

大船渡市 児童家庭支援センター大洋

大船渡市 母親子育て支援団体 NPO こそだてシップ

仮設住宅支援団体 NPO 陸前たがだ八起プロジェクト

宮城県

宮城県保健福祉部子育て支援課(児童相談所状況統括)

石巻市福祉部子育て支援課

石巻市福祉部虐待防止センター

石巻市保健師

石巻市河北地区主任児童委員

石巻市立雄勝中学校

石巻市立貞山小学校

石巻市立蛇田中学校

石巻市立湊小学校

石巻市立渡波中学校

東北大学教育学部震災子ども支援室・Sチル

からころステーション

キャプネット・みやぎ

CAPみやぎ

社会福祉法人 旭が丘学園 児童家庭支援センター

社会福祉法人 旭が丘学園 児童養護施設

ちるぴよ

ハーティ仙台

プロジェクト結

福島県

福島県スクールカウンセラー

福島県立原町高等学校

南相馬市役所健康福祉部健康づくり課母子保健係

南相馬市役所健康福祉部男女共同こども課
家庭児童相談室

南相馬市役所健康福祉部男女共同こども課
発達支援室

南相馬市役所社会福祉課

南相馬市民生委員児童委員連絡協議会

浜児童相談所

南相馬市鹿島小学校

南相馬市立鹿島中学校

南相馬市立小高小学校

南相馬市立原町第一小学校

南相馬市立石神中学校

南相馬市立石神第二小学校

牛越応急仮設住宅 見守り隊

小池長沼応急仮設住宅 見守り隊

児童養護施設青葉学園

付記

本調査のコアグループメンバーとして以下の方々に、調査設計から始まり分析、執筆、監修までご指導いただきました。（敬称略）

吉田恒雄（駿河台大学教授・副学長、NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長）

川松亮（厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課児童福祉専門官）

有村大士（日本社会事業大学 准教授）

また、以下の方々にアドバイザーとして報告書原案ができた段階で、貴重なご意見、ご講評をいただきました。（敬称略、五十音順）

西郷泰之（大正大学）

鈴木崇之（東洋大学）

高橋幸成（日本家庭子ども総合研究所）

本間博彰（宮城県子ども総合センター）

松原康雄（明治学院大学）

八木淳子（いわてこどもケアセンター）

（所属先については 2014 年 3 月時点のものです）

以上の皆さまに厚く御礼申し上げます。

セーブ・ザ・チルドレンは、国連に公認された子ども支援 NGO です。
子どもたちの生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」を
実現するために、日本のみならず世界中の子どもたちのために、
子どもたちとともに活動しています。

2011年3月、震災が発生した直後から、私たちは東北で、
以下のような緊急・復興支援の活動も続けています。

教育



- 奨学金の給付と学用品備品の提供
- 通学、部活動のための移動バス支援
- 学校給食のサポート
- 地域の伝統芸能やスポーツ活動、文化活動の支援

子どもの保護



- 安心・安全な遊び場の設置
- 文具や避難用品など備品配布
- 学童保育(放課後児童クラブ)サポート
- 公園やグラウンド整備、修復、建設
- 幼稚園・保育所へのサポート

子どもにやさしい 地域づくり



- 地域の復興に子どもたちが声をあげ、参加する活動
- 「子どもまちづくりクラブ」の設立と実施(宮城、岩手県内3地域)
- 子どもたちの意見の聞き取り・アンケート調査
- 「東北子どもまちづくりサミット等の開催」

防災



- 奨学金の給付と学用品備品の提供
- 通学、部活動のための移動バス支援
- 学校給食のサポート
- 地域の伝統芸能やスポーツ活動、文化活動の支援



コミュニティ・イニシアチブ

- 「子どもの保護」「教育」「子どもにやさしい地域づくり」「防災」のすべての分野にわたり、地域のNPOとの協働・助成を行い、子どもへの支援を行う

年度	地域	総数	内訳					
			身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	養児(再掲)	置き去り児童(再掲)
平成24年度(2012年度)	全国	実数 66701 割合 100.0% 指数 1.569 割合指数 1.000	23579 35.4% 1.414 0.901	1449 2.2% 1.096 0.698	22423 33.6% 2.490 1.587	19250 28.9% 1.241 0.791	44 0.1% 1.760 1.122	209 0.3% 0.986 0.628
	岩手県	実数 376 割合 100.0% 指数 1.321 割合指数 1.000	149 39.6% 1.326 1.004	12 3.2% 1.091 0.826	133 35.4% 1.946 1.474	82 21.8% 0.882 0.668	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	宮城県	実数 651 割合 100.0% 指数 1.038 割合指数 1.000	243 37.3% 0.847 0.816	3 0.5% 0.100 0.096	255 39.2% 2.056 1.982	150 23.0% 0.805 0.776	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	福島県	実数 311 割合 100.0% 指数 1.322 割合指数 1.000	134 43.1% 1.193 0.903	13 4.2% 1.182 0.894	75 24.1% 2.163 1.637	89 28.6% 1.151 0.871	2 0.6% 0 0	2 0.6% 0 0
	仙台市	実数 442 割合 100.0% 指数 1.156 割合指数 1.000	105 23.8% 0.686 0.594	12 2.7% 1.440 1.246	240 54.3% 2.215 1.916	85 19.2% 0.754 0.653	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
平成23年度(2011年度)	全国	実数 59919 割合 100.0% 指数 1.410 割合指数 1.000	21942 36.6% 1.316 0.934	1460 2.4% 1.104 0.783	17670 29.5% 1.962 1.392	18847 31.5% 1.215 0.862	30 0.1% 1.200 0.851	154 0.3% 0.726 0.515
	岩手県	実数 392 割合 100.0% 指数 1.377 割合指数 1.000	145 37.0% 1.291 0.937	19 4.8% 1.727 1.254	117 29.8% 1.712 1.243	111 28.3% 1.194 0.867	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	宮城県	実数 685 割合 100.0% 指数 0.977 割合指数 1.000	269 39.3% 0.937 0.858	38 5.5% 1.267 1.160	221 32.3% 1.782 1.632	157 22.9% 0.843 0.772	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	福島県	実数 259 割合 100.0% 指数 1.101 割合指数 1.000	122 47.1% 1.086 0.825	17 6.6% 1.545 1.404	45 17.4% 1.298 0.662	75 29.0% 0.970 0.798	2 0.8% 0 0	4 1.5% 0 0
	仙台市	実数 480 割合 100.0% 指数 1.255 割合指数 1.000	145 30.2% 0.948 0.755	7 1.5% 0.840 0.669	246 51.3% 2.271 1.809	82 17.1% 0.728 0.580	0 0.0% 0 0	1 0.2% 0 0
平成22年度(2010年度)	全国	実数 56384 割合 100.0% 指数 1.327 割合指数 1.000	21559 38.2% 1.293 0.975	1405 2.5% 1.063 0.801	15068 26.7% 1.673 1.261	18352 32.5% 1.184 0.892	28 0.0% 1.120 0.844	202 0.4% 0.953 0.718
	岩手県	実数 361 割合 100.0% 指数 1.268 割合指数 1.000	147 40.7% 1.309 1.032	10 2.8% 0.909 0.717	118 32.7% 1.727 1.362	86 23.8% 0.925 0.729	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	宮城県	実数 753 割合 100.0% 指数 0.956 割合指数 1.000	291 38.6% 1.014 0.845	48 6.4% 1.600 1.333	232 30.8% 1.871 1.559	182 24.2% 0.977 0.814	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
	福島県	実数 905 割合 100.0% 指数 1.506 割合指数 1.000	784 86.9% 1.506 1.118
	仙台市	実数 477 割合 100.0% 指数 1.248 割合指数 1.000	135 28.3% 0.882 0.707	8 1.7% 0.960 0.769	219 45.9% 2.022 1.620	115 24.1% 1.021 0.818	0 0.0% 0 0	0 0.0% 0 0
3ヶ年平均(2009年度)	全国	実数 42504.66667 割合 100.0% 指数 284.6666667 割合指数 1.000	16670 39.2% 112.3333333 39.5%	1322.333333 3.1% 11 3.9%	9006 21.2% 68.33333333 24.0%	15506.333333 36.5% 93 32.7%	25 0.1% 0 0.0%	212 0.5% 0 0.0%
	岩手県	実数 627.3333333 割合 100.0% 指数 235.3333333 割合指数 1.000	287 45.7% 112.3333333 47.7%	30 4.8% 11 4.7%	124 19.8% 34.66666667 14.7%	0 0.0% 77.33333333 32.9%	0 0.0% 0 0.0%	2 0.3% 0 0.0%
	宮城県	実数 382.3333333 割合 100.0% 指数 442.1 割合指数 1.000	153 40.0% 173.71 39.3%	8.333333333 2.2% 1350 3.1%	108.33333333 28.3% 10305 23.3%	0 0.0% 15185 34.3%	0 0.0% 25 0.1%	0 0.0% 212 0.5%
	福島県	実数 293 割合 100.0% 指数 609 割合指数 1.000	115 39.2% 240 39.4%	8 2.7% 29 4.8%	73 24.9% 166 17.4%	97 33.1% 174 28.6%	0 0.0% 0 0.0%	0 0.0% 2 0.3%
	仙台市	実数 340 割合 100.0% 指数 426.64 割合指数 1.000	131 38.5% 16343 38.3%	9 2.6% 1324 3.1%	113 33.2% 9092 21.3%	87 25.6% 15905 37.3%	0 0.0% ...	0 0.0% ...
平成20(2008)年度	全国	実数 670 割合 100.0% 指数 238 割合指数 1.000	352 52.5% 100 42.0%	30 4.5% 12 5.0%	103 15.4% 37 15.5%	185 27.6% 89 37.4%
	岩手県	実数 378 割合 100.0% 指数 406.39 割合指数 1.000	146 38.6% 16296 40.1%	4 1.1% 1293 3.2%	99 26.2% 7621 18.8%	129 34.1% 15429 38.0%
	宮城県	実数 288 割合 100.0% 指数 603 割合指数 1.000	113 39.2% 269 44.6%	12 4.2% 31 5.1%	68 23.6% 103 17.1%	95 33.0% 200 33.2%
	福島県	実数 268 割合 100.0% 指数 429 割合指数 1.000	131 48.9% 182 42.4%	8 3.0% 12 2.8%	36 13.4% 113 26.3%	93 34.7% 122 28.4%
	仙台市	実数 429 割合 100.0% 指数 2.8 割合指数 1.000	182 42.4%	12 2.8%	113 26.3%	122 28.4%

	総数	内訳				
		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	
平成24年度(2012年度)	全国	実数 73200	25559	934	19754	26953
	割合	100.0%	34.9%	1.3%	27.0%	36.8%
	指数	1.383	1.332	1.142	1.942	1.185
	割合指数	1.000	0.963	0.826	1.404	0.857
	岩手県	実数 430	130	8	129	163
	割合	100.0%	30.2%	1.9%	30.0%	37.9%
	指数	0.925	0.759	1.143	1.382	0.845
	割合指数	1.000	0.820	1.235	1.494	0.913
	宮城県	実数 1263	360	9	321	573
	割合	100.0%	28.5%	0.7%	25.4%	45.4%
指数	1.500	1.156	0.711	2.093	1.571	
割合指数	1.000	0.771	0.474	1.396	1.048	
福島県	実数 511	206	16	75	214	
割合	100.0%	40.3%	3.1%	14.7%	41.9%	
指数	1.160	1.159	2.400	1.051	1.157	
割合指数	1.000	1.000	2.070	0.907	0.998	
仙台市	実数 391	99	7	121	164	
割合	100.0%	25.3%	1.8%	30.9%	41.9%	
指数	1.286	0.853	1.400	2.574	1.206	
割合指数	1.000	0.664	1.088	2.002	0.938	
全国	実数 70102	25154	932	17008	27008	
割合	100.0%	35.9%	1.3%	24.3%	38.5%	
指数	1.324	1.311	1.140	1.672	1.187	
割合指数	1.000	0.990	0.861	1.262	0.896	
岩手県	実数 524	208	8	93	215	
割合	100.0%	39.7%	1.5%	17.7%	41.0%	
指数	1.128	1.214	1.143	0.996	1.114	
割合指数	1.000	1.077	1.013	0.884	0.988	
宮城県	実数 1314	392	20	277	625	
割合	100.0%	29.8%	1.5%	21.1%	47.6%	
指数	1.561	1.259	1.579	1.807	1.714	
割合指数	1.000	0.807	1.012	1.158	1.098	
福島県	実数 564	203	9	110	242	
割合	100.0%	36.0%	1.6%	19.5%	42.9%	
指数	1.280	1.143	1.350	1.542	1.308	
割合指数	1.000	0.893	1.055	1.205	1.022	
仙台市	実数 387	111	4	107	165	
割合	100.0%	28.7%	1.0%	27.6%	42.6%	
指数	1.273	0.957	0.800	2.277	1.213	
割合指数	1.000	0.752	0.628	1.788	0.953	
全国	実数 67232	25100	913	15240	25979	
割合	100.0%	37.3%	1.4%	22.7%	38.6%	
指数	1.270	1.308	1.117	1.498	1.142	
割合指数	1.000	1.030	0.879	1.180	0.899	
岩手県	実数 515	167	5	130	213	
割合	100.0%	32.4%	1.0%	25.2%	41.4%	
指数	1.108	0.975	0.714	1.393	1.104	
割合指数	1.000	0.879	0.644	1.257	0.996	
宮城県	実数 1150	322	18	302	508	
割合	100.0%	28.0%	1.6%	26.3%	44.2%	
指数	1.366	1.034	1.421	1.970	1.393	
割合指数	1.000	0.757	1.040	1.442	1.020	
福島県	実数 1075	0.791	1.273	1.315	1.220	
割合	1.075	0.791	1.273	1.315	1.220	
割合指数	1.075	0.791	1.273	1.315	1.220	
仙台市	実数 450	160	8	95	187	
割合	100.0%	35.6%	1.8%	21.1%	41.6%	
指数	1.480	1.379	1.601	2.021	1.375	
割合指数	1.000	0.932	1.081	1.365	0.929	
全国	実数 52927.66667	19191.33333	817.6666667	10171.33333	22747.33333	
割合	100.0%	36.3%	1.5%	19.2%	43.0%	
指数	1.165	1.055	1.433	1.349	1.204	
割合指数	1.000	0.932	1.081	1.365	0.929	
3ヶ年平均(「スライズ」)	全国	実数 464.6666667	171.3333333	7	93.3333333	193
割合	100.0%	36.9%	1.5%	20.1%	41.5%	
指数	842	311.3333333	12.66666667	153.3333333	364.6666667	
割合指数	100.0%	37.0%	1.5%	18.2%	43.3%	
岩手県	実数 440.6666667	177.6666667	6.666666667	71.3333333	185	
割合	100.0%	40.3%	1.5%	16.2%	42.0%	
指数	304	116	5	47	136	
割合	100.0%	38.2%	1.6%	15.5%	44.7%	
宮城県	実数 56606	21088	800	11619	23099	
割合	100.0%	37.3%	1.4%	20.5%	40.8%	
指数	455	153	6	89	207	
割合	100.0%	33.6%	1.3%	19.6%	45.5%	
岩手県	実数 942	286	18	210	428	
割合	100.0%	30.4%	1.9%	22.3%	45.4%	
指数	450	197	5	90	158	
割合	100.0%	43.8%	1.1%	20.0%	35.1%	
宮城県	実数 350	113	3	63	171	
割合	100.0%	32.3%	0.9%	18.0%	48.9%	
指数	52282	18641	832	9995	22814	
割合	100.0%	35.7%	1.6%	19.1%	43.6%	
岩手県	実数 481	187	9	103	182	
割合	100.0%	38.9%	1.9%	21.4%	37.8%	
宮城県	実数 767	313	9	124	321	
割合	100.0%	40.8%	1.2%	16.2%	41.9%	
仙台市	実数 417	157	7	58	195	
割合	100.0%	37.6%	1.7%	13.9%	46.8%	
岩手県	実数 309	104	6	52	147	
割合	100.0%	33.7%	1.9%	16.8%	47.6%	
宮城県	実数 49895	17845	821	8900	22329	
割合	100.0%	35.8%	1.6%	17.8%	44.8%	
岩手県	実数 458	174	6	88	190	
割合	100.0%	38.0%	1.3%	19.2%	41.5%	
宮城県	実数 817	335	11	126	345	
割合	100.0%	41.0%	1.3%	15.4%	42.2%	
仙台市	実数 455	179	8	66	202	
割合	100.0%	39.3%	1.8%	14.5%	44.4%	
全国	実数 253	131	6	26	90	
割合	100.0%	51.8%	2.4%	10.3%	35.6%	
平成19年度(2007)						
平成20年度(2008)						
平成21年度(2009)						

別添 2：支援者への調査で提案された、今後期待される支援

	子どもへの支援	家庭への支援	養育者への支援	地域社会・住民への支援	学校・保育施設への支援	NPO / 市民社会への支援	機関連携について	その他の提言	
ミクロレベルの取組	<input type="checkbox"/> (中高生を含む) 遊び場・居場所づくり <input type="checkbox"/> 移動により遅れがちな学習支援 <input type="checkbox"/> グリーフケアの充実 <input type="checkbox"/> 遺児 / 孤児の遺産相続に関する支援 <input type="checkbox"/> 虐待に関する正しい情報提供 <input type="checkbox"/> 日常的なケアを可能とする施策展開	<input type="checkbox"/> 家族の成長を支える寄り添い型の支援 <input type="checkbox"/> (ネグレクト事例への対応には) 養育者と子どもの関係を促す支援 <input type="checkbox"/> 気軽に相談できる窓口の設置 <input type="checkbox"/> 気軽の参加できるサークル活動の増強 <input type="checkbox"/> 判断に迷うグレーゾーン事例への対策強化 <input type="checkbox"/> (グレーゾーン事例への対応として) 家庭内の養育文化への直接的なアプローチの検討	<input type="checkbox"/> (通告ではなく) 深刻化する前に利用できる相談窓口の広報 / 周知 <input type="checkbox"/> 地域密着型の相談事業・相談体制の構築 <input type="checkbox"/> ピアレンティングプログラムの導入 <input type="checkbox"/> 仮設団地における家庭の孤立化防止のための啓発や研修機会の創出 <input type="checkbox"/> (親族が) 被災者である事実に即した支援関係の構築 <input type="checkbox"/> 里親のレスパイトケア利用の拡充 <input type="checkbox"/> 祖父母による親族里親の高齢化を見越した継続的な支援 <input type="checkbox"/> 一時保育やレスパイトケアなどの育児負担を減らすサービスに関する情報の周知 <input type="checkbox"/> 働いている母親への支援・ケアの充実 <input type="checkbox"/> 特定妊婦に対する支援の充実 <input type="checkbox"/> 妊娠期からの普及啓発の推進 <input type="checkbox"/> 外国人家庭への相談支援窓口の設置	<input type="checkbox"/> 里子の養育を支えるための地域住民の理解の向上および連携の促進	<input type="checkbox"/> (予算的、人力的制約はあるが) 巡回相談の支援拡充 <input type="checkbox"/> (心理的アセスメントだけでなく) 発達経過を見守る体制の充実			<input type="checkbox"/> (子どもの不安傾向などに対する) 支援ニーズとリスクのアセスメント技術の向上 <input type="checkbox"/> (震災後3年を控えた今後の支援策として) 行政機関や関係団体間の情報共有 <input type="checkbox"/> (里親への支援において) 児童相談所のみならず、里親会などの支援機関、児童養護施設の里親支援専門相談員、民間支援機関などとの重層的な連携と支援展開 <input type="checkbox"/> ワンストップ窓口(多機関のサービス情報など)の設置	<input type="checkbox"/> 放射能リスクが子育て全般における負担感を高めていることに留意した支援 <input type="checkbox"/> (民生委員)の成功事例に関する情報共有 <input type="checkbox"/> 次世代の保護者を対象とした支援
メゾレベルの取組	<input type="checkbox"/> 地域全体で子どもを守るため、自治体で子ども会を組織することが重要である	<input type="checkbox"/> (即時的介入の必要性はないが) 見守りが必要な家庭への具体的な支援サービスの拡充 <input type="checkbox"/> グレーゾーンに対する具体的施策の検討 <input type="checkbox"/> 日常的な子育て支援サービスの拡充 <input type="checkbox"/> ケースマネジメント技術の強化 <input type="checkbox"/> 低リスク事例のアセスメントツールの開発 <input type="checkbox"/> 低リスク事例のアセスメント体制の確立 <input type="checkbox"/> (行政のみならず) 社会全体で孤立を防ぐ取り組みの強化 <input type="checkbox"/> (特に仮設団地における) 子育て家庭の孤立化を防止するための啓発活動 <input type="checkbox"/> 委託事業などを増やし、アウトリーチ型支援の拡充の検討 <input type="checkbox"/> 避難先から帰還後の生活を見守る支援体制	<input type="checkbox"/> 放射能リスク負担感に配慮した支援の拡大 <input type="checkbox"/> 里親サロンの継続 <input type="checkbox"/> 仮設住宅支援者との連携による孤立化防止の取り組みへ向けた検討	<input type="checkbox"/> 子ども虐待への対応として、児童相談所への通告以外の手段に関わる周知、啓発 <input type="checkbox"/> (行政や教育現場などから) DVを含めた虐待の早期予防に関する啓発活動の強化 <input type="checkbox"/> 子ども虐待に解決へ向けた意欲ある地域住民に対する研修機会の提供、見守りの強化 <input type="checkbox"/> (虐待そのものより) 対応に迷う事例を専門機関へ繋げる工夫 <input type="checkbox"/> 帰還した人を非難しないための啓発	<input type="checkbox"/> 記録を確実に引き継ぐための制度構築 <input type="checkbox"/> 地域住民が放課後に学校を拠点として子どもと交流する『地域教育』のような取り組みが有効である <input type="checkbox"/> 安全安心な保育施設・場所づくり <input type="checkbox"/> 学校教職員を対象としたサポートの拡充 <input type="checkbox"/> 子どもへの対応を学ぶ研修機会の充実 <input type="checkbox"/> PTA 活動の活性化 <input type="checkbox"/> 保育現場と専門職の継続的な連携	<input type="checkbox"/> 多領域による予防的観点の施策充実の推進 <input type="checkbox"/> NPO などに対する支援の増強	<input type="checkbox"/> ネグレクト対応を重点化した市町村支援 <input type="checkbox"/> 家庭の情報を多機関から収集することを目的として、(市町村レベルで) ケース会議の定例開催が重要 <input type="checkbox"/> (虐待リスクとしての DV に関し) 教育、行政、専門職の連携の強化 <input type="checkbox"/> 社会的ケアの充実に向けた社会福祉サービス機関、教育、地域社会の連携の拡大 <input type="checkbox"/> 民間団体(里親会、里親支援機関、児童養護施設など)と行政(児童相談所など)の重層的な連携の強化 <input type="checkbox"/> 公的・私的資源を活用したケースマネジメントの運用 <input type="checkbox"/> (虐待そのものより) 対応に迷う事例を専門機関へ繋げる工夫 <input type="checkbox"/> 要保護児童対策地域協議会などの活用 <input type="checkbox"/> 民間団体と行政の橋渡しとして、地域組織の役割の再認識 <input type="checkbox"/> 具体的な機会を通じた(普及啓発ツール開発など)連携のメリットの再確認作業	<input type="checkbox"/> 多領域による予防的観点の施策充実の推進 <input type="checkbox"/> 災害時の避難に関して、学習・啓発 <input type="checkbox"/> 医療施設の充実	
マクロレベルの取組	<input type="checkbox"/> レッドゾーンからの進行を予防するサービスの強化	<input type="checkbox"/> DV 離脱後の母子 / 父子家庭(不安やストレスなど)への手厚い支援 <input type="checkbox"/> (ネグレクト系 育児課題の対応に向け) 当事者視点や地域ニーズを重視した支援展開 <input type="checkbox"/> 放射線に関する正しい知識の情報提供		<input type="checkbox"/> 放射能をめぐる意見対立について、対話・共存していける社会の形成			<input type="checkbox"/> (ネグレクト系の育児課題の対応に向け) インフォーマル資源から公的資源などを重層的、有機的に検討できる枠組みの検討 <input type="checkbox"/> 個人情報、家族のプライバシーに関わる情報を守る制度づくり	<input type="checkbox"/> 第一次・第二次予防施策の開拓と充実 <input type="checkbox"/> 自然災害後の子ども支援に関する調査研究の推進	



東日本大震災からの学び：災害後の子どもの育つ
環境の変化と支援体制への影響に関する調査報告書
～子ども虐待の予防・啓発の取り組みに向けて～

2014年4月

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

東日本大震災復興支援事業部

TEL：03-6859-6869

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル4F